

平成 20 年

第 2 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 20 年 6 月 11 日

閉会：平成 20 年 6 月 27 日

柳川市議会

第2回柳川市議会（定例会）日程表（変更後）

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
6月11日	水	本 会 議	開会・提案理由説明
6月12日	木	考 案 日	
6月13日	金	本 会 議	議案質疑
6月14日	土	休 会	
6月15日	日	休 会	
6月16日	月	考 案 日	
6月17日	火	本 会 議	一 般 質 問
6月18日	水	本 会 議	一 般 質 問
6月19日	木	休 会	
6月20日	金	委 員 会	
6月21日	土	休 会	
6月22日	日	休 会	
6月23日	月	委 員 会	
6月24日	火	委 員 会	
6月25日	水	事務整理日	
6月26日	木	事務整理日	議会運営委員会
6月27日	金	本 会 議	採決・閉会

第2回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 39 号	専決処分の承認について （専決第3号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例）	20. 6.13	承 認
議 案 第 40 号	専決処分の承認について （専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例）	20. 6.13	承 認
議 案 第 41 号	専決処分の承認について （専決第5号 平成20年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））	20. 6.13	承 認
議 案 第 42 号	平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について	20. 6.27	原案可決
議 案 第 43 号	柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について	20. 6.27	原案可決
議 案 第 44 号	柳川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	20. 6.13	原案可決
議 案 第 45 号	柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20. 6.13	原案可決
議 案 第 46 号	柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20. 6.13	原案可決
議 案 第 47 号	柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	20. 6.13	原案可決
議 案 第 48 号	柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について	20. 6.13	原案可決
議 案 第 49 号	柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	20. 6.13	原案可決
議 案 第 50 号	財産の取得について	20. 6.13	原案可決
議 案 第 51 号	市道路線の変更認定について	20. 6.27	原案可決

議案 第52号	柳川市公平委員会委員の選任について	20. 6.13	原案同意
議案 第53号	柳川市教育委員会委員の任命について	20. 6.13	原案同意
議案 第54号	柳川市教育委員会委員の任命について	20. 6.13	原案同意
議案 第55号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	20. 6.13	原案同意
議案 第56号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	20. 6.13	原案同意
議案 第57号	柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について	20. 6.13	原案同意
議案 第58号	後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について	20. 6.27	原案可決

請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請 願 第12号	「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」提出 に関する請願	20. 6.27	採 択
請 願 第13号	「渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保 存活用」に関する請願	20. 6.27	閉会中の 継続審査
請 願 第14号	マルシヨク跡地購入についての請願	20. 6.27	閉会中の 継続審査

報 告

	案 件	議 決 日	結 果
報 告 第2号	柳川市土地開発公社の経営状況について	20. 6.11	報 告

報 告 第 3 号	繰越明許費繰越計算書について	20. 6.11	報 告
報 告 第 4 号	繰越明許費繰越計算書について	20. 6.11	報 告

そ の 他

閉会中の継続審査申し出について	20. 6.27	決 定
-----------------	----------	--------

柳川市議会第2回定例会会議録

平成20年6月11日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

13番 伊 藤 法 博

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳
					務			人
					係			
					長			

5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(平成20年1月、2月、3月分)

(2) 全国市議会議長会永年勤続表彰議員の表彰状伝達について

(3) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案第39号 専決処分の承認について(専決第3号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例)

議案第40号 専決処分の承認について(専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例)

議案第41号 専決処分の承認について(専決第5号 平成20年度柳川市老人保健特別会計補正予算(第1号))

日程(4) 議案第42号 平成20年度柳川市一般会計補正予算(第1号) について

日程(5) 議案第43号 柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第44号 柳川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程(6) 議案第50号 財産の取得について

議案第51号 市道路線の変更認定について

日程(7) 議案第52号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第53号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程(8) 報告について

1 報告第2号 柳川市土地開発公社の経営状況について

2 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について

3 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について

日程(9) 請願について

- 1 請願第13号 「渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保存活用」に関する請願
- 2 請願第14号 マルシヨク跡地購入についての請願

午前10時2分 開会

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから平成20年第2回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

これから諸般の報告を行います。

最初に例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、去る5月28日、東京日比谷公会堂において開催されました第84回全国市議会議長会定期総会において木下芳二郎議員が25年以上、島添達也議員、三小田一美議員、龍益男議員が10年以上の勤続議員表彰を受けていますので、ただいまから全国市議会議長会会長にかわりまして表彰状の伝達を行います。

表 彰 状

柳 川 市

木 下 芳二郎 殿

あなたは市議会議員として25年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第84回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

平成20年5月28日

全国市議会議長会

会 長 藤 田 博 之

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

島 添 達 也 殿

あなたは市議会議員として13年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第84回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成20年 5 月28日

全国市議会議長会

会 長 藤 田 博 之

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

三小田 一 美 殿

あなたは市議会議員として12年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第84回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成20年 5 月28日

全国市議会議長会

会 長 藤 田 博 之

〔拍 手〕

表 彰 状

柳 川 市

龍 益 男 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第84回定期総会にあたり本会表彰規程により表彰いたします

平成20年 5 月28日

全国市議会議長会

会 長 藤 田 博 之

〔拍 手〕

議長（田中雅美君）

次に、市長の行政報告を願います。

市長（石田宝藏君）

皆さんおはようございます。

本日は、平成20年第2回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御多用中のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、3月定例会以降の重立った事柄について御報告をさせていただきます。

初めに、3月29日、地域高規格道路有明海沿岸道路開通式がとり行われました。本路線は有明海沿岸の大牟田市から本市を經由し、佐賀県鹿島市までの総延長55キロメートルの計画で平成11年に着工し、このたび部分開通したものでございます。

このたびの開通区間は、大牟田インターチェンジから高田インターチェンジまでの9.8キロメートルと大和南インターチェンジから大川中央インターチェンジまでの12キロメートルの合計21.8キロメートルであります。なお、未開通区間であります高田インターチェンジから大和南インターチェンジの2キロメートルにつきましては、矢部川にかかる橋梁工事が橋脚沈下の影響のためおくれましたが、沈下がおさまり、このほど工事を再開し平成21年春の供用開始に向けて工事が進められております。これによりまして、国道208号線浦島橋の渋滞緩和や広域的な地域振興、沿線自治体の交流促進、物流機能の向上等につながるものと期待をいたしております。

次に、この4月に旧市営白秋北団地跡地1,347平方メートルを整備して市営白秋観光駐車場をオープンいたしました。駐車場は矢留本町の市立歴史民俗資料館西側に位置し、40台の駐車が可能で、料金は1日1回300円といたしております。自動料金精算機を設置し、無人管理により24時間利用可能でトイレも併設をいたしております。沖端地区の駐車場環境を整えたことにより、観光で訪れる方々や商店街での買い物客等の皆様の利便性の向上に大いに役立つものと考えております。

次に、4月24日、直方市で福岡県市長会総会が開催をされました。本市からは、農林水産業の振興について外20議案を提案し、全議案承認され、県市長会名において国、県等の関係機関へ要望されることとなりました。

また、道路整備の財源確保に関する緊急決議及び福岡県公費医療費支給制度の改正に関する緊急要請もあわせて承認され、関係機関へ要望されることとなりました。

なお、次回、秋の第115回福岡県市長会は来る10月7日に本柳川市で開催されることを申し添えておきたいと思っております。

次に、5月15日、石垣市で開催されました九州市長会総会、そして6月4日に東京都で開催されました全国市長会議におきましても、本市から提案いたしておりました国民健康保険制度の抜本的改革について並びに都市財政の充実強化外3議案がそれぞれ承認、決定され、全国、九州それぞれの市長会名で関係する省庁や機関へ要望されることとなりました。

全国市長会議におきましては、九州市長会でも承認された道路整備財源の確保等に関する決議及び後期高齢者医療制度の円滑な運用を求める医療制度改革及び医師確保対策に関する

決議外 2 決議や公立学校施設に係る耐震補強事業に対する財政措置の拡充などが重点要望事項としてあわせて承認され、関係機関へ要望されることになりました。

また、この間、福岡県海岸協会、福岡県筑後平野南部地域地盤沈下対策協議会、有明海東部地区農地海岸事業推進協議会、農地・水・環境保全対策地域協議会、九州新幹線船小屋駅設置促進期成会、全国治水期成同盟会等の総会が相次いで開催され、今年度の事業計画などが承認、決定をされました。

5月28日には、福岡県農地防災災害支援協議会の設立総会が開催され、会長に推挙されたことを御報告いたします。

最後に、韓国釜山市の表敬訪問について御報告をいたします。

詩聖北原白秋先生と大韓民国銀冠文化勲章を受章された韓国の詩人キム・ソウン氏との関係を題材にした新聞報道並びにテレビ放送を千載一遇のチャンスととらえ、キム・ソウン氏の遺族と面会し、関係を深めるとともに本市のPRを行うために、5月20日から3日間の日程で韓国釜山市を表敬訪問いたしました。

訪韓の大きな目的でありました白秋生家記念館に白秋先生を師と仰いだキム・ソウン氏の展示コーナーを設けるために、キム・ソウン氏の長男であるキム・イムボム氏と面会を行い、キム・ソウン氏の遺品などの資料提供を依頼いたしましたところ、一定の承諾をいただいてまいりました。あわせてホ・ナムシク釜山市長と市の幹部を初め、釜山観光公社のトップであるカン・チョンソク団長、そしてKNN釜山放送局のイ・マンヌ社長らと本市のPRと釜山からの観光客誘致について実りある対談を行ってまいりました。つきましては、北原白秋生家記念館にキム・ソウン氏の展示コーナーを設け、両氏の関係を継承し、これを起爆剤として一人でも多くの人に足を運んでいただくとともに韓国からの観光客誘致につなげていきたいと考えを伝え、好感触を得て帰ってまいりました。

以上、簡単でございますが、これで行政報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。

平成20年第2回柳川市議会定例会の会期日程等について、6月9日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります、本日6月11日から6月27日までの17日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、12日は考案日、13日を議案質疑、14日、15日は休日で休会、16日は考案日、17日、18日、19日を一般質問、20日を委員会、21日、22日は休日で休会、23日、24日を委員会、25日、26日は事務整理日、27日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第39号から議案第41号までの3議案の一括上程であります。

日程4が、議案第42号の上程であります。

日程5が、議案第43号から議案第49号までの7議案の一括上程であります。

日程6が、議案第50号及び議案第51号の2議案の一括上程であります。

日程7が、議案第52号から議案第57号までの6議案の一括上程であります。

日程8が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程9が、請願についてであります。

本定例会に請願2件が提出されております。請願第13号は教育民生委員会に審査を付託、請願第14号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

議案第39号から議案第41号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、3議案とも即決といたしております。

次に、議案第42号を議題とし、質疑終了後、総務委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第43号から議案第49号までの7議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第43号は建設委員会に審査を付託、議案第44号から議案第49号までの6議案は即決といたしております。

次に、議案第50号及び議案第51号の2議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第50号は即決、議案第51号は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第52号から議案第57号までの6議案を一括議題とし、質疑終了後、6議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（田中雅美君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（田中雅美君）

日程2 ．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、8番森田房儀議員及び22番藤丸正勝議員を指名いたします。

ここで、今定例会の議案上程前に御報告いたします。

石田市長より議案第51号について、お手元に配付いたしておりますとおり議案訂正の請求があり、議長においてこれを許可いたしましたので、御報告をいたします。

訂正の内容について、山田総務部長より説明があります。

総務部長（山田政徳君）

お時間をおとりいただきまして、まことに申しわけございませんけれども、議案書に一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

お手元に配付をいたしております議案の訂正請求書、その2枚目をごらんいただきたいと思います。

訂正表の上半分が訂正前の分でございます、そして下半分が訂正後の議案でございます。

訂正いたしますのは議案第51号でございますが、まず議案名を「市道路線の認定及び変更認定について」から「市道路線の変更認定について」に変更をいたしております。

次に、訂正前は認定路線1件、変更認定路線1件で提案をいたしておりましたが、これを変更認定路線2件に変更するものでございます。

内容を簡単に申し上げますと、当初は路線番号1418、五反田2号線を新規の認定路線として提案いたしておりましたが、この路線は既認定市道でありまして、路線番号1273、町屋敷矢加部南屋敷線が有明沿岸道路建設に伴い分断されましたので、その機能交換として整備した道路でございます。このため、これを新規認定路線とした場合、市道認定要綱にそぐわなくなるということのために認定路線を変更認定路線に変更するものでございます。

深くおわびを申し上げ、以上のように訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

日程第3 議案第39号～議案第41号

議長（田中雅美君）

日程3．議案第39号から議案第41号までの3議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第39号から議案第41号までの専決処分関係3議案について御説明を申し上げます。

まず、議案第39号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本案は、専決第3号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月30日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

平成19年5月に制定されました戸籍法の一部を改正する法律、平成19年6月に制定された住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成20年3月、当該法律の施行期日を定める政令により施行日がいずれも平成20年5月1日に定められましたので、条例に引用されている当該法律の条文を整備したものでございます。

次に、議案第40号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本案は、専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月30日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

これは、地方税法の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布、施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正したものでございます。

主な改正の内容を申し上げますと、個人市民税につきましては寄附金税制の拡充や公的年金からの特別徴収制度の導入、固定資産税につきましては長期優良住宅に係る特別措置の創設及び省エネ改修工事を行った既存住宅に係る減額措置の創設等所要の改正を行い、あわせて条文の整備を行ったものでございます。

次に、議案第41号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

本案は、専決第5号 平成20年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年5月30日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

この補正予算は、平成19年度の決算見込みにおいて136,968,278円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、この不足額を平成20年度から繰り上げ充用し、

歳入歳出それぞれ137,133千円を追加し、補正後の予算総額を1,418,133千円としたものでございます。

これは、歳入面で老人医療費を賄う支払基金交付金及び国、県支出金が過去の医療費の実績等に基づく推計により概算交付されたのに対し、歳出面での医療給付費等の支出額が概算交付の対象となった医療給付費等を上回る事となったためでありまして、これらの不足額につきましては平成20年度に精算交付されることになっております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

日程第4 議案第42号

議長（田中雅美君）

日程4．議案第42号を上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝蔵君）（登壇）

議案第42号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、補正前の予算額25,868,000千円に8,823千円を追加し、歳入歳出それぞれ25,876,823千円としようとするものでございます。

予算の内容について歳出から御説明いたしますと、まず2款．総務費では413千円を追加しております。これは、ピアス跡地の住民訴訟控訴審に係る弁護士委託料を計上しているものでございます。

次に、3款．民生費では2,831千円を追加しております。これは、今議会に御提案申し上げております母子家庭等医療費、乳幼児医療費及び重度心身障害者医療費の支給に関する3つの条例の一部改正に伴いまして、医療証の印刷費用及び電算システム改修委託料をそれぞれの費目に計上しているものでございます。

次に、10款．教育費では5,579千円を追加しております。これは、蒲池校区の町矢加部公民館新築工事に対する補助金1,812千円と、京町地内のマンション建設予定地及び本町、袋町地内の店舗建設予定地における埋蔵文化財の発掘調査に必要な経費3,767千円を計上しているものでございます。

次に、これら歳出額に伴う歳入財源について御説明をいたします。

まず、18款．繰越金では一般財源として5,056千円を追加しております。

次に、19款・諸収入では3,767千円を追加しております。これは、開発事業者からの埋蔵文化財発掘調査のための委託負担金でございます。

以上、議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第5 議案第43号～議案第49号

議長（田中雅美君）

日程5．議案第43号から議案第49号までの7議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第43号から議案第49号までの条例案7議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第43号 柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

公共下水道の認可区域で供用開始が行われた場合には、排水区域の受益者等には遅滞なく汚水を排水施設に流入させるため排水設備の設置が義務づけられ、あわせて都市計画法第75条に基づく市の条例の規定により受益者に対して負担金が賦課徴収されているところでございます。

本案は、認可区域外から流入を要望される土地の所有者等に対し、下水道法に定める要件を満たすことで流入の許可を行った場合に、認可区域内の受益者との負担の公平の見地から認可区域内の受益者負担金に相当する額を区域外流入分担金として徴収するため、地方自治法第224条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

主な内容を申し上げますと、認可区域外での分担金を徴収する区域を決定し、その区域を公告することにより、受益者の範囲を明確にするとともに、認可区域内の受益者負担金の額を上限に、世帯や世帯以外の事業所等の区分ごとの分担金の額を決定するなど賦課徴収に関する規定のほか、分担金の減免、延滞金や督促に関する規定を設けるものでございます。

次に、議案第44号 柳川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成19年6月に制定され、本年4月から一部施行されております地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、条例の一部を改正しようとするものでございます。

この法律で、地方公共団体の財政の健全性を判断する比率が公表されることに伴い、財政

健全化判断比率等の審査が監査委員に義務づけられたため、審査の期間を条例に規定しようとするもので、あわせて条文の整備を図るものでございます。

次に、議案第45号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、母子家庭等医療対象者であるひとり暮らしの寡婦に対する助成を廃止する一方、新たに父子家庭を助成対象とするなど医療費の支給について見直しを行い、あわせて「母子家庭」から「ひとり親家庭」への名称の変更を行うものでございます。

施行日につきましては、福岡県母子家庭等医療費支給事業費県費補助金交付要綱の改正に合わせ、平成20年10月1日といたしております。

次に、議案第46号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、乳幼児医療対象者である3歳以上の対象家庭に児童手当と同様の所得制限を設ける一方、助成対象となります通院対象年齢を3歳未満から就学前まで拡大することなど医療費の支給について見直しを行うものでございます。

施行日につきましては、福岡県乳幼児医療費支給事業費県費補助金交付要綱の改正に合わせ、平成20年10月1日といたしております。

次に、議案第47号 柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、重度心身障害者医療対象者に所得制限や自己負担を設ける一方、精神障害者を新たに助成対象に加えるなど医療費の支給について見直しを行い、あわせて「重度心身障害者」から「重度障害者」へ名称の変更を行うものでございます。

なお、新たな負担となる65歳以上の障害者本人負担分のうち、通院に係る分につきましては障害者の所得状況を考慮し、市が一部を負担しようとするものでございます。

施行日につきましては、福岡県重度心身障害者医療費支給事業費県費補助金交付要綱の改正に合わせ、平成20年10月1日といたしております。

次に、議案第48号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本案は、平成19年度福岡県が行った主要地方道大和城島線局部整備工事、市が行った住宅

市街地総合整備事業により新たに公園を整備しましたので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、事業の施行により市内大和町中島地内に新たに設置された東上町ポケットパークと南浦ポケットパークの2つの公園を条例に加えるものでございます。

次に、議案第49号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、平成20年3月に制定されました非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容を申し上げますと、配偶者以外の扶養親族の補償基礎額の加算額200円を平成20年4月1日から217円に引き上げるものでございます。あわせて条文の整備を図るものでございます。

以上、7議案について御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第50号～議案第51号

議長（田中雅美君）

日程6．議案第50号及び議案第51号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第50号及び議案第51号の2議案につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第50号 財産の取得について御説明を申し上げます。

本案は、柳川市消防団第12分団及び第14分団の老朽化した消防車両4台にかえ、小型動力ポンプ付積載車4台を購入するものでございます。

去る4月25日、消防車両の取り扱いがある県内の事業者9社による指名競争入札の結果、消費税を含み20,359,500円で株式会社マツウラ、代表取締役松浦文人が落札いたしましたので、購入契約を締結し、財産として登録しようとするものでございます。

次に、議案第51号 市道路線の変更認定について御説明を申し上げます。

本案は、有明海沿岸道路建設整備により、機能交換として1路線並びに既存認定道路の1路線において路線の一部の所有者から寄附採納により路線が伸長するため、変更認定を行うものでございまして、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

願いいたします。

日程第7 議案第52号～議案第57号

議長（田中雅美君）

日程7．議案第52号から議案第57号までの6議案を一括上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

議案第52号から議案第57号までの人事案件につきまして御説明を申し上げます。

まず、議案第52号 柳川市公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本案は、公平委員会委員の石橋秀一氏が平成20年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を選任したいので、地方公務員第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第53号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員の横地景子氏が平成20年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本案は、教育委員会委員の吉開洋一郎氏が平成20年3月31日をもって辞職されたため、後任の委員に本園眞弓氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。なお、同氏の任命につきましては、同法第4条第4項の規定に基づき、未成年者を持つ親の中からの任命でございまして、またその任期は前任者の残任期間となるものでございます。

次に、議案第55号及び議案第56号の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

この2議案は、固定資産評価審査委員会委員の大橋直孝氏、大淵義正氏の両氏が、いずれも平成20年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に再度両氏をそれぞれ選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第57号の柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の塩塚正月氏が平成20年7月7日をもって任期満了となるため、後任の委員に平田敏四郎氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に

基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

日程第 8 報告について

議長（田中雅美君）

日程 8 . 報告について。

報告第 2 号 柳川市土地開発公社の経営状況について、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について及び報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について市長の報告を求めます。

市長（石田宝藏君）（登壇）

報告第 2 号 柳川市土地開発公社の経営状況について御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市の出資法人でございます柳川市土地開発公社の経営状況を、当該公社の決算書等に基づき、報告するものでございます。

平成19年度の経営実績については、損益計算書に示しておりますように、事業収益、事業外収益を合わせた収益は60,985円、事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を合わせた費用は341,317円となっております。収入支出差し引き280,332円の純損失を生じております。

したがいまして、平成19年度における準備金は、前年13,924,942円と平成19年度280,332円の純損失との差し引き額13,644,610円ございまして、これを平成20年度に繰り越しております。

財政状況につきましては、貸借対照表に示しておりますように、流動資産は現金預金及び公有用地を、固定資産はパソコンを保有いたしております。

また、固定負債には銀行からの長期借入金がございます。

平成20年度事業につきましては、公共用地管理費として2,119千円を計上いたしております。

次に、報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

本件は、本年 3 月定例会において議決をいただきました平成19年度柳川市一般会計補正予算に計上してありました歴史を活かしたまちづくり事業外 2 件の繰越明許費について、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり、188,990千円を平成20年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条の第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について御説明を申し上げます。

本件は、本年 3 月定例会において議決いただきました平成19年度柳川市下水道事業特別会計補正予算に計上してありました公共下水道事業の繰越明許費について、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり488,000千円を平成20年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告をするものでございます。

以上でございます。

議長（田中雅美君）

この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第9 請願について

議長（田中雅美君）

日程9．請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付いたしておりますとおり2件の請願を受理いたしております。

お諮りいたします。

請願第13号 「渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保存活用」に関する請願については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

請願第14号 マルシヨク跡地購入についての請願については、産業経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時56分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成20年6月13日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	恵	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	高	巢	雄
議	会	事	務	局	庶	高	口	佳
					務			人
					係			
					長			

5. 議事日程

日程(1) 議案質疑について

議案第39号 専決処分の承認について(専決第3号 柳川市手数料条例の

一部を改正する条例)

- 議案第40号 専決処分の承認について(専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例)
- 議案第41号 専決処分の承認について(専決第5号 平成20年度柳川市老人保健特別会計補正予算(第1号))
- 議案第42号 平成20年度柳川市一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第43号 柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
- 議案第44号 柳川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第48号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第49号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第50号 財産の取得について
- 議案第51号 市道路線の変更認定について
- 議案第52号 柳川市公平委員会委員の選任について
- 議案第53号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について
- 議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

午前10時 開議

議長(田中雅美君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長(田中雅美君)

日程 1 . 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのようにお願いをしておきます。

議案第39号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例）

議案第40号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例）及び議案第41号 専決処分の承認について（専決第5号 平成20年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））

についての以上3議案を一括議案といたします。

3議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第39号 専決処分の承認について（専決第3号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第40号 専決処分の承認について（専決第4号 柳川市税条例の一部を改正する条例）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第41号 専決処分の承認について（専決第5号 平成20年度柳川市老人保健特別会計補正予算（第1号））については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、

議案第42号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第42号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、総務委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第43号 柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第44号 柳川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定について

及び議案第49号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についての以上7議案を一括議題といたします。

7 議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

議案第45号、この中にありますひとり暮らしの寡婦の方は何名ぐらいおられるのかお尋ねいたします。

それと、議案第47号ですけれども、1点目が、65歳以上の重度障害者は何人ぐらいおられるのかということです。2点目としましては、市としての通院費用500円を負担した場合、柳川市の持ち出し分といたしますか、これは幾らぐらいになると考えておられるのか。

以上でございます。

健康づくり課長（川口敬司君）

まず1点目のひとり暮らしの寡婦についてでありますけれども、本年の5月末現在で対象者が209名であります。

次に、65歳以上の重度心身障害者の人数でありますけれども、これにつきましては、同じく本年の5月末現在で対象者が1,107名です。

次に、重度心身障害者の通院に対する費用の見込みでありますけれども、19年度の実績に基づきまして試算しました結果、件数が1万7,700件程度、1件当たりの助成額を500円ということで考えておりますので、総額としまして、年間9,000千円程度になるかと思えます。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。

議案第45号と議案第47号につきましては、よければ市長に対してちょっと御答弁をお願いしたいと思います。

議案第47号ですけれども、全体として寡婦医療の廃止は、今後自己負担や所得制限の導入で、いわゆる最も弱者と言われております障害者や母子家庭などに対しまして、19億円ほどの負担がふえると言われておりますけれども、このことに対して市長はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員のお尋ねについてお答えをいたしたいと思っておりますが、今回の県の制度改正、これにつきましては、助成対象の拡大などを柱に、持続可能で安定的な制度への再構築を行うという趣旨のものであるようでございます。乳幼児医療、母子家庭等の医療、重度心身障害者医療、トータルで考えて全国平均を上回るといった福岡県のバランスのとれた制度を目指すものだというふうに説明を聞いておりますし、本市におきましても、このことを考慮して十分検討をさせていただきました。

ひとり暮らしの寡婦に対します助成廃止については、2年間の経過措置を設けられておら

れますし、県においても寡婦の方に対する就労支援などの強化を進めるということの施策も進めているようでございます。したがって、以上のことを踏まえまして、本市においても県とほぼ同様の考え方によりまして、この制度改正を行うといったものでございます。

ただただ議案第47号の19年度実績を踏まえ、あるいは梅崎議員がおっしゃいました重度心身障害者、極めて社会弱者と言われるような方ではありますが、こういった方々の負担増は、やはり福岡県の試算では平成23年度まで年平均、1年間の平均ですが、約2.5億円の増加というふうに見込まれているようでございます。この理由につきましては、対象者の6割が65歳以上、平成23年度まで毎年1,500人の増加が見込まれるということでございます。

今回の県の制度改正、先ほど申し上げましたように助成対象の拡大など、持続可能で安定的な制度への再構築を行うとしておりますけれども、65歳以上の重度心身障害者にも一定の負担をお願いするというにしておりますが、本市におきましても、さきの議会の全員協議会で御説明申し上げてまいりましたが、市内の65歳以上の方につきましては、低所得の方が多いいということを考慮いたしまして、市でもできる範囲内、可能な限り検討いたしまして、少しでも障害者の方の自己負担を軽くしてやりたいといったことで、通院費用につきましては市が負担をしようとする今回の条例でございます。

本市におきましても今回の制度改正については、先ほどから私も申し上げておりますとおり、市の財政も十分にらんでの改正ということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第43号 柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第44号 柳川市監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第45号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改

正する条例の制定については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

26番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）

26番梅崎でございます。議案第45号 柳川市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての反対討論を行います。

母子家庭等医療、乳幼児医療、それから重度心身障害者医療を含めまして福祉3医療と呼ばれております。今回、福岡県において制度見直しが行われたわけでございます。この福祉3医療は、麻生県政2期目のときに市町村の反対を押し切って、県負担3分の2、市町村負担3分の1を2分の1ずつに見直し、県の負担を軽減してきたわけであります。

福祉3医療の拡充は県民の強い要求でありますけれども、今回の見直し案は、改善された部分もあるけれども、所得制限や自己負担の導入など、見過ごしできない改悪された点も含まれております。ひとり暮らしの寡婦、福岡県では約2万人に達しまして、先ほど説明がありましたけれども、柳川市で209人、この方たちが2010年8月までに段階的に助成を廃止する方針であります。

今回の制度の見直しの理由として、厳しい財政状況の中で現行制度は、重度心身障害者などを中心に毎年約250,000千円の負担がふえるとして制度の見直しが行われたと、このように言われております。乳幼児医療の拡充など県民の強い要望にこたえまして、改善面については賛成できる面もあるわけであります。しかし、県の方針は、乳幼児医療費助成の拡充で支出が年間で約11億円ふえる一方、母子家庭など障害者医療費は逆に約19億円の負担増を押しつける、このような内容になっております。

重度心身障害者医療につきましては、今まで65歳以上は無料であったものを自己負担という県の改正案に対しまして、通院費用500円負担するという柳川市の施策に対しては大いに賛成できるし、前進面があり、今後さらなる前向きの方針で取り組んでいただきたい、このように思います。

福祉3医療は、すべての都道府県で実施されており、少子化対策として年々拡充をされております。本県の福祉3医療の総額は年間88億円程度でありますけれども、県全体の予算に占める割合は、一般会計比率でたったの0.5%にしかすぎません。

県の新年度予算では、無駄なダム事業に117億円を超える予算が計上されまして、また自動車産業を中心とする企業誘致には最高で10億円の助成金が組まれております。住民の福祉を守るという地方自治体の本来の役割を一層強化させるという立場から反対を表明するわけで

あります。

なお、議案第46号、47号の関連につきましても反対の立場であるということを申し添えておきます。

以上です。

議長（田中雅美君）

次に、賛成討論をされる方ありませんか。

ほかに討論をされる方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決を行います。本案は原案どおり決定することに賛成の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第46号 柳川市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第47号 柳川市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第48号 柳川市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第49号 柳川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、

議案第50号 財産の取得について

及び議案第51号 市道路線の変更認定について

の2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第50号 財産の取得については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第51号 市道路線の変更認定については、建設委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、

議案第52号 柳川市公平委員会委員の選任について

議案第53号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について

議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

及び議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

の以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑通告者の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

11番矢ヶ部広巳でございます。

議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命についてでございますが、新しく任命される方についてとやかく言うものではございませんので、あらかじめ申し上げておきたいと思っております。

新しい人にはもろ手を挙げて賛成をするものであります。この提案理由の説明では、前任であります吉開洋一郎氏が平成20年3月31日をもって辞職されたためと、ただそれだけを書いてあるわけではあります。氏は平成19年7月7日任期満了ということで、平成19年6月議会で再任をされたばかりであります。つまり、わずか9カ月後には辞職をされたということになるわけであり。この辞職の理由をよかったらひとつ説明をしていただきたいと思います。

それから、2つ目ではあります。3月31日で辞職をされたわけではあります。その間に教育民生委員会なり、全協が開催されておるわけではあります。その中で報告はされたのか。私の記憶では、報告はあっていないわけではあります。そのなぜ報告をされなかったのかということをお伺いしたいと思います。

3つ目でございますが、この後任の方は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条

第1項の規定に基づきまして、未成年者を持つ親の中からの任命だということになっておるわけですが、吉開さん、いわゆる前任者については、この規定に基づき任命されているのではないかどうか。もし、この法律は新しくできた法律であるとするならば、当然、提案理由の説明の中で詳しく説明をするのが本当ではないかということで、その3点についてお答えを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

教育長（上村好生君）

辞職の理由でございますが、一身上の理由により3月限りで職を辞退したいと、そういうことでございます。

それから、辞職をされた、その後、新年度になって報告がなされていない。もうおっしゃるとおりでございます。私ども、そのところに教育民生委員会の先生方からもおしかりをいただいたわけでございますが、気が回りませんで、おわびを申し上げたいと思うところでございます。

それから、未成年者を持つ親が教育委員の中に1人入らなければならないというのは、平成20年4月1日からの施行でございます。その前まではそういう規定はございませんでした。したがって、教育委員さんがやめられましたら、かわられる場合には、未成年者を持つそういう親を教育委員さんに入れる。4月1日からの施行でございます。

その提案理由を言うべきでないかと、法律が変わったのであれば、その法律が変わったということ、そのあたりをきちっと伝えるべきだと。もうおっしゃるとおりでございます。そのところも私どもが配慮が足りませんで、申しわけない。おわびを申し上げたいと思います。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございました。

この一身上の理由というのが非常に不可解であるわけですよ。なぜなら、6月4日付の有明新報であります。これにこの吉開洋一郎前教育委員の先生は、蒲池アンビシヤス広場の実行委員長としてしっかり活躍をされておるわけでありまして。それなのになぜこういうことになるのか。非常に私は一市民として不可解なものを感じるわけでありまして。しかも、吉開先生は教育委員長をされておったわけですから、なおさらその辺に不可解なものを感じるわけでありまして。

それから、3月31日というのは学校にとりましては、卒業式なり、あるいは新学期に向けての極めて一番大切な時期であります。したがって、なぜ3月31日にそのような願いが出ておるとすれば、その後、新学期が始まる前に補充をすべきではなかったかという疑問が私はわいてくるわけでありまして。

それから、実際に辞職願が出されまして、もう待ってましたとばかりに受理したのではな

かるうかと、そのような気がしてなりません。本当に慰留をされたのか。受理を少し急ぎ過ぎたのではないだろうか。来年の7月7日までが任期満了であるわけですから、少なくともどうしてもそこまでやっぱり務めてもらいたかったというのが一市民の私の願いであります、その点どうでございましょうか。

教育長（上村好生君）

一身上の理由は、もう詳しくと申しますか、本人の人権にかかわる問題等もございまして。事前にちょっと病気をされたというのは事実でございまして。

それから、アンビシャス実行委員長としてということで、これはやっぱり今までの流れで実行委員長をなさっているのではないかなというふうに思っております。流れですね。

それから、3月31日というのは、非常にその学校にとっては重要な時期ではないかと、もうそれはおっしゃるとおりでございまして、私も非常に慰留をいたしましたし、教育委員さんもやってください、頑張ってくださいというふうにしっかり言われたのは事実でございまして。どうしても一身上の都合でということでございまして、そんなに無理を言ってもこれはまたいかんというふうに、教育委員ではお互いに話をしたところでございまして。慰留はもう十分いたしました。慰留いたしましたという状況でございまして。

11番（矢ヶ部広巳君）

最後になりますが、去年の6月議会で再任をされたばかりなんですよ。しかも、最初に言いましたように、9カ月にはそのようなことになった。その理由が一身上の理由ということであるわけでありまして。しかも、この前任者の吉開洋一郎先生は、平成9年1月から今日まで教育委員として活躍をされておりますし、平成17年1月からは委員長として活躍されておられるわけですよ。その方が一身上の都合でやめたというのは、やっぱり、私はかなり大きな荷がかったのではなからうかというのが非常に不可解であるわけでありまして。

いずれにいたしましても、平成10年1月から今日まで、教育委員としてこの吉開洋一郎先生が活躍をされてきたわけでございます。これからも吉開先生が教育に尽くしていただくことを一市民として、一議員として心から願って、ねぎらいの言葉をかけながら、私の言葉にしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。答弁要りませんから。

議長（田中雅美君）

ほかにありませんか。

1番（島添達也君）

1番島添です。私は議案第52号 柳川市公平委員会委員の選任について。

今回提案されております石橋秀一氏の再任について、とやかく申すことではございません。ただ、直接その再任の提案と関係はないですが、不勉強でございまして、公平委員会、また公平委員ということについてよくわかっておりませんので、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

まず、公平委員会の役割と権限とはどういうものかということと、第2に公平委員の資格要件はどうなっているのか。端的に言えば、どのような人がふさわしいかと。それから、3点目として、公平委員の身分、立場は行政上、どのような位置づけになっているのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

公平委員さんの議案でございますが、まず1点目で、公平委員会の役割と権限ということでございますが、公平委員会と申しますのは、公平、公正な行政を確保するために、必要なものとして地方公務法に従いまして設置されるものでございます。一般行政権から独立した行政機関でございます。

そして、その職務権限の内容を申し上げますと、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する審査、そして、職員の苦情処理というものが主な権限でございます。

次に、公平委員さんの資格要件として、どのような人がふさわしいかということでございますが、これは地方公務員法の第9条の2第2項、これから引用いたしますと、委員は人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するということになっております。

次に、3点目の身分、立場の位置づけでございますが、市議会の同意を得て、市長が選任をいたします非常勤の特別職でございます。

以上です。

1番（島添達也君）

総務部長の説明をお聞きしますと、人格高潔であり、行政の事務について詳しい方、そしてまた、それが適切に運営されているかどうか、公平、公正な判断と裁定ができる人と。また、行政上の身分としては、非常勤の特別公務員であるということからすれば、政治倫理条例に直接対象とはならないとは思いますが、それに準ずるべき立場の人であると。公平、公正な職員の勤務の状態であるとか、あるいは苦情処理を公正に判断して裁定できる、そのような人であってほしいと。ということは、政治倫理条例に直接対象とはならないにしても、それに準ずべき人であり、公私混同のないような人であってほしいと、そういうふうに理解しますが、そういうことでよろしゅうございますか。

総務部長（山田政徳君）

その辺の判断はちょっと私なかなか難しく申し上げますが、公平、公正に物事を判断するという立場上、そういった心構えは必要だろうというふうに思います。

1番（島添達也君）

最後になりますが、今私が理解した範囲のこと、また総務部長の説明の範囲のことについ

て市長はどのようにお考えでしょうか、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

市長（石田宝藏君）

今、山田部長から地方公務員法の第9条の2第2項、人格、識見ともに高潔でということで説明がありましたが、私も全くそのとおりだと思います。ただ、公平委員さんは、行政委員会でもありますけれども、政治家ではございませんので、その辺がなかなか難しいんじゃないかと思います。

議長（田中雅美君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。6議案は人事案件でありますので、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

初めに、議案第52号 柳川市公平委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり、石橋秀一氏の公平委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成多数であります。よって、本案は石橋秀一氏の公平委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第53号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり、横地景子氏の教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は横地景子氏の教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号 柳川市教育委員会委員の任命について採決いたします。

本案は原案どおり、本園眞弓氏の教育委員会委員の任命に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は本園眞弓氏の教育委員会委員の任命に同意することに決定いたしました。

次に、議案第55号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり、大橋直孝氏の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は大橋直孝氏の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第56号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり、大淵義正氏の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は大淵義正氏の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

次に、議案第57号 柳川市固定資産評価審査委員会委員の選任について採決いたします。

本案は原案どおり、平田敏四郎氏の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は平田敏四郎氏の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時46分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成20年6月17日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
農	政	成	清	博	廣
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	26番 梅崎和弘	1. 携帯電話・インターネット時代における子どもの教育について 2. 年金保険料未納者への国保短期保険証交付について 3. 70歳以上の一人暮らしに対する火災警報器設置補助について	教育長 市長 "
2	11番 矢ヶ部 広 巳	1. 議員・家族へ脅迫した指名業者の指名について 2. 不可解な天下り人事について 3. 職員への懲戒処分と人事異動について 4. 「産業活性化推進室」の発足について	市長 " " "
3	4番 熊井三千代	1. 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づく具体的な取り組みについて (1) 生徒児童におけるアレルギー疾患の有病率及び対応について (2) 重い症状のアナフィラキシーショックをおこす子ども的人数 (3) ガイドラインに沿った具体的な取り組みについて 行政から学校へ 保護者及び生徒への取り組み 教職員に対する取り組み 2. 温暖化対策にむけての取り組みについて (1) 温暖化対策実行計画策定と実施について 行政・市民・企業への推進 (2) 生ゴミ処理について (3) 携帯電話リサイクル推進について(回収) 3. 廃棄物処理施設の将来にむけての検討はなされているのか	教育長 市長 "
4	2番 古賀澄雄	1. 防災計画 (1) 災害時要援護者の避難支援プラン策定について (2) 学校の耐震化の推進について 2. 寄附条例 (1) 寄附による市民協働条例について 3. ジェネリック医薬品普及について	市長 " "

5	7番 白谷義隆	1．小中学校の耐震化について 2．ピアス跡地について (1) 損害賠償請求及びピアス側からの調停申し立てについて	市長・教育長 市長
---	------------	--	--------------

午前10時1分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員、全員定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1．一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡単、明瞭にされるようお願いをしておきます。また、執行部の答弁も簡潔、明瞭な答弁をお願いをしておきます。

第1順位、26番梅崎和弘議員の発言を許します。

26番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。26番、日本共産党の梅崎和弘でございます。

平成5年9月に市議会議員になりまして、今回で60回目の一般質問でございます。私は、市民こそ主人公という立場で、執行部に対して意見や提案、要望を行ってまいりました。その間、多くのことを取り上げていただいたわけでありまして。どうか今後とも、よろしくお願いをいたします。

それでは、第1点目の携帯電話、インターネット時代における子供の教育についてであります。

先日の6日、携帯電話依存者による東京秋葉原で通り魔殺人事件が起きて、7名の方が亡くなっておられます。犯人は、「秋葉原で人を殺します」「車をつっこんで、車が使えなくなったらナイフを使います みんなさようなら」と、このようなことを携帯電話に書き込みをしていたと報道されております。

子供の世界においても、この携帯電話依存が指摘をされております。政府の教育再生懇談会は、子供に携帯電話を持たせないよう親に呼びかけるなど、使用制限の方針を打ち出しております。私は、ただ取り上げたり、制約したりするだけで、この本当の解決ができるのかどうか疑問に思っております。

内閣府の調べによりますと、携帯電話、PHSの普及率は、小学生31%、中学生58%と
なっております。そこで、1点目でございますけれども、柳川市内におけるこの実態はどう
なっているのかお尋ねいたします。

つい先日も、インターネット上で「死ぬ」と書き込まれた女子高生が自殺をするという事
件が北九州で起きております。小・中学校時代にいじめられていた者でも、携帯電話さえあ
れば匿名を使って簡単に加害者になれると言われております。そこで、2点目でございます
けれども、携帯、ネット時代における今の子供たちへの教育はどうかお尋ね
いたします。

2点目でございます。年金保険料未納者への国保短期保険証交付についてであります。

政府は、2008年4月1日から国税を滞納していなくても、国民年金の保険料の滞納を理
由に市町村が国民健康保険証を取り上げ、短期保険証を交付することができることにしまし
た。これは、国民年金法と国民健康保険法を改悪して実施するものであります。市町村が国
民年金保険料滞納者の納付事務をすると、このような申し出を社会保険庁に申し出ますと、
市町村の判断で国民年金保険料の滞納者に対して国保の短期証を発行することができるとい
うものであります。これは、有効期限の短い短期証を発行し、年金未納者に納付の働きかけ
をして、年金保険料を納めさせようというのがねらいではないかと思えます。

そこで、1点目でございますけれども、この年金未納者はどのくらいおられるのかお尋ね
いたします。

3点目でございますけれども、火災警報機の設置と70歳以上のひとり暮らしへの補助制度
についてであります。

住宅火災による死者は寝ている時間に集中し、発生しております。死に至った原因の約7
割が高齢者であり、逃げおくれによると言われております。私の知り合いの方は、この火災
による逃げおくれで、高校生の息子さんを亡くされました。本当に悲しい出来事であつたわ
けでございます。今回、消防法及び市町村条例により、新築住宅は平成18年6月1日より、
すべての住宅に火災警報機の設置が義務づけられております。既存住宅の場合は、平成21年
5月31日までの猶予期間があるわけでありまして、

そこで、1番目としまして、一般家庭における火災警報機の設置状況はどうなっているの
か、2番目としまして、70歳以上のひとり暮らしの方は何名くらいおられるのか、以上お尋
ねしまして、第1回目の質問を終わります。

学校教育課長（成清一廣君）

ただいまの梅崎議員の御質問に、学校教育課のほうからお答えをしたいと思います。

まず、携帯電話の普及率、実態はどうかということでございますが、6月5日現在の調査
いたしたところによれば、市内の児童・生徒が保有する携帯電話は、小学校で387台、9.7%、
中学校で663台、30.8%、合わせまして1,050台、17.2%となっております。学校の中には持ち

込みは基本的に禁止ということになっておりますので、アンケート調査によりまして、ほとんどゼロということで報告がされております。

それからまた、携帯電話やパソコンなどでインターネットへ日常的に接続できる環境を有する者ですね。これは小学校で839名、21%、中学校で893名、41.5%となっています。これは日本PTA全国協議会が2007年度に実施しました「子供とメディアに関する意識調査」と比較いたしますと、小学生は全国平均のほぼ2分の1、中学生はほぼ同じ保有率となっております。

それから、2番目の学校における児童・生徒の教育はどうされているかということでございますが、まず、携帯電話やパソコンでインターネットを利用する児童・生徒に対する情報モラル教育については、学校ごとに情報教育全体計画を作成し、小学校では道徳や学級活動、総合的な学習の時間に、「相手の見えないコミュニケーションについて考える」と題しまして指導いたしております。また、中学校では技術科の情報やコンピューターの時間や、また道徳、学級活動の時間に主に指導いたしている状況でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

それでは、2点目の梅崎議員の年金保険料未納者の国保短期保険証交付についてお答えいたしたいと思います。

先ほど議員御指摘のように、本年の4月から国民健康保険法及び国民年金法の改正に伴いまして、国民年金の保険料等の未納者に対します国保の短期被保険者証の交付が市の申し出によりできることになりました。今回の改正につきましては、市町村が保険料未納者との接触の機会をふやし、自主的な納付などを直接働きかけまして、市民の年金保険を確保することを目的として設けられたものでございます。

そこで、本市の国民年金の未納者についてはどのような状況であるかというお尋ねでございますけど、現在の柳川市の国民年金被保険者数につきましては1万7,465人、このうち国民年金保険料を納めます必要がある被保険者数、第1号被保険者1万2,884人、任意の加入者144人で、合計1万3,028人で、このうち未納者数につきましては3,246人となっているところでございます。

消防長（竹下敏郎君）

柳川市内の住宅用火災警報機の設置状況についてお尋ねでありますので、お答えいたします。

新築住宅につきましては、議員が述べられましたとおり、平成18年6月1日から設置が義務づけられておりますが、現在までに新築住宅関係の建築確認申請及び通知件数が860件ありましたので、これについては設置済みと思われます。また、市営住宅559戸すべて19年度事業として設置済みであるということ聞いております。しかし、その他の既存の一般住宅につきましては、設置状況について把握が難しく、全体の設置率については、まことに申しわけ

ありませんけれども、把握ができない状況でございます。

設置の促進につきましては、市条例の施行後、これまでに柳川市報に4回、柳川市防災協会発行の機関紙に1回と、本年6月の柳川安全安心通信に掲載いたしております。その他、消防署に依頼がされている避難訓練、また、各種研修会、立入検査、その他イベント開催時において、機会あるごとにその設置の必要性と協力依頼をお願いしているところでございます。

既存住宅の設置猶予期間まで議員の御指摘どおり、あと1年足らずとなりましたので、これまで以上に市民の方々に条例制定の趣旨を御理解いただいて、設置いただくよう努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

福祉課長（木下正巳君）

70歳以上のひとり暮らしの人数でございますけれども、本年6月1日現在で1,741人となっております。

以上です。

26番（梅崎和弘君）

第1回目の御答弁、ありがとうございました。

それじゃ、まず最初に1点目の携帯、ネット時代における子供の教育について、2回目の御質問をいたしますけれども、このメールを使ったいじめやインターネット上の掲示板による個人攻撃などが行われていないのか。いわゆるこの問題は、表にはなかなか出てこないということでございますので、常に注意を払う必要があるのではないかと思います。

そこで、定期的にアンケートや聞き取り調査を行うなど、その事前の調査、把握をすることが、学校でできる最低限の対応策ではないかと思いますけれども、この聞き取り調査について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

学校教育課長（成清一廣君）

文部省が初めて行った実態調査によれば、いじめの温床になっていると指摘をされております学校裏サイトが、全国の中学、高校で3万8,260件あることが発表をされております。その多くは、2ちゃんねるなどと呼ばれるインターネット上の掲示板にスレッドとしてですね、これは個人の意見を書き込むということなんですが、スレッドとして掲載をされているということでございます。柳川市内の中学校については、それぞれの学校ごとに裏サイトと呼ばれる非公式の掲示板が存在するのが現状であります。

そこで、インターネット上の人権侵害に対応すべく、ことし4月23日付で市内全小学校、中学校へ掲示板への書き込みの毎日の確認とプリントアウト、掲示板にどういうことが書いてあるかということをきちっと印刷として残すという作業をしていただいております。

それから、掲示板管理者へ削除の依頼、非常に厳しいこととか、人権侵害に結びつくよう

なことが書いてあれば消していただきたいという削除依頼をしております。

それからまた、書き込まれた意見が掲示板から見えにくくする。と申しますのは、掲示板が普通は50件表示をするようになっております。特別の操作をすれば1,000件見られるわけですが、とりあえず50件の表示になっておりますので、そこにその他のことを書き込むということをいたしますと、どんどん後からの書き込みがふえてまいりますと、書き込んであることが見えなくなっていくわけですので、そういった上からの書き込みですね。

それからまた、書き込まれた関係児童・生徒への確認でありますとか聞き取り、それから、職員の皆さんへの事実の説明及び取り組みの確認、それから、児童・生徒へのネットモラルの周知の徹底といった学校としての対応や、書き込みをされた児童・生徒に対する配慮、留意事項等を通知いたしまして、現在、対応を講じているところでございます。

また、メールを使ったいじめについては、「インターネット上の人権侵害への対応について」と題した通知を出して、議員が懸念されておりますような事案の未然防止に取り組みを校長会などで指導しているところでございます。

26番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。ただいまの御答弁ですね、掲示板の書き込みに対しては、点検とか業者への削除を行っておるということで、安心できる面もあるんじゃないかなと思っております。

携帯が鳴りますと、多くの子供たちは即座に返信をし、その応答する時間が15分もおくると、その瞬間に間違いなく友達の枠から外されるということを聞いております。いわゆるインターネットや携帯を悪用した学校におけるいじめや学校裏サイトによる嫌がらせ、友達間のトラブル、これは先ほどの答弁で大分対応がされているということですが、子供たちの友達関係を壊すだけではなくて、人間への不信感を植えつけ、相手を傷つける事件や事故に発展しかねないほどの危険に満ちていると、このように言われております。いじめメールは、教師や親には見えづらいという特徴があります。表面化したときには手おくれの可能性があるのでありますが、いわゆる先生たちに対する教育講習会の開催などについて、もう少し詳しく御説明をお願いいたします。

学校教育課長（成清一廣君）

現在、委員会といたしましては、児童・生徒に対するメールや掲示板を使った嫌がらせやいじめが表面化したときの教職員の対応等につきましては、「すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド」という、こういった本を活用いたしまして、教職員に対して対処の仕方についての研修、講習会を開催いたしております。大体、毎月1回校長会が行われておりますが、その中でもこのことにつきましては繰り返し先生方をお願いをしているという状況でございます。また、その他の先生方につきましては、こういった生徒指導の研修を各学校ごとに、学期ごとに年3回実施をして、こういうことに対応いたしております。

議員おっしゃいますように、今、メールがですね、本来は情報を送って、それを活用するという手段でございましたけれども、現在、子供たちの間では、そのメールが会話がわりに使われているのが現状でございます。それで、先ほどおっしゃいますように、メールが届いて15分も返事しないと、シカトしたと、無視をしたということで仲間外れにされるというような現状があることも実態でございます。

26番（梅崎和弘君）

先生たちに対しては、校長会などを通じて講習会その他をやっているということでございますので、ぜひこれは続けていってほしいと思います。

私は、インターネットを使ってブログを開いて、議員活動や議会報告などを行っておるわけでありまして。6月16日付で、現在、5,100名以上の方からアクセスがっております。二、三日前に、また新たにホームページも立ち上げておりますので、よければ皆さん方、見ていただければ幸いですと思っております。

この携帯、ネットに関しては、親よりも子供たちのほうが上手だという、いわゆる親の指導力を発揮できないという問題があります。私の小学5年生の孫娘がおりますけれども、遊びに来て、携帯とかパソコンの扱い方を私自身がついていけない面もあるわけです。これはどげんせやんとか聞かなければならないことがたくさんあります。こういう時代にあって、親は親同士の協力や学校との連携を通して、子供をネットの危険から守る責任があると思います。いわゆる親としてわからないということではなくて、子供にパソコンを与えるのであれば、自分自身も基本的な操作くらいは習得する必要があるのではないかと思っております。

ということでPTAとしましても、学級、学年、全校規模で学習や情報交換を行うなどの積極的な取り組みが必要ではないかと思っておりますけれども、この保護者に対しましての取り組みといいますか、どのようにお考えか、また、どのような対策をとっておられるのかお尋ねいたします。

学校教育課長（成清一廣君）

議員お尋ねのとおり、子供さん方が持っている携帯電話、それから、パーソナルコンピューターによるインターネットへの接続、また、メールのやりとり、そういったことで非常に悲しい事件が多発をしていることも事実でございます。

現在、昨年日本PTA全国協議会の意識調査によりますと、親御さんのインターネット、もしくは携帯への一番の心配は何かといえますと、お金がかかるということでございます。電話料金が非常に多額になっていると。これが親の心配のトップでございます。どのようなことを子供たちがやっているかということについてのアンケートでは、ほとんど知らないと言ってある方が9割ぐらい、9割以上ですかね、いらっしゃいます。

子供たちが持っております現在の携帯電話は、電話としての機能よりも小さなパソコンとしての機能のほうが多うございます。また、テレビも見ることができます。情報機器の発達

といいますか、それに親の意識が全然ついていないというのが現在の実態ではないかというふうに考えております。

そこで、教育委員会といたしましては、まず、学校を通して情報モラルに関するチラシや子供の携帯電話における有害情報のフィルタリング、見えなくするという技術でございますけど、これの啓発チラシをまず配布して、児童・生徒や保護者に対し啓発や注意、指導を行うということをまず第一に行っております。またそれから、保護者の集まりやPTAの会合の際に、学校裏サイトの存在や書き込みの状況、実態、そういうことを積極的に開示することによって情報を共有化し、保護者の皆さんにいじめやインターネット上の人権侵害が発生しないように保護者と連携を深めるという指導をいたしているところでございます。

26番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。子供たちが携帯とかネットによる被害者にならないようお願いするわけですが、全体を通しまして教育長としての見解がありましたら、ちょっと一言お願いします。

教育長（上村好生君）

先日、梅崎議員と市役所の玄関の前でお会いいたしまして、そういう裏サイトの問題で非常に児童・生徒が困っているようであると。そのことについて質問するよと。私が持っている本を、ついてはおまえも読んでおきなさいと、そういうようなことでいただきまして、ありがとうございました。大変参考にさせていただきましたし、私どもが予想しておった、想像しておったとおりの内容が書かれておったというふうに思うところでございます。

先日行われました青少年育成会議の中でも、その裏サイトの問題、有害サイトの問題、それは非常に注意してくださいよ、家庭のお母さん、お父さんも注意してくださいよということ呼びかけたところでございます。返信を20分しなかったら、もう仲間外れにされるというふうな、そういうふうな全く私どもが予想しないような実態があるというようなことでございます。

実は、けさも私は自分の携帯から柳川市内の中学校の裏サイト、それを閲覧してまいりました。どういうふうな状況か。各学校でやはり対応していらっしゃるしまして、つまらない情報は下へ下へ下へと送っていくといいますかね、先生方があいうえおの「あ」「い」「う」と、それだけをずらっと書かれて、悪いと思われる情報はずうっと下のほうに送っていらっしゃる。各学校で対応していただいているという状況でございます。

今後とも、梅崎議員の今御指摘いただきましたようなことをしっかり受けとめまして、各小・中学校で、そういうことで自殺をすとか、非常な状況に陥らないような、そういう指導を教育委員会としてやっていきたいと思うところでございます。ありがとうございます。

26番（梅崎和弘君）

教育長からの御答弁、本当にありがとうございました。

じゃあ、2点目に行きます。先ほどの御答弁で、年金未納者の方が3,246名おられるということでございますけれども、この方たちは短期保険証を交付される可能性がある方たちだと思うわけです。介護保険料の年金からの天引きに続きまして、ことしの4月1日から75歳以上の高齢者の保険料や、65歳から74歳の国民保険料も年金から天引きすることになったわけでありまして、この仕組みは、国民の年金受給が前提となっております。

政府は、こうした措置を推進するため、国民年金の納付受託事務を引き受けた市町村に対しまして、交付金による財政上の手当てをすることとし、納付受託機関となる市町村を広げようとしております。しかし、国民年金の納付受託機関になるかどうかは、あくまでも市町村の裁量であります。したがって、国に対しまして、年金未納者への国保証取り上げの制裁制度をやめるよう要求すべきだと思いますけれども、このことに対しましてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

健康づくり課長（川口敬司君）

この制度に対する市の考え方としまして、現時点では十分かつ慎重な検討が必要だろうというふうに考えております。

その理由としまして、1つ目が、対象者が国民健康保険の加入者のみであるということ。どういうことかといいますと、国民年金の加入者の中には20歳ちょっと過ぎぐらいの方で社会保険の扶養に入っている方もあります。中にはまだ学生の方もいらっしゃるわけですが、そういった方が当然対象にならないということ。

それから、2つ目としまして、国民健康保険税を毎月きちんと納税してある方が、もしこの制度によって保険証が短期証になった場合、国民健康保険税に対する納付意欲といいますか、その後退等が懸念されるということが2つ目であります。

それから、3つ目としまして、現在まだきちんと解決していない年金の記録問題、もう皆さん御存じだと思いますけれども、それがあつたわけです。それがやはり年金制度に対する国民の不信感が現在もあるということ。

それから、最後としまして、近隣の市町、県下でも多分そうだろうと思つたけれども、この制度を現在導入しようと予定されている市町村が、ちょっと私の仕入れている情報ではまだないということ。

以上のようなことから、異なる2つの制度間の取り扱いということで、最初に申し上げましたように、この問題に関しては十分かつ慎重な検討が必要であろうというふうに考えております。

26番（梅崎和弘君）

繰り返しますけれども、今回の法改正によって、国保税を満額納めているにもかかわらず短期保険証を出すということは、やるべきではないと思つた。各近隣市町も、今のところはそういうことは動きがないということでございます。そもそも年金と国保は制度が違うも

のでありまして、関連させること自体がおかしいと私は思います。保険証がなければ病院に行くことができないので、苦しい家計をやりくりして、やっとの思いで国保税を満額納めたけれども、年金保険料を納めるまで手が回らないという人に短期保険証が発行されることとなります。ぜひこの納付事務を行う申し出をしないように、切に願いますわけですが、ひとつ市長の御見解をお願いいたします。

市長（石田宝蔵君）

今、川口課長が答弁いたしましたように、国民年金の記録問題等、さまざまなまだ課題が国民の中にも不信もあるような状況でございますので、このことについては私も慎重に対処したいと思っております。

26番（梅崎和弘君）

後期高齢者医療費の問題で、今、多くの国民が怒っているのは、75歳という年齢を重ねただけで別枠の保険に強制的に組み入れられ、差別医療を押しつけられると。いわゆる人間の尊厳を踏みにじるものであり、年金からの保険料の天引き、いろいろほかにもあると思います。

私はきょうの朝、8時ちょっと過ぎですけども、テレビの「みのもんたの朝ズバッ！」ですね。今の制度は、年寄り死ねということかということが紹介をされておりました。また、今、老後の命綱でありますこの公的年金を運営する社会保険庁を解体しまして、民営化する法案の審議が予定されております。これではますます安心できる年金制度が運営されないのではないかと思います。

そこで、市長の見解をお伺いしますけれども、この年金からの天引きの問題に関連しまして、この後期高齢者医療制度が今大きな問題になっております。私は、制度そのものを廃止して、どういう制度がいいのか、各政党が大いに議論して決めていったほうがいいんじゃないかと思っておりますけれども、このことにつきまして市長の御見解をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

つい先般、全員協議会の中でもこのことをただされた議員がいらっしゃいました。このことについては、私の首長なりの私見ということでアンケートが参りまして、後期高齢者制度については、やはり75歳という線引きそのものも私は疑問に思いますと。ましてや、今回のいわゆる無年金者といいますか、年金を受給できない、ゼロ円しかない、収入もないという方からこのような措置をするということは、やはり現実的に私はできないのじゃないかなということを率直に書いて国のほうに送ったわけですけども、また、市長会でもそのような意見を出してきております。

当然、この後期高齢者の問題、与野党問わず、本当に真剣に将来の国のことを考えて、私は議論をすべきだと思います。そうしないと、足の引っ張り会いですね。そんなことをやっていて、本当に国民のためになるのか、私はそういうことも付記をしておるわけでありませ

が、やはりできる限り野党においては代案をしっかりと示して議論をすべきであり、また、与党においても本当に無年金者と言われるような方、これも血の通った年金制度ではない、後期高齢者制度ではないというふうな批判もあることは事実でございます、じゃあ、果たしてどうすれば将来にとって少子・高齢化社会を日本は支えていくことができるのか、国民として私は真剣に議論しなきゃならない課題であろうというふうに思います。

26番（梅崎和弘君）

市長のお考えを示していただきまして、ありがとうございます。ぜひ広域連合議会や、また市長会においてもそのような考え方を講じていってほしいと思います。

3点目ですけれども、火災警報機の設置の件です。ここ3年間の発生件数と火災原因はどうなっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

消防長（竹下敏郎君）

火災の発生状況と原因及び被害の状況についてお尋ねでありますので、お答えいたしたいと思えます。

まず、火災の発生状況でございますけれども、18年は26件、19年は22件、20年は現在までに21件発生いたしております。

次に、火災の原因でありますけれども、18年では、第1位がこんろで3件、第2位が3つありまして、たばこ、火遊び、放火、これがそれぞれ2件発生いたしております。19年では、第1位が放火、または放火の疑いが5件、第2位は、こんろとたばこがそれぞれ2件です。20年につきましては、調査中のものもありませんけれども、たばこやこんろによる火災原因が多いようございます。

それから、被害の状況でございますが、18年中の損害額は約41,000千円、19年が約40,000千円、20年につきましては現在調査中であり、集計ができておりません。

また、焼損の程度ですけれども、18年の火災件数26件中、建物火災は20件発生いたしまして、全焼が4件、半焼が1件、部分焼・ぼやが15件となっております。19年の火災22件中、建物火災は15件、その内訳として、全焼が2件、半焼4件、部分焼が9件であります。次に、20年の火災21件中、建物火災は17件、内訳は、全焼2件、半焼4件、部分焼・ぼやが11件となっております。

以上でございます。

26番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございます。来年の5月31日までの猶予期間がありますけれども、70歳以上のひとり暮らしの方が1,700名ぐらいたったんじゃないかと思えますけれども、この方たちに対して、この警報機設置に対して補助制度をつくる。このことに対してどのような考え方を持っておられるのかということで、義務はあるけれども罰則はないのかどうか、そこから辺まで含めてちょっとお願いします。

消防長（竹下敏郎君）

条例の罰則規定のみお答えしたいと思いますが、条例では設置義務は発生しますが、罰則規定はないということで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

お答えいたします。

70歳以上のひとり暮らし高齢者に対します火災報知器の補助についてどのように考えているかということでございますけど、火災が発生しますと、高齢者に限らず、市民の財産というのが焼失しまして、時として命が奪われることもございます。火災が発生しないようにということは、市民だれもが望むことでございまして、まずは高齢者のみならず、すべての市民が火災が発生しないように、火災の恐ろしさを深く認識し、火災予防の精神を常に心がけることが、住宅火災によります被害を克服する第一歩ではないかというふうに考えております。

自分の生命と財産は自分たちで守るという意識や地域のコミュニティーづくり、向こう三軒両隣と申しますけど、隣近所との連携協力などが今後より一層必要となってくるのではないかと考えております。梅崎議員御質問の趣旨につきましては十分理解いたしますが、市民一人一人が防災意識を高揚させるためにも、みずから火災報知機を設置していただきまして、安全で安心なまちづくりにぜひ御協力いただきますようお願いいたします。

以上でございます

26番（梅崎和弘君）

補助の設置制度については理解はするけれども、みずからつけてくれということでございますけれども、私は、70歳以上のひとり暮らしの方については何らかの設置補助が必要じゃないかなと思いますけれども、市長、ちょっとこれの御答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

梅崎議員の気持ちは私もよくわかりますけれども、この制度がスタートして、もう既に1年余の歳月が流れております。また、特例として法律の定める期限も6月末というふうなことで、既にスタートして設置をされている方、これとのバランスもございます。それから、年齢が後期高齢者の医療の問題と同じように、70歳以上でなぜ切るのかとか、誕生日をいつにするのかとか、そういった細かい議論が現実問題として出てくるんじゃないかなと。さまざまな調整がより難しくなる。ましてや市民の皆さん方を混乱の中に巻き込むことにもなる危険性があるというふうにも思っています。

したがって、予防行政の中で、私は聞いてみますと、この火災報知器、三千七、八百円で購入できるということでありますので、高い安いの価値観は違ってもいいかもしれませんが、やはり自分の財産、我が家の財産ということをよくお考えいただいて、自己防衛といえます

か、そういったものの意義も理解をいただきたい。すべての方が年齢で切ること、あるいは既に家屋につけられている方、あるいは共同住宅とか新築とかについてはもう既に設置されているわけですね。ですから、こういったもののバランス等も、行政としては何といたしても公平・公正の原則でありますし、また、年齢を70歳でなぜ切るかという議論も惹起するかもしれません。したがって、そういう複雑なる事情も御賢察いただきまして、どうか今回、問題についてはひとつそれぞれの責任において御配慮いただきたいというふうに思います。

26番（梅崎和弘君）

ありがとうございました。さまざまな調整とか、複雑な問題があるということでございますけれども、ぜひ前向きに御検討していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

第2順位、11番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。矢ヶ部広巳でございます。前の梅崎和弘議員が1時間たっぷり使われるものと思っておりましたものですから、ちょっと心の余裕がなくて申しわけなく思うわけでございますが、11番矢ヶ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

政治家は強者におもね弱者をけ散らす、ポチの背に隠れて弱い者を威嚇する猫のようであっては情けないと言わざるを得ません。まことに恥ずかしいことであります。私は、平成18年10月1日の柳川市議会議員選挙に当選をさせていただき、1年8カ月間、市長の姿勢をじっくり見させてもらいました。そこで感じたのは、市長は、市長に意見を言う人を非常に嫌われます。人の意見を聞かない、天上天下唯我独尊、世の中で自分ひとりだけがすぐれていると過信をされているのではなかろうかと思われてなりません。ひとりよがり、独裁者、石田市長に意見をする者はことごとく追放をしてしまう。そのためには手段さえも選ばない。黙って従う者の取り巻き政治のようで、まるでどこかの独裁政治に似てきた感じであります。似てきたというのは、私は深くは市長を知りませんでした。身近に触れるようになったのは、柳川の市会議員になってからでありますから、ややもすれば大和町町長時代からそうであったかもしれません。

それだけではありません。もっと恐ろしいことは、警察権力を使って一般質問した議員を名誉棄損で告発してしまう。善良な市民を訴える。自分の子供と同じであるべく、職員を平気で告訴、告発する。さらには、人事権、処分権を乱用して停職処分をするわ、減給処分をやってしまうわ、そうすることで市長は快感を覚えているのではないのでしょうか。病気と言

わざるを得ません。まさにやりたい放題でおぞましい限りであります。おどしの石田市政と言っても、私は過言ではないと思います。

なぜでしょうか。一般質問をした私を訴えた者を初め、こんなことでどうして柳川警察署刑事課係長は受理したのかと疑われているのが実態であります。もっとおかしいのは、その係長は警部補から警部へ昇任して、黒木警察署刑事課長になっておられることを聞くと、まことにすっきりしないものがあります。

警部といえば警察の幹部であります。幸いにして、この一般質問はアクセスさえすれば、全世界へ発信されております。警察関係者の方も興味深く聞いておられるはずであります。福岡県警察本部長様、また、首席監察官兼監察室長様に訴えます。平成19年7月7日にそれぞれ私は文書を訴えという形で提出をさせてもらっております。もちろん、会議録と関係書類も添付させてもらっていますことを申し添えます。柳川市長石田宝蔵で提出されている被害届すべてについて、この際、洗い直してください。

次に、県議会の警察常任委員会の皆さんに訴えます。柳川市長石田宝蔵に対しては、どうして当時の警察署長であります常岡氏みずからが被害届を出してくれと言ってきたのでしょうか。常岡署長と言ったのは、さきの3月議会の一般質問の答弁で、大泉副市長がはっきりと常岡署長と答弁されているから、あえて常岡署長と言っておることをあらかじめ了知していただきたいと思います。

繰り返します。当時の常岡柳川警察署長と当時の柳川警察署刑事係長の被害届受理のいきさつについて、調査をくれぐれもよろしく願うするものであります。

御案内のとおり、柳川市は警察、行政、住民が三位一体となって粘り強く地道に運動を展開した結果、その活動が評価され、昨年10月に県下でただ一つ、功労ボランティア団体として社会安全貢献賞を受賞したばかりであります。まさかこの表彰は、石田市長からの不可解な疑惑の多い被害届が殊さらに多いから認められたのではないと思いますが、被害届を柳川警察署で受理していただき、善良な柳川市民を、柳川市の職員を、そして、時には柳川市議会議員を柳川警察署に呼びまして、あの西の端にある2階の網窓のある机に座らせて調書をとる。つまり、天上天下唯我独尊、独裁者のやることはいつの世も変わらぬ、弱い者いじめの最たるものではないかと思われまふ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

その片棒を、警察署長を一刑事課の係長が担いでいたとするならば、福岡県民にとってゆゆしき問題であり、大変なことであり、決して許されるものではありません。これでは私たち議員も、市民も、職員も、枕を高くして寝ることは到底できないのであります。安全・安心のまち柳川、一日も早く実現できることを願って、一般質問をさせていただくものであります。

質問は、1、議員・家族へ脅迫した指名業者の指名について。2、不可解な天下り人事について。3、職員への懲戒処分と人事異動について。4、「産業活性化推進室」の発足につ

いて。これからあとは自席にて一問一答によって質問をさせていただきます。誠意ある答弁を願うものであります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時12分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢ヶ部議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

まず、大きい1の議員・家族へ脅迫した指名業者の指名について、お伺いをいたします。

私の3月議会での一般質問以降に業者を呼んだのか、警察へはどうだったのか、御回答をお願いいたします。

総務課長（櫻木重信君）

3月の一般質問で、この件については詳しく警察に報告していますから、警察に聞いてくださいという議員の御発言がございました。それで、5月に柳川警察署刑事課のほうに行きまして、お聞きした内容につきまして警察の担当者に確認をいたしました。その結果、向こうの警察の方の答えですが、被害届が出ている、出ていないとか、だれが来た、来なかった、そういうことについてはお答えできませんと、内容についても答えることは一切できませんという答えでございました。また後日、再度柳川警察署の刑事課のほうに行きまして、同じようなお尋ねをいたしましたが、答えることはできないという同じ回答でございました。議員がおっしゃっているような事実確認はできませんでした。

以上でございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

警察に行ったら教えてくれんやったと。そっじゃけん、あとは何もせんやったという意味でしょうか。どうぞ。

そして、警察には5月の何日と何日に行ったのか。そして、だれに会われたのか。2階の刑事課に行かれて、上がってすぐのところにありますね。そこに行かれて聞いたのか。それも具体的に、よかったら時系列的に詳しく報告をしてください。それもあわせまして、行ったばってん、何も教えられんちゅうたけん、それで終わりなのか。そんな子供だましなのか。それもあわせてお願いいたします。

総務課長（櫻木重信君）

まず、最初に行きましたのは、5月9日に刑事課のほうに行きました。2階の刑事課でございます。それから、次、2回目が5月20日に行きました。内容につきましては、矢ヶ部議

員が3月議会でおっしゃいました、そういうふうないろんな脅迫があったとか、そういうふうなのについて警察のほうではどういうふうな、例えば、被害届とかが出ているのでしょうか、どんな状況でしょうかと、そういうふうにお聞きしましたが、一切お答えはできませんということでした。

11番（矢ヶ部広巳君）

私が一般質問して名誉棄損で引っ張られたときには、石田市長には、矢ヶ部さんところに来られたでしょうと全協でおっしゃいました。どうしてあなつつあん知つとるかんも、確かに二、三日、来られたんですよ。だから、それなり、あなつつあんも警察から聞いたっじやなかつかんもち言うたら、黙って市長は答えられんやった。そういう差別をするわけですたいね。

それで副市長、3月議会に私は一般質問しました。それをどうしてまた5月9日になってやっと動いたのか。その辺、何となく不思議なものを考えるわけであります。指名競争入札参加者選定委員会の委員長ですよ、大泉副市長は。柳川に来て、しもうたち思いよっかしれんばってん、もう来てしもうたわけやから。あなたは選定委員会委員長として、こういう事件が起きると、それを5月9日までほうたらかしとつ。あるときは、私が今演壇で言ったように、常岡署長が被害届を出しなさいちゅうたけん出したと、そんなに警察官はね、なのによ、ちょっとおかしいと思いませんか。どうぞ。

副市長（大泉勝利君）

まず、矢ヶ部議員の質問の中でちょっと訂正しておかなきゃいけないと思いますけれども、矢ヶ部議員が言われている被害届を出した時期というのは、常岡署長のときではなくて、常岡署長の後任の西谷署長のとき、つまり平成19年ということになります。ですから、矢ヶ部議員が指摘している旧柳川ホテルの問題の部分で、まず最初に平成18年に資料照会なされておりますけれども、その資料照会のときは常岡署長だと思っておりますけれども、平成19年の被害届という問題のときには、常岡署長ではなくて西谷署長だということになります。

それから、3月に話題になってから、5月に警察にコンタクトをとらせて、その間、何もしなかったのかという御指摘でございますけれども、発注者側の立場としては、市で定めています建設工事等の指名停止措置要綱がございます。これに基づいた対応しかできませんけれども、話題になったのは確かに3月の議会でございます。しかし、その後、こういった業者の利益、あるいは事実に基づいた指名停止を行わなきゃいけないという大原則からしますと、慎重でなければいけないというふうに考えております。また、この指名停止の措置要綱に基づいた措置を行うに当たっては、不正または不誠実な行為が確認できなければ、議員がおっしゃるような指導及び注意という措置もできないわけでございます。そこは慎重に考えてきたわけでございます。

本市、柳川市に着任いたしまして、私は、いろんなマスコミがございますけれども、マス

コミもどきと言っていいのかもしれませんが、うわさに基づいた報道も相当あるというふうなことは非常に懸念をしております、そういったうわさに踊らされては通常の本市の本務がおろそかになりかねないというふうな心配をいたしております、今回、5月9日、5月20日というふうなことで警察に確認をとらせたのは、そろそろ動きなりが確認できる状況かというふうなことも含めて、しっかり確認しておかなきゃいけないということに基づいての措置でございます。決しておこなっているというふうなことではございません。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

頭からやろうという気がないわけでしょうが。しかも、私が行っているときは常岡署長やったよ。署長は1年1年でかわるわけですよ。4月1日からも現にかわっておりますしね。私が前回、提出したでしょう。

事務局にお願いいたします。まず、この確認をお願いいたします。ここに電話帳と着信リストがございますから、間違いはないかどうか確認をお願いいたします。その間、時計はストップしていただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

はい、わかりました。ここで暫時休憩をとります。

午前11時20分 休憩

午前11時23分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

矢ヶ部議員の発言を許します。

11番（矢ヶ部広巳君）

3月の議会に提出をいたしました、その資料で脅迫した業者というのは特定できなかったんでしょうかね。副市長、どうぞ。

副市長（大泉勝利君）

業者を特定するというよりも、この指名停止の措置要綱というのは、業者であっても、業者のだれなのか、さらに、その業者のだれかという人がどういう主張で何を言ったのかということがまず第一になります。さらに、その脅迫なりを受けている人が発注等に関して、あるいは工事の受注等に関して、どういう立場にあるかということがこの措置要綱を執行するに当たって大切な部分になります。

今、書類を見せていただきましたけれども、電話帳等も確認いたしましたけれども、その電話番号と、いろいろ取りざたされている会社というのは一致はしておりますけれども、その内容がどうなのかということは全くわかりません。これをもっては何もできないわけでございます。ですから、警察に被害届を出されているということでございますので、その警察

の動きなりの事情聴取がどういう状態なのかということをも確認しなきゃいけないということで、時間を置いたわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

副市長、あなたそんなとぼけたこと言ったらいかんよ。3月議会で私は具体的に中身を言ったはずでしょう。こういう脅迫を受けました。全く知りません、どういう根拠でそう言つとると、あなたは。あなた、3月議会の会議録読んでごらんなさいよ。私が言っていることは文書で出ているでしょうが。それを知らなかったと、よくもそんなこと言えますね、あなた。ばかにしちゃいかんですよ。何のために3月でこういう議会開くとですか。全くわかりませんでした。ようぬけぬけと。そして、その横に市長がおられますけれども、話し合わせたようにおられます。どちらも全く知らなかったわけですか。3月議会一般質問の会議録を見てください。よくもそんなこと言えますね。ばかにしないでくださいよ。

副市長（大泉勝利君）

ばかにしているわけじゃなくて、事実として確認しなきゃいけないということを申し上げているわけでございます。その事実が脅迫に基づくものであるかどうかですね。矢ヶ部議員が市内に配布した議会報告書なるものが、何でこんなものを配布するのか迷惑するというふうな、そういう電話を受けたということでございますが、それが工事の受注、発注に対してどういう関係があるのか、また、それが疑われている会社が、だれが何の目的で言っているのか、それがその業務なり工事の受発注に対して、不正なり不誠実な行為に該当するのかという内容については一切知らされていただいておりません。ですから慎重になったわけでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

ですから慎重になったやなくて、調査する意思は全くなかったんでしょうが。まさに職務怠慢ではないですか。ようそしてね、のうのうと座られておりますね。安全・安心なまちづくりですよ。そのまちですよ。安全・安心なまちをつくるために、私たちの貴重な税金が使っているわけですよ。おかしいじゃないですか。しかも、石田市長は防犯協会の会長ですよ。おかしいじゃないですか。この間も提示したでしょう。安全安心通信、今度の6月号が各個人の家配られましたけれども、あなた全くやっていることは違うんです。しかも、これは私が警察に出しております、そのことは全部、前回の一般質問の中でも提示をしておりますが、政治活動の自由へのおどしですよ。断じて許されませんよ。そんなことをはなからあなたたちが許そうとする。大変な問題ですよ。しかも、議会報告ですよ。議員のこれは務めなんですよ。それさえもあなたたちは何の対策もとろうとしない。

3月議会で具体的にあなたたち、話したでしょう。どうですか。私が配って、翌日、1月11日の朝、着信リストは8時06分になっておるけれども、たまたま私の家の電話機が10分急いどったもんやから、10分差し引いて考えていただいていいわけですが、7時56分から立て続

けに電話があり、こういう実態を示し、しかも、やっぱり個人情報、あるいは個人の人権の問題もありますからということで黒く塗りつぶして私は出した。そういう配慮もした。そして、その情報公開で取り寄せたものを添えて出した。そこまで書類が整っておるのに、なぜ業者を呼んで、こういうことが矢ヶ部議員からあっておるが、本当かどうかただすのがせめてものあなたたちがするべき対応なんです。そうでしょうもん。全然おかしいじゃないですか。暴力に屈したら、世の中は真っ暗やみですよ。しかも、行政のトップである市長と司法のトップである警察署長が組んだら、もう私たちは身動きできないです。そうでしょう。教育長、教育の場から見て、こんなことが許されますか。どうぞ答弁をお願いします。

教育長（上村好生君）

世の中はすべて事実でなければいけないというふうに思います。真っすぐ、2足す3は5、10足す10は20というふうな、そういう教育を学校ではやっておるところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

当然ですよ。だめなものはだめですよ。しかもあなた、朝っぱらからどんどんどん、じゃんじゃんじゃん鳴らして、おどしにかかる。こんなものはやめろと言う。そんなことが許されますか。しかも、それに対して何ら動こうとしない。情けないですよ。業者は警察からイエローカードをもらっておりますよ。二度目やったらということを言われておりますよ。業者を呼んで自主的に、少なくとも辞退させるべきじゃないですか。そんなことをしないで、常岡署長ではないと。今は大塚署長ですよ。そんな答弁はおかしいですよ。自主的に辞退をさせな。貴重な税金を使っているんな工事をしてもらっておる。それが議員をおどしておる。そういうところに仕事してもらっては困ります。どうですか。市長、副市長、それぞれ答えを下さい。

市長（石田宝蔵君）

今、矢ヶ部議員の話聞いておりますと、警察と行政のトップが手を組んでという話のようですけども、私とて7万5,000人の市民の暮らしを預かる代表者であります。市民の暮らしの平穏さ、豊かさ、幸せを実感できるような、そんな市政を私は1日たりとも、1分1秒たりとも忘れたことはございません。

したがって、今回の問題については、どのようなことで、政治活動の中で矢ヶ部議員が議会だよりをお配りになられて、おうちに支持者か、支持者じゃない方かわかりませんが、そのような電話が入ったこと、こういったことが3月の議会で取り上げられました。先ほど副市長から答弁しておりますように、そういった電話があった事実について、果たして平常の会話なのか、おどしと言えるような脅迫なのか、そういったものもる警察としては十二分な資料があるとするならば、それなりの行動が起きると思います。しかし、私どもは、行政は捜査権なり、そういった司直の手は持ちませんので、極めて誤解があるようでございますので、その辺については正しく理解をしておいていただきたい。政治活動は自由でござ

います。しかしながら、そういったものについて行政が云々すべきことでもございません。

(「そりゃおかしか」と呼ぶ者あり)

副市長(大泉勝利君)

議員の指摘は、業者を呼んで指導なり注意をとということでございますが、柳川市の建設工事等の指名停止措置要綱で示されている内容については、別表の第1から別表の第4までございます。事故等に基づく措置、贈賄及び不正行為等に基づく措置、暴力的組織等に対する措置、こういったものがございませぬけれども、本件が電話脅迫だとおっしゃられますけれども、その内容がどの事案に該当するのか、今の段階では全く判断できません。ですから、これをもとに注意あるいは指導ということもできないのが事実でございます。さらに、警察等の捜査の動き等を見て、それで起訴、あるいは逮捕というふうな事実をもって通常の場合、業者の指導なり、指名停止の措置を講じているところでございますので、そこは御理解いただきたいというふうに思っております。

11番(矢ヶ部広巳君)

そういうことで子供たちを教育できますか。そうでしょう。補導された。警察問題になって起訴されて、そして初めて、あなた何てろしゃん、悪いよ。そんな教育をやりますというところでしょ、今のやり方は。今の副市長は、そういう答弁ですよ、あなたがやっていることは。何で私が前回、3月議会に出したときに、すぐに対応しなかったの。

しかも、朝っぱらからじゃんじゃんじゃんじゃん電話がある。それがおどしかどうか分からないとあなたは先ほどおっしゃいましたけれども、特別な事故かなんかない限り、そんなじゃんじゃんじゃんじゃん電話するようなことはありませんよ。しかも、同じ業者じゃないですか。一番口が7時56分、その次が7時58分。そうですよ。どんどんどん電話する。切っても切っても電話する。おまえ家は矢ヶ部家やろもん。何でげんかつば配りよっとかい。迷惑する。そういうことがあっていながら、今のような答弁は許されませぬよ。(「そうでしょうか」と呼ぶ者あり)それはおかしいでしょうもん。そんなことしたら、子供たちはどうなりますか。たたかれたっちゃ刑事事件にならんやった、起訴されんやっただげなけん、もう何もなかばいち。そんなことで柳川市民が安全・安心として守られますか。しかも、副市長ですよ、あなた。そんな人が、教育長、今の答弁でいいですか。子供たちをどのように教育しますか。(「いや、それは絶対おかしい」と呼ぶ者あり)いや、それはおかしいですよ。大変な問題ですよ。笑い事じゃないですよ。どうですか、教育長。(「指名業者から議員が脅迫されることが事件じゃないとするのはおかしいじゃないですか」と呼ぶ者あり)

教育長(上村好生君)

私が発言する内容ではございませんが、やはり事実に基づいた、そういう客観的な、そういう行為といいますか、言われるほうも言うほうも、よろしくお願ひしたいと思うところでございます。

11番（矢ヶ部広巳君）

この件について、私の家族の1人は脅迫電話を受けて以来、心労が重なりまして入院をさせられました。一時は死をさまよった日もありました。断じて許すわけにはいきませんよ。副市長、約束しますか。業者を呼んできちんとやってください。本当かと、矢ヶ部が3月の議会でもこう言うた。今度の議会でもこげん言うたが、ほんなこつかいと。そういう対応するしないのですか。刑事事件になる、裁判になる。そして告訴され、結果が出て初めてするわけですか。そんな手ぬるいことができますかいな。副市長、答弁をお願いいたします。

副市長（大泉勝利君）

本件については、矢ヶ部議員から被害届なるものが警察に出ているんじゃないかというふうに思います。ですから、その結果を待って、私どもは措置基準がございますので、それに照らし合わせて措置を講じてまいりたいというふうに思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

本当にもう話になりませんね。時間がありませんから、次に行かせていただきますが、不可解な天下り人事についてということであります。

天下り人事という言葉が適当か不適当かわかりませんが、一般市民の皆さんはそのような言葉を使ったほうが一番わかりやすいから、あえて天下り人事ということとさせていただきます。

まず、県土木組合連合会柳川支部の局長として、旧大和町庁舎の方がついてありますが、御存じでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

その件については、事後に確認をいたしております。

以上です。（「よっとわからんやった。何て」と呼ぶ者あり）確認をいたしております。

11番（矢ヶ部広巳君）

ありがとうございます。ここの運営は、市、国、県の工事をして、その発注額の何%かの上納をいただいて、そして運営をされている団体ということを知りましたが、御存じでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

その協会についての運営の内容とか手法については、私は承知をいたしておりません。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

日本語は一番最後をはっきり言ってくださいね。一番最後が大切。しておりませんということでしょう。把握しておりません。（「はい」と呼ぶ者あり）ありがとうございました。

ここは、別に介入するわけじゃございませんが、ずっと聞くところによりますと、県職員の方の天下りの指定席だったという話を聞いております。それが今回このようなことが生じ

てきたということで、いろんなうわさがあります。私も、確かに数人の人から聞きました。しかも、この行かれておる旧大和町の庁舎長という方は、市長の側近中の側近でもございますし、私が思うにはですね。しかも、ここは建設業者の団体であります。ここに建設業者とは、きょうもいろんな新聞なりテレビ等で読みましたけれども、やっぱり一線引いて、いろんな問題をやるべきではなからうかと私は思います。

そういうことで、私の1番目の質問に関連をしていきますが、3月の一般質問の資料の別紙8という中で提出しております議員・家族へ脅迫した指名業者の問題でございますが、これが落札率が99.3%と、とてつもないような落札率の方が私をおどされた業者であります。前回、それはちゃんと資料提出しております。情報公開で取り寄せました。そういうことを見ますと、やっぱり何となく腑に落ちないところが、見たときに私は感じるわけであります。

そこで、ことしの4月16日の西日本新聞がありますが、そこにこのようなことが記載をされております。「入札制度改革効果出ず 07年度落札率横ばい 95.7% 柳川市は2007年9月、市発注建設工事の一般競争入札を設計金額1,000万円以上にまで範囲を拡大したが、平均落札率は同年度95.7%で、06年度の95.5%と比べ高い水準のままだったことが15日わかった。落札率が数ポイント下がると見ていた同市は、柳川市は理由はわからないとして、柳川市は1億5,000万円以上の事案に限っていた一般競争入札を、07年度の一般競争入札件数は223件中38件と大幅に増加した。さらに1,000万円未満の指名競争入札の参加業者数も、これまでの5社以上から10社以上に変更。旧市町の区割りをなくし、市内の全業者を参加可能にした。しかし、結果的に07年度は入札制度改革の効果があらわれなかったか。同市は来年度から電子入札を段階的に導入するなど、落札率を再確認、一層の透明化を目指している」ということになっておりますが、なかなか落札率が横ばいの状態であったということを見ますと、ああ、関連がなかったんではなかったらうかなと私一人思うわけですが、どうでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

入札制度の改革に伴う改善についての御指摘でございますけれども、確かに4月16日の西日本新聞の落札率の分析は、平成19年度ということで、19年4月から20年3月まで、これをプールして計算したものでございます。しかしながら、入札制度の改革は19年9月から、先ほど議員が申しあげましたような一般競争入札、それから、指名競争についても従来の5社程度のものを10社程度というふうに改善しておりますので、8月までの結果と9月以降の結果というふうに分ければ、若干ではございますが、改善されております。それは12月の議会で私が答弁したとおりでございますが、一応の提言の成果は見られるのではないかとこのように思っておりますが、これは断定ではございませんが、提言の成果はあるというふうに思っております。ですから、記事に書かれた4月16日の分析は、入札制度の改革が9月1日からだということをお考えしていないものでございます。

それから、95.5%、あるいは95.7%という数字でございますけれども、本市の場合には予定価格を公表してございます。全国的に予定価格を公表している自治体はございますけれども、そういったところの自治体は比較的高どまりになることもあり得るということで、地方自治体の場合には地方自治法に基づいた入札制度ですけれども、国の場合には会計法でございますので、予定価格を公表することはできませんが、そういう制度の違いも含めて、何%下がらなければ入札制度の改革の効果だというふうなことはございません。ですから、ここはもう少し時間の流れを見てから成果を評価すべきではないかというふうに思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

今のは、大本営発表がそげんなんです。福岡県民新聞の5月15日号、ことしのですよ。「談合王国へ体制着々 システムの構築進む 柳川市の入札制度「改善」 本紙で何度か取り上げてきた柳川市の「官製談合疑惑」の問題。その体制固めが着々と進行している。4月から導入した新制度をはじめ、市の入札制度を次々と改正。関係者から「表向きだけ」「談合を助長している」との批判を受けながらも、地元の業者への“配慮”を欠かさない石田宝蔵市長に、業界からは絶賛の声が上がっている」、「新制度導入「表向きは時代の流れに合わせているが、その実体は全く逆行しているものですよ」。ある建設業界関係者はこう言って憤る」。そして最後には、「調整役がうまくやってくれるので仲良く分け合えるしトラブルも減った」このような称賛の声が業界から漏れ伝わってくる」。こんなことがちゃんと記事として残って、あなたも見られたと思うんですよ。これを見ても、私たちやったらすぐ被害届ですよ、あなた専門の。今変わっていますから、そんなことはないと思いますが、警察のほうは。こんなことを書かれているわけですよ、現に。この新聞の記事は間違っているということでしょうか、あなたが黙っているということは。それとも、被害届を出されておられるかもしれません。これはわかりませんか。その点どうでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

確かに私もその紙面は読ませていただきました。何と大人げないことかと。柳川として恥ずかしくてたまらない。そういうことがあるとするならば、市長たる職を預かって1年、2年もつでしょうか。天網恢々疎にして漏らさず。小さな悪事であっても、そういうものが、今、矢ヶ部議員がおっしゃるようなことがあっているとすると、これは大変な問題だろうと思います。私もそういう問題、憤りすら感じる場合がありますけれども、これを冷静に判断してみますと、やはりいやらしい、やり方にしても極めて陰湿だ。子供のいじめよりももっとも。これじゃ柳川はよくなる。私はいつもそんな思いでいっぱいあります。

果たしてその紙面の中身が本当なのかどうなのか、これは市民の皆さんが判断いただくでしょうけれども、やはり一番大事なことは、こういった改革、改革、制度改革をやりながら、もっともっと透明度を高めていっている、先ほど副市長が答弁しておりますけれども、福岡県、あるいは全国レベルで見ても、この改革のいわゆる先鞭を切っていると私は思います。

いずれにいたしましても、つい先般の議会でも申し上げましたように、電子入札制度の導入、こういったものもやはり今指摘されているような談合の体質を脱却しなきゃいけない。そういった疑惑を招いているとするならば、これは大変な問題だと。

今、名誉棄損で被害届をといた話もありました。これは私は全国レベルで調べてみましたけれども、こういった紙面のいわゆる政治家の立場として身を置く者としては、紙面の発行が早いんです。印刷物が早く出回るんです。したがって、裁判をしている間、先ほども矢ヶ部議員が冒頭でおっしゃいました、私に合併浄化槽の問題で、ある議員と、ある業者と組んで企業をつくっている。それに石田市長が絡んでいると。これは被害届を出しました。名誉棄損。当然、当たり前のことです。また、すりガラス、曇りガラス、黒ガラスと、こういったことまでおっしゃいました。そのときも私は憤りを覚えました。こんなことで市政を預かる立場にあるものだろうか。自問自答の日々を繰り返しましたけれども、私はそういったことが決してあってはならない柳川にしなきゃいけない。そしてまた、体を張ってこの柳川をつくり直さなきゃいけない、そんな思いでいっぱいなのであります。

「プレジデント」という雑誌がございますけれども、この中でそういったマスコミから誹謗を受けた、中傷を受けたある政治家が、裁判に訴えてするのに何年も歳月がかかっている。しかも、これは市政を混乱させるだけのことであって、私は決して市民はそういったものは望んでいच्छゃらないと。むしろ、プラス思考で物を見ると。そして、何とかして前へ進もう、進もうという、そういった市民の方々が私はたくさんいच्छゃるといふに思っております。

したがって、今回のこの紙面についても、これはどんなところ取材元として取材されたのか、私はわかりません。しかし、そんなことが本当に現実にあるとするならば大変な問題でありますし、司直も捜査の手は緩めないでしょう。いずれにしても、そういったことは金輪際ないということを市民の皆さんに訴えて理解を求めたいと思っております。

11番（矢ヶ部広巳君）

ということは、新聞がすらごつ書いとったということですね。ああ、そうですか。業者の方もちゃんとコメントを書いてあるわけですが、この2番の土木組合連合会の問題については、これはあくまでも土木連合会の、民間でございますから、そこが採用されるわけですから、とやかく言うわけではございませんが、それ以外のいわゆる天下りの問題、これについてはやっぱり市長は口では人事の公平化と言いながらも、私物化されている面があるような気がしてならないわけでありまして。市関係の天下りについては、これはやっぱり一般市民に公募することによって、雇用の機会均等のチャンスは私は与えるべきではなからうかということをおもうわけで、雇用はあくまでも公募が原則ではないか、これが住民の納得できる制度ではなからうかと思うわけでありまして。

時間がございませんので、残り10分となりました。3番に行かせていただきますが、職員

への懲戒処分と人事異動についてということで、沖端漁協のノリ養殖培養共同施設の改善に伴う助成で、平成19年3月26日に懲戒処分が発令をされました。その処分の内容等は、重いのは停職1カ月という大変なあれをされておるわけですが、ここで、その処分の理由が不適正な経理であったということで処分をされておるわけであります。それは間違いないでしょうか。まず、その確かめをお願いいたします。

総務部長（山田政徳君）

そのとおりであります。

以上です。

11番（矢ヶ部広巳君）

去年の3月26日に、不適正な経理をやったということで処分をされております。そして、ことしの4月1日には、不適正な処分をしたということで処分をされている人が、適正な経理をせやんところに配置がえになっておるわけですね。ちょっとつじつま合わないじゃないですか。そうでしょう。不適正な経理をしようたけんちゅうことで処分されたわけでしょう。そして、ほぼ1年で適正な経理をせやんところに配置をした。ということは、どちらかが間違っていたということじゃないですか。ということは、不適正な経理として処分をすべきではなかったということではないでしょうか。

しかも、その金については、沖端漁協からも金を出された。職員の5人の方が出された。別に被害はあっていないわけですよ。そういうところは、私は何となく演壇で言ったようなことではなかろうかと思うわけであります。何も今回発令をされた会計課長に対してとやかく言いません。私は、その方は立派でありますし、正しい人事異動であったとあえて言わせていただくわけでありますが、もう一遍言いますが、不適正な経理をやったということで処分された人を適正な経理をせやんところに持っていった。これは私は処分が間違っていたと思うわけです。処分をやっぱり取り消しをさせてもらわにゃ、私はいかないと思います。

とてもじゃないが、停職1カ月なんです。それと、係長は減俸2カ月ですか。ほかの係員は減俸1カ月ですよ。停職1カ月を食らったら、退職金から、あるいは昇給から、そして年金まで、ひよっとするならば1,000千円ぐらいの、それ以上の損失になるわけですよ。しかも、それだけではありません。そういうことになりますと職員は、一連のことですが、職員の家族、その親族を震え上がらせるわけですよ。だから、あなたはそういうことを快感にしてあるんではなかろうかと私はあえて言ったわけですよ。過去の処分をよかったら、よかったらじゃなし、必ず取り消していただきたいと私は願うものであります。

時間が残り少なくなってまいりました。あと6分です。次の4番に入らせていただきます。

「産業活性化推進室」の発足について、推進室発足の理由をよかったらお聞かせ願います。時間が余りありませんので、よかったら簡潔に御答弁をお願いいたします。そして、それは道の駅をつくるといううわさもあるが、もし道の駅をつくるとすれば、その広さとか規模が

わかりましたら教えていただきたいと思うわけであります。

以上です。

市長（石田宝蔵君）

矢ヶ部議員から職員の懲戒処分の問題についてのお尋ねでございますけれども、これについてはさまざまな尺度があろうかと思えます。（「それはいいですから」と呼ぶ者あり）いやいや、それはちょっと答弁しないと。（「時間をもったいないです」と呼ぶ者あり）それは当然、（「その分、あなたくれやいよ、その時間は」と呼ぶ者あり）いやいや、冗談じゃないですよ。あなたお尋ねになっているわけでしょう。お尋ねになっていることを親切にお答えしているわけですから。（「いや、私が尋ねたのはね」と呼ぶ者あり）懲戒処分の問題ですからね、これをお尋ねになっているわけでしょう、5分も7分も。一方的じゃないですか、いつも。（「取り消してくださいと言っている」と呼ぶ者あり）

懲戒処分については、これは悪いことをしたらならば悪い、いいことをしたならいい、信賞必罰は当たり前のことなんです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）これは市民の皆さんとて御理解いただくとおもうんです。ただ、血税等、それだけ7万5,000人の皆さんのものを預かっているわけですから、私は腹を切る思いにあっても、断腸の思いにあっても、これはやらなきゃいけません。しかし、その事実、問題は経過をしたとするならば、日ごろの能力、適材適所、あるいはそういった本人の将来も考えながら、さまざまな配慮をしてやるというのが、また職員のやる気を起こさせる、市の中の活性化につながっていく、こういうことになるわけでありまして、（「市長、偉かぞ」と呼ぶ者あり）決してそういったものをいつまでも尾を引くようなことがあってはならないと思えます。罪を憎んで人を憎まずという言葉もありますけれども、私はそういった方向で、本当に血の通った政治、人事をやらなきゃいけないと、このように思っております。御理解いただきたいと思えます。（「そんな後の答弁をせんなら言うこと要らんと思うよ」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

産業活性化推進室の質問にお答えいたします。

ことしの4月に機構改革で新たに設けた部署でございますけれども、今後ますます厳しくなる自治体間競争を勝ち抜くため、農業、漁業、商工業、観光、こういった産業間連携を強化して、地域資源を積極的かつ有効に活用していく必要があるということから設置しているものでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、市で策定いたしました柳川市の総合計画の中では、柳川ブランド化プロジェクト、地域力が元気の源という具体化を進めているところでございますけれども、3つございます。1つは、柳川ブランドの確立と情報発信の推進、2つ目は、産業間の連携と新たな産業の創出、3つ目が、産業を支える基盤整備の推進ということでございます。その一環といたしまして、地域を売り出す拠点施設ということで、仮称でござい

ますが、道の駅の検討を行っているものでございます。ただ、この道の駅の設置検討に当たりましては、柳川土木事務所、それから県の道路維持管理課、それと、指定自体は国からの指定ということになりますので、今、調査研究を行っているところでございます。面積、それから内容等については、まだ公表できる段階にありませんので、御了承いただきたいというふうに思います。

11番（矢ヶ部広巳君）

最後になりますが、道の駅も、それは大切かしれない。しかし、ガソリンが今非常に高騰しております、とてもじゃないが。しかも、これは峠を見ないわけですよ。なぜならば、投機的な投資でやっているわけですから。そうでしょう。だから、それよりも一番今市民が差し迫っている問題は、農業、漁業者がこのままではとてもじゃないが、やっていけない。ガソリン代は上がる、軽油は上がる。それをまず手助けするのが私は大切ではないかと思えます。このままでは、もう田んなかつくられんばん。ノリは行かれんばん。そういうのをまず私は助けてやる。それが市民への差し当たっての手助けじゃないでしょうか。ましてや、道の駅が悪いとか、いいとかいうわけじゃないけれども、今、市民が一番差し迫っている問題について手を差し伸べてやるというのが、私はこれが政治と思うですよ。どうでしょうか。

そういうことを訴えまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時2分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番熊井三千代議員の発言を許します。

4番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、順次質問させていただきます。

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化や疾病構造の変化などに伴い、児童・生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されております。

アレルギー疾患には、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、結膜炎、食物アレルギー、アナフィラキシーなど、多様な疾患が含まれます。これらの疾患は長期にわたり管理を要する側面があるとともに、場合によっては生命にかかわるという側面もあり、学校における教育指導に当たって細心の注意を払いながら取り組むことが求められております。

文科省が昨年4月に発表したアレルギー疾患に関する調査研究報告書によれば、公立小・中・高の児童・生徒のアレルギー疾患の有病率は、気管支ぜんそくが5.7%、73万人、アトピー性皮膚炎が5.5%、69万人、アレルギー性鼻炎が一番多く9.2%、118万人、食物アレルギーは2.6%、33万人、重いアナフィラキシー症状を起こす子供は1万8,300人と高い数値を示しています。また、全国学校栄養士協議会などが行った調査によると、2002年、2003年度、学校給食が原因でアレルギー症状を起こしたケースは637件あり、そのうち約50件が命を脅かす可能性があったアナフィラキシーショックまで進んでいたと発表しております。各学校やクラスにアレルギーで苦しむ子供が多くいることを示しています。

こうした現状を踏まえ、アレルギー疾患のある子供への学校での具体的な対応、指針をまとめたもので、すべての児童・生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境整備の目的で、文部科学省が監修して日本学校保健会が発行したのが、今回の学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインです。今回のガイドラインでは非常に画期的な内容が盛り込まれております。それは、食物アレルギーで急激なショック症状、アナフィラキシーショックを起こした子供に対して、その子供にかわって教職員がアドレナリン自己注、エピペンを打つことは医師法違反にならないと見解が明記されていることです。また、刑事、民事上の責任についても人命救助でのやむを得ない場合、その責任が問われないことも重ねて明記されています。

さきの文科省のアレルギー疾患に関する調査研究委員会の報告によると、学校がアレルギー疾患のある生徒・児童にいろいろな取り組みを行っていると答えた割合はかなり高いものの、実際にアレルギー疾患で悩んでいるお子さんを持つお母さんたちに聞くと、実際とは違う、こんなに対応してくれていないという声が多いのも現状です。いかに立派なガイドラインができて、実際にそれが学校現場で実行されなければ意味がありません。

そこでお尋ねいたします。現在、本市の公立小・中学校の生徒・児童におけるアレルギー疾患の有病率と対応策の実態、また、中でも重い症状であるアナフィラキシーを起こす子供さんがおられるのか、お聞かせください。

次に、温暖化対策の取り組みについてお伺いいたします。

地球温暖化防止のため、先進国にCO₂など温室効果ガス削減を義務づける京都議定書が2005年2月16日発効されました。我が国の温室効果ガス、CO₂などの削減義務は1990年度比6%、ところが2003年度の国内総排出量は13億3,006万トンと、同年比8%も増加しております。2008年から2012年までに合わせて14%も削減しなければならないということです。

政府は、業界別削減目標の策定、省エネ対策の強化、企業の自主参加による排出量取引制度創設など目的達成計画の策定作業を進めてきました。いよいよ7月7日から地球温暖化対策を初め、環境問題が大きなテーマとなる北海道洞爺湖サミットが開かれます。福田首相がサミットに向け打ち出した環境モデル都市が来月にも決定するようです。これはCO₂など

温室効果ガスを大幅に削減する先駆的な取り組みを公募し、10都市、地域を選んで国が支援するものです。政府の地域活性化統合事務局によると、全国から83件の応募があり、大都市、地方拠点、小規模市町村ごとに数カ所ずつ選定されます。指定は狭き門だが、内容を見ると地域の特徴があらわれておもしろいものになっています。例えば、神奈川県高松市は平野が多い地形や少雨で日照時間が長い気候を生かし、レンタサイクルなど自転車の利用促進と太陽光発電の普及をアピール、2030年を目標に2003年度比で20%削減に挑戦します。また、カーボン・ニュートラル構想を掲げる高知県の物部川流域の香南市、香美市、南国市は園芸地帯で木質バイオマス燃料の活性を普及させ、森林再生なども推進、排出抑制と森林吸収力の向上で、2050年までに地域内排出ゼロを目指しています。また、昨年秋、全国発のCO₂プラスマイナスゼロ宣言を決議した高知県は、排出権取引への対応をにらんだ自治体初の認証制度もまとめ、9月には県民ぐるみで地球温暖化対策を目指します。県民会議を成立させようともしております。

このように各地で知恵を絞った工夫や取り組みの競争が始まっておりますが、本市の取り組みの現状と温暖化対策実行計画策定についてのお考えをお聞かせください。

2点目として、ごみ処理について伺います。

昨今、ごみ削減の方策として、電気ごみ処理機の活用の促進や、堆肥化容器や段ボール式などさまざまなごみ堆肥化処理など紹介されておりますが、各個人のライフスタイルによりごみの削減方法の好みは異なると思われまます。市民の方より電気ごみ処理機購入時、一時補助はあるが、まだ高くて買えない。敷地が広いので堆肥化処理はできそうだが、方法がわからない。また、アパートのベランダでもできる堆肥化処理方法はないかなど、相談を受ける機会が多くあります。ごみの削減、リサイクル推進への市民意識向上及び啓発促進に向けた取り組みの一つとして、知りたい、やりたいの声にこたえ、リサイクル方法を要望に応じて説明、講習を実施してくれる、例えば、ごみリサイクル実施講座や出前講座などの実施についてのお考えをお聞かせください。

3点目として、携帯電話リサイクル推進について伺います。

携帯電話リサイクルを推進する大きな目的は、我が国の産業競争力の要とも言われているレアメタル、希少金属が携帯電話に含まれているからです。レアメタルの使われ方を紹介しますと、例えば、携帯電話ではアンテナ部分にガリウム、液晶パネルにインジウム、基盤、電子回路にはパラジウムや金が使われております。これらは日本で全く採掘されないものや、ごくわずかしか採掘されないものばかりです。この種の金属は今世界じゅうで需要が伸びており、原産地は輸出に統制をかけるなど、市場への流通は先細りになる可能性があります。

こういう社会状況の中、近年、国内で1億台以上も普及しているという携帯電話にはレアメタルが多く含まれておりますため、3R、リデュース、ごみの発生抑制、リユース、再利用、リサイクル、再利用の観点から適切な処理と有用資源の回収に大きな期待が寄せられて

います。

最近の新聞報道によりますと、日本では携帯電話（PHSを含む）は年間4,500万台から5,000万台販売されているようです。しかし、MRN、モバイル・リサイクル・ネットワークが2008年2月にまとめた携帯電話リサイクル状況は、回収実績が2000年の約1,362万台をピークに減少傾向が続き、2006年には約662万台に半減と報告しています。このままでは貴重なレアメタルが無駄に眠ってしまうこととなります。皆さんのお宅にも使用済み携帯電話がありませんか。このような現状を踏まえ、本市もレアメタルリサイクルを強化する一翼を担うためにも使用済み携帯電話の回収に乗り出すべきではないでしょうか。

そこで、伺いたいします。1、携帯電話を捨ててはいけいなものとして、ごみ分別案内に記載する。2、廃棄する場合は購入したショップで処理することを促す。また、携帯電話を買いかえる際、回収、リサイクルの必要性と協力を促すよう販売店へ呼びかける。庁舎内に回収場所を設ける。以上、回収率アップを目指した具体的な取り組みについて提案いたします。御見解をお聞かせください。

最後に、廃棄物処理施設、クリーンセンターの将来に向けての検討はなされているかというところでお伺いいたします。

現在稼働しているクリーンセンターの焼却炉は、平成3年に建設されております。起債償還年数が15年と経過していると思われます。現在は焼却時間の工夫、ごみ排出量の削減の呼びかけ、部分的修復、点検など、関係課の努力により現在も稼働を続けることができておりますが、しかし、いずれにしても施設の老朽化は年々進んでおります。新設にしても莫大な予算や多くの諸問題が起こることも予測されます。各地では一部堆肥化処理を取り入れたり、全面的に資源循環型施設に新設するなど取り組みがなされております。市民生活に密接した重要な機関であるがゆえに、問題が生じてから策を講じて対処できる問題ではないと思われます。本市においても施設の将来に向けての調査研究、検討など、考える時期に近づいてきているのではないのでしょうか。見解をお聞かせください。

以上、1回目の質問は終わります。2回目からの質問は自席より行いますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長（成清一廣君）

熊井議員の質問にお答えをさせていただきます。

1つは、生徒・児童におけるアレルギー疾患の有病率及び対応について、もう1つがアナフィラキシーショックを持つ子供が何人いるかということでございますが、まず1番目のアレルギー疾患の有病率につきましては、本年6月1日現在の小学校、中学校合わせた人数では、食物アレルギーを有する者が130名、2.13%、アレルギー性鼻炎を有する者270名、4.42%、それからアトピー性皮膚炎を有する者167名、2.73%、気管支ぜんそくを有する者376名、6.15%、アレルギー性の結膜炎については調査をいたしておりません。合わせまして、現在

で943名、15.43%であり、気管支ぜんそくを有する者は全国平均を少し上回っていますが、あとは全国平均の2分の1程度の有病率となっています。

これらの有病者に対する対策といたしましては、現在、食物アレルギー、これが最もいろいろな症状が出るわけですが、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しましては、アレルギーの原因物質となりますアレルゲンの食材を除去した給食を提供しているところでございます。また、アトピー性皮膚炎などの原因物質となります教室の改築時における塗料や接着剤、もしくは教室内で使いますいろいろな原因材料があるわけですが、そういったものについて、これは建築基準法のガイドラインに基づいたものを使用して、極力アトピー性皮膚炎等への影響がないようにしているところでございます。

それから花粉症ですね、アレルギー性鼻炎でございますが、花粉症や気管支ぜんそくを有する者に対する対策といたしましては、教室内のほこり、動物の毛、激しい運動に起因して起こるおそれがございますので、本人の症状を把握して個別に対応しているところでございます。

また、議員お尋ねのアナフィラキシーショックを起こす子供の数でございますが、児童・生徒におけるアナフィラキシーショックを持つ、アナフィラキシーショックというのはアレルギーによって重篤状態になるわけですが、この子供の数は6月1日現在の調査結果によりますと、4名となっております。うち3名が小学生、1名が中学生であります。学校における対策といたしましては、小学校3名のうちの2名につきましては、給食時にアレルゲン、アレルギーを誘発する原因物質を除去した給食を提供することで対応しておりますし、1名については自宅からの弁当を持参させております。中学生1名につきましては、自宅が学校のすぐ近くでございますので、昼食時は帰宅をさせ、自宅で食事をとってから再登校させております。

また、このアナフィラキシーショックを持つ児童・生徒につきましては、担任の教諭はもとより養護教諭、教頭、校長が情報を共有し、ショックが起きた際の緊急マニュアルを作成し、応急処置及び救急車の要請などを行うようにいたしております。また、保護者とも協議し、アドレナリンの自己注射液、これについては中学校の1名は常時携行いたしております。

以上でございます。

市民部長（大坪正明君）

熊井議員の大きな2点目の温暖化対策に向けての取り組みについてお答えをいたします。

本市におきましては、合併前の平成14年3月に旧柳川市で策定しておりました柳川市地球温暖化対策実行計画に基づいて現在取り組んでおりまして、市の施設で冷暖房を夏は28度、冬は18度というような適正な温度の設定をしたり、あるいはコピー用紙に再生紙を使用したり、クールビズの実施、昼休みの照明の消灯、職員のエレベーターの使用制限などを行いまして、消費電力の削減等により地球温暖化の防止に努めておるところでございます。しかし、

これは合併前の計画でございますので、今年度には新たに新市としての温暖化対策実行計画を策定するというにいたしております。

次に、生ごみ処理の件につきましてお答えを申し上げます。

台所から出る生ごみの水切りや電動生ごみ処理機、コンポスト等の処理器を利用した堆肥化など、市民の皆さんのごみ減量化に対する意識向上によって、生ごみの減量化につながってきております。

議員御指摘のように、生ごみ処理を含め、環境問題につきましては範囲が広く多岐にわたっております。生活環境課で婦人会や小学校などの依頼に応じて出前講座を行っておりますけれども、この出前講座の依頼があったときは、その依頼者のほうと内容につきまして協議して、幅広くすべての要望に対応している状況でございます。今後も出前講座の充実に努め、環境問題に対して市民の皆さんへのわかりやすい説明を行いまして啓発を進めていきたいと思っております。また、市民の皆さんからの意見を参考にしながら、今後の環境行政に生かしていきたいと考えております。

次に、携帯電話リサイクル推進についてお答えをいたします。

まず現状を申し上げますと、市内の一部の販売店にお聞きしましたところ、携帯電話の買い替えの際に約3割程度が販売店で回収、リサイクルされているということでございまして、それ以外の7割は個人データが入っていることなどもありまして、そのまま持ち帰られているということのようでございます。この携帯電話が不用となつてごみとして出す場合には、不燃ごみとして月1回、金属の回収をいたしておりますので、そのときに出してもらうこととなりますが、実際地域の回収場所に出されているのは月に十数台程度あるようでございます。これは粉碎して金属部分のみをリサイクルしているのが現状でございまして、レアメタルなどのような細かい分別まではいたしておりません。

そこで、携帯電話を捨ててはいけぬものとして、ごみ分別案内に記載し、販売店での回収を促したらどうかという御提案をいただきましたが、クリーンセンターでは現在も市民からの問い合わせには販売店へ持参していただくよう案内をいたしておりますけれども、さらに御提案のように、全世帯に現在配布しております「ごみの出し方、分け方」という印刷物をつくり直す際に、携帯電話を捨ててはいけぬものとして、処分は販売店へというような記載を行いまして、販売店での回収、リサイクルの推進に努めてまいりたいと考えております。

また、庁舎内に回収場所を設置したらどうかという御提案をいただきましたけれども、個人データが残っている場合もございまして若干心配な点がございまして、携帯の販売店で直接回収したほうが安全でございますし、他社の製品でも無償で回収して分別、リサイクルする体制がとられておりますので、販売店での回収のほうを促進していきたいというふうに考えております。

次に、大きな3点目の廃棄物処理施設の将来に向けての検討はしているかというお尋ねでございますが、現在の施設については平成3年に建設されまして17年を経過しておりますので、定期補修工事と日々の点検をしっかりとやりながら維持管理に努めているところでございます。この施設の将来に向けての検討の件につきましては、現時点ではまだ具体的な検討はしておりませんが、今後はごみ処理方法や費用対効果、国の施設整備交付金要綱など、さまざまな角度から検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。

では、学校のアレルギー疾患に対する取り組み、ガイドラインのほうから少しずつ再質問をさせていただきたいと思うんですけれども、先ほど対策として、食物アレルギーの方のアレルゲンの除去ということで除去食を提供しているということをお話しいただきましたけれども、これは先ほども言われましたように、除去食を提供されているのはアナフィラキシーショックの強い2名の方だけなんではないでしょうか。最初に統計的な数を出してくださった、その生徒さんの数もあるんでしょうか、そこら辺の数ははっきりお願いします。

学校教育課長(成清一廣君)

アナフィラキシーショックの子供のみではなくて、ほかにも御父兄のほうから希望されているところにつきましては除去食を提供しているということでございます。

それで、提供している人数は食事の内容等によって、きょうはそばが入っているから除去するとか、きょうは卵が含まれているから卵の人の分だけ除去するとかということで、毎日人数は違ってまいります。

4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。一緒に聞けばよかったんですけれども、これは市内の全小・中学校、適用されているんですね。

学校教育課長(成清一廣君)

お答えします。

市内の中学校につきましては、すべてセンター化しておりますので、センターのほうで取り組んでおりますし、旧柳川市内の単独校につきましては、それぞれの学校で取り組んでおります。すべての子供たちにそういう取り組みを実施いたしているところでございます。

4番(熊井三千代君)

ありがとうございました。私も実態は把握しておりませんでしたので、今回質問をさせていただきまして実態を知ることができ、また、すごく先進的な対応をしてくださっているというふうに感じました。

このガイドラインは、各疾患の原因や症状、薬の管理なども解説されておりますし、その

上で各アレルギー疾患の児童・生徒に対して学校での留意すべき状況や対応について、具体例を挙げて説明されております。また、この疾患を持つ子供さんたちの個々の症状等を把握するために、保護者から病型や留意点などを記入した学校生活管理指導表を学校に提出していただき、その後に各学校で取り組みの検討やプランをされて、その後、生徒に対応していくというふうになっておりますけれども、また、保護者の同意が得られれば教職員全員で情報を共有することもできる、また、教員がこれらの疾患の特性について正しい知識を持つことの必要性も書かれていると思います。また、健康教育を行うことで生徒全員が自分の生活を見直すきっかけになったり、自己管理の大切さを感じたり、また、病気を正しく理解し、今の学校教育に欠けがちな共感する心を育てる機会が得られるのではないかなど、このアレルギー疾患を幅広い視野でとらえた書き方をされていると受けとめております。非常にいいガイドラインができていますので、このガイドラインを実効性のあるものにしていただきたいと思います。

そこでお尋ねをしたいと思うんですけれども、このガイドラインに沿った具体的な取り組みとしての考え、今もやってあると思うんですけど、このガイドラインができ、これに沿った取り組みとして考えられていることをお聞かせ願いたいと思います。できれば、行政から学校への取り組みとか、生徒さんへの取り組み、教職員に対する取り組み、保護者に対する取り組みというふうに分けられましたらお聞かせください。

学校教育課長（成清一廣君）

熊井議員から今3つの質問があったわけですが、それについてお答えをさせていただきます。

その前に、先ほどアトピー性皮膚炎のところちょっと漏らしてございましたけど、現在、国におきましては、アトピー性皮膚炎等を有する子供に対しましては、そういったものを除去した教科書を配布いたしております。これはどういうことかといいますと、まず、教科書の表紙にはラミネートをかけてインクのおいがないようにする。あとの中身につきましては、印刷した後に天日干しにかけて乾燥させて、なるべくインクのおいを取って、その後製本するというような本を配布していることをつけ加えさせていただきます。

それから、議員お尋ねのガイドラインにつきましては、実はこういった本でございますが、財団法人日本保健会が昨年5月より学校のアレルギー疾患に対する取り組み推進検討委員会を設置いたしまして、本年3月末に作成されたばかりの学校向けのアレルギー疾患取り組みのガイドラインでございます。これによりまして、既に各学校で実施しております内容のほか、新たな情報に基づく取り組みが求められています。保護者及び生徒に対しましては、今回出されたガイドラインに沿って、学校での取り組みを希望する保護者に対しては児童・生徒の主治医に管理指導表、こういったものでございますけど、これを記載していただいて、その記載されたものを学校に提出すると。学校としましては、それに基づいて教職員、保護

者が話し合いをして、学校における具体的な取り組みに関する協議をしていただくということになっております。

また、教職員の取り組みといたしましては、その提出された管理指導表や具体的取り組みに関する協議に基づいて、緊急時には教職員のだれもが対応できる体制づくり、近くにいる先生がすぐ対応できるという体制づくりとあわせて、そういった自己注等の実習を含めた研修などを実施して、より細かな健康への取り組みを行うことといたしております。

教育委員会の取り組みといたしましては、それぞれの学校での取り組みが推進されますように、校長会や学校訪問、養護教諭の研修会などの機会をとらえて、今後ますます増加していくと思われまます各種のアレルギーを有する児童・生徒の健康増進、楽しい学校生活の維持に向けて努力をしていきたいと考えております。

このアレルギーに対します分野はまだ未知の部分が多くて、今回、熊井議員の質問は時宜をとらえたものであり、委員会としても今後勉強させていただく非常にいい機会になるのではないかとこのように考えております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。先ほどもおっしゃいましたように、このガイドラインが配布されたのがことしの4月以降でありましたので、担当課といたしましては現状を把握したり、今後の基本方針の方向性を考えられるだけの時間しかなかったのではないかと思いますけど、本当によく検討してくださっておりますし、今後ますます一つ一つのことを具体的に検討され、取り組んでいただき、とにかくこの取り組みが全職員に徹底されて効果のあるものにしていただきたいと思います。

それと、あと、エピペンを必要とされる生徒さんが在籍しておられるということで、この報告を聞く前までは、うちの柳川市にはいらっしやらないんじゃないかなと思っておりまして、大変びっくりしたところでございますけれども、このエピペンを使用するというので、とにかく実際に利用する、施行する場面に遭遇された先生方にとっては、実際に子供の体に針を刺すという抵抗感とか、いつ、その自己注をかわって打っていいのかという、判断ミスはしないだろうかという恐怖感など、さまざまな心配な点が多いと思いますので、学校、保護者、また生徒間の信頼関係をしっかり保たれて、細かい点まで周知徹底していただくように申し上げ、アレルギー疾患に対する質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

次に、温暖化対策について質問をさせていただきます。

現在も旧柳川市でつくられた計画に基づいて、さまざまなことに取り組んでおられるというふうにお伺いいたしました。また、ことし中に温暖化対策の実行計画を策定するというのを答弁いただきましたので、少し内容についてお伺いしたいと思います。

その計画は行政機関の取り組みとして計画されるようではございますけれども、目標達成に向けた取

り組みとして、少し計画期間とか計画の対象とか、どこら辺の範囲まで実行されるのか、あと削減目標とか、具体的なところを少しお聞かせいただきたいと思います。

それと、全国の家からのCO₂排出量は1990年度には1億2,700万トンだったのが、2006年度には30%もふえて1億6,006万トンに達しております。国が目標として掲げているのは年間約3,700万トンですので、4倍ぐらい多いCO₂が排出されているようになっております。この量を削減するには、やっぱり市民総当たりで取り組むのが重要だと思われまじけれども、市民への取り組みとか事業者に向けての取り組みについてお聞かせください。

市民部長（大坪正明君）

熊井議員御指摘のとおり、CO₂などの温室効果ガスが年々増加をしております。地球温暖化に大きな影響を及ぼしているところでございます。福岡県におきましては、18年の3月に福岡県地球温暖化対策推進計画を立てて県民の二酸化炭素の削減目標を設定されております。また、7月に開催される洞爺湖サミットで国の削減計画も発表されると思いますので、このような国、県等の目標数値を参考にしながら、本市の現状も踏まえまして数値目標を設定していきたいというふうに考えております。

また、策定します計画の期間については5年間を予定しております。そして新しい計画では、行政でできることだけでなく、市民レベルでできること、事業者でできることを計画の中に盛り込んで、それぞれにお願いして相互で協力できることは協力をしていただき、市全体で取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。計画の内容としましては、国から打ち出されるのに従っていくということで、あと、その計画の中身には行政、市民の皆さんへの取り組み、また事業者への取り組みというふうに、各別に分けて取り組みの方法を記載していくということによろしいですか、よろしく願いしておきます。

次に、温暖化防止を具体的なものにするには計画も必要ですし、啓発も必要です。でも市民全体として取り組んで意識を高めることがなかなか期待できませんので、とにかく市民が一体となって行動を起こすようなことをやっていったらどうかというところで、3点ほど提案をさせていただきたいと思います。

温室効果ガスを測定して検証できるように、簡単に記入できる環境家計簿を市独自で立案し、作成し、配布し、市民の方へ活動をお願いしていくと。2つ目としては、本市でもクールアース・デーを設けて、ライトアップ施設や各家庭で短時間でもライトダウンを行い、環境問題を考える日として設定してはどうかということです。3点目としましては、市全体で温暖化防止へのさらなる意識改革の目的で、本格的な全体計画が必要だと思います。そのときにやっぱり地球温暖化対策条例を制定していかなければいけないんじゃないかなというふ

うに思いますけど、この3点についてのお考えをお聞かせください。

市民部長（大坪正明君）

熊井議員御指摘のように、計画をつくっただけでは、実行が伴わなければ意味がありませんので、ただいま御提案いただいた環境家計簿やクールアース・デーといったようなことを参考にさせていただきながら、また先進的な事例も研究して、市民が継続して実行できるようなことを実行計画に盛り込んでいきたいと考えております。

また、地球温暖化対策条例を制定するかどうかにつきましては、今年度策定します温暖化対策実行計画と並行して、今年度と来年度の2カ年で環境全般についての基本となります環境基本計画を策定することにいたしておりますので、その中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。では、その環境基本計画の中身に期待しておきたいと思います。

いろいろ提案をさせていただきましたけど、前向きに検討していただけるという返答をいただきましたので、よろしく願いしておきたいと思います。

最後に、とにかく策定計画ができて、実施に当たられるときは全職員さんが徹底されて、結果が出るような推進をしていただきたい。

それと、最後になりますけれども、もしその計画を実施したときに削減できたCO₂の量を金額に換算されて、その金額を次年度の温暖化対策事業に加算していただくというようなアイデアを取り入れながら事業推進をしていただくように要望して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

済みません、もう1つ。次は、生ごみ処理についてですけれども、ライフラインにあわせて研修とか説明会とかを取り入れていただくということですので、こういうふうな事業をやっていますというふうに市民の方にわかるように提示をしていただいて実践につながるような指導体制の推進を要望しておきますので、お願いいたします。

あとは携帯電話リサイクルについてでございますけれども、なかなか販売店での回収が思うようにいかないというのが現状ですけれども、その携帯電話回収の必要性というのを理解していただいたようで、本当に一歩踏み出していただいたのではないかなと思います。でも、この資源リサイクルや希少金属の確保という点では非常に大きな動きだと思いますので、ぜひ今後も回収について積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、クリーンセンターの将来に向けてのお考えについてお聞きしたんですけれども、具体的なことはまだ考えていないという総合的な答弁でありましたけれども、最後に市長にぜひ、では、どういう現象が起きたときに取り組みを考えられるのか、また、クリーンセンターの将来を見据えて市長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

市長（石田宝蔵君）

先ほど大坪部長が御答弁いたしましたけれども、やはり昨今のCO₂の排出の問題等については、今般の洞爺湖サミット等、世界の首脳の皆さん、先進国首脳の皆さん方が御議論をいただくということで、随分地球の温暖化に対する考え方というの、全世界の人々の関心と呼んでいること、これは事実でございます、何とかしなくちゃいけないという皆さん方の思いのあらわれだろうと思います。

今、熊井議員からお尋ねになりました将来的なクリーンセンターの、処分場の問題については、御案内のとおり、平成17年の合併特例法にあわせまして、地方自治体の組み合わせ等が変わってきております。県南地区においても全くそのとおりでございます、特に一部事務組合、我が柳川市にいたしましても、旧柳川・三橋・大和消防厚生事業組合、消防本部の清掃の処理組合も今は1市という形になりました。こういったものも市長会等でも議論が行われているわけですが、将来的に果たしてそういった小規模のものでいいのかどうなのか、また、県を巻き込んだ形、国を巻き込んだ形での補助事業、助成のあり方、こういうものも今けんけんごうごうの議論が行われております。ましてや補助金等の削減措置等もございまして、やはり規模を拡大する、また、それぞれの自治体の枠組みが新たに変わってきておりますので、そういったことも幅広い視点から物をとらえて、適正なる処理人口、将来の経費等の負担、こういったものもしっかり精査した上で具体的なアクションが起きていくというふうに理解しております。そういったものについても私どもとしても避けて通れないものでありますので、議会等、あるいは市民の皆さんとの御意見をいただきながら、的確な対応をしてみたいと、このように思っております。

4番（熊井三千代君）

ありがとうございました。クリーンセンターについては大変大きな問題でありまして、なかなか考えると、いつからアクションを起こすかというのは難しい問題だとは思いますが、大変市民生活に直結した部分でもありますので、今後よき方向に行きますように要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（田中雅美君）

これもちまして熊井三千代議員の質問を終了いたします。

第4順位、2番古賀澄雄議員の発言を許します。

2番（古賀澄雄君）（登壇）

皆さんこんにちは。お昼過ぎで大変お疲れのところであると思っておりますけれども、しばらくの間よろしく願いをいたします。

2番、公明党の古賀澄雄です。議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

初めに、防災計画について2点質問をいたしますけれども、冒頭に今回、岩手・宮城地震

において被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げますところでございます。

1点目に、災害時において自力で避難できない高齢者や障害者など災害時要援護者に対する支援体制の整備についてお伺いをしたいと思います。

平成16年7月、梅雨前線における新潟・福井豪雨と一連の台風で多くの高齢者が犠牲となった状況を踏まえて、国では有識者、消防庁を含め関係省庁で構成する集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会が平成16年10月に設置され、平成17年3月30日の中央防災会議において、その検討結果が報告されました。

検討会の報告によりますと、災害時要援護者の避難支援ガイドラインにおいては、情報伝達体制の整備、災害時要援護者の情報の共有、災害時要援護者の避難計画の具体化の3点を課題として上げ、一人一人の要援護者に対して複数の避難支援者を定めるなどの具体的な避難支援計画の策定など、早急な取り組みを市町村に要請をしております。

消防庁では、避難支援プランを作成しようとしている市町の先進的事例等を把握、整理して、全国の市町村に提供する避難支援プランの作成を一層推進することとしております。

神奈川県のカ崎市は、2007年12月から災害時要援護者避難支援制度をスタートさせ、要援護者を地域の町内会や自主防災組織でサポートする試みを始めております。

制度の流れは、1、要援護者またはその家族から市へ名簿を登録してもらう。2、名簿を要援護者の地元の町内会や自主防災組織、民生委員などに提供をする。3、災害時には町内会らが要援護者の避難確認や避難支援を行う、登録については区役所や地区の健康福祉ステーションで受け付ける。そこで、今回、市においては本人またはその家族が登録を申し込む手挙げ方式を採用したということでございます。登録制にして、地元の町内会や自主防災組織、日ごろから高齢者や障害者と接する機会の多いケアマネジャー、デイサービス事業者から参加を呼びかけてもらう、そういったことで地域力のアップ、こういったものにもつながると期待を寄せてあります。近年、地球温暖化の影響による自然災害は、いつ、どこで、どのような形で災害が発生しても不思議ではありません。

そこで、本市でも市民の安全・安心の施策を講じるべきと思いますので、3点について質問をいたします。

1点目、市長の災害時要援護者に対する認識についてはいかがでしょうか。

2点目、本市の災害時要援護者防災計画についてお願いいたします。

3点目、災害時要援護者支援プランの作成についてはどのようにお考えであるのか、お聞かせを願いたいと思います。

2点目でございます。学校の耐震化の推進について質問をいたします。

公立小・中学校施設は、地震等の非常災害時における児童・生徒の生命を守るという地域住民の緊急避難場所としての役割も果たすことから、校舎や体育館などの学校施設の大きな地震にも倒壊しない安全性の確保というのが不可欠でございます。さきの中国・四川大地震

では学校倒壊で多くの児童・生徒が生き埋めになり死亡し、また、教員、生徒が全犠牲者の1割を超えるという被害を出しました。こうしたことを教訓に、このほど学校耐震化を加速させるために地震防災対策特別措置法を委員長提案による議員立法で改正することが与野党で合意され、今国会で成立しました。改正法案には、国庫補助率の引き上げ、地方交付税措置の拡充などが盛り込まれております。期間としては、ことしより22年までの3カ年の期限措置ということで、改正のポイントとしては、1、地震補強事業の国庫補助率を現在の2分の1から3分の2に引き上げる、2、地方交付税措置を拡充する、3、耐震化診断の結果の公表を義務づけるということになっております。

ところで、改正前の法で耐震補強を行えば地方自治体の負担は31.25%と言われておりました、今回の改正によれば、補助率が3分の2に引き上げられるということで大変負担が低くなり、また、元利償還金に対する交付税措置も拡充されるということで、国が86.7%を負担することになったということで、市町村の負担が13.3%まで減るということで大変利用しやすくなったということでございます。また、1998年に建築基準法が改正されて、震度6強の揺れにも建物が崩壊しない耐震基準というのが強化されました。95年の阪神・淡路大震災で、81年以前の建物については大変危ないということで非常に問題になったところでございます。そういったことから、81年以前の建物については耐震診断と耐震改修が緊急の課題として取り組まれるようになりました。

4月1日現在では、全国の公立小・中学校施設の12万9,559棟の中、81年以前に建てられた8万762棟で、全体の62.3%、うち耐震診断が済んだのが7万2,167棟、89.4%と、この5年間で実施率が飛躍的に伸びた。耐震性のある施設も全国の公立小・中学校のうち、82年以降に建てられた4万8,797棟を含めて7万5,923棟、58.6%まで上昇しているという現実でございます。学校耐震化がまだ実現していない自治体においては、国による財政支援が行われるこのチャンスを生かして取り組むということが考えられますので、次の3点について質問をいたします。

1番目、本市の耐震診断実施率、2番目に耐震化比、それから3番目に耐震化推進についてどのようにお考えか、お尋ねをしたいと思います。ちょっと長くなっておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、寄附条例について質問をいたします。

地方税法の改正により、ふるさと納税税度がスタートし、自治体への寄附がしやすくなっております。この制度は、ふるさとに恩返しをしたいという方の思いを自治体へ寄附という形で伝えることができ、その住所地での税控除が受けられるという新しい制度です。

自治体は多くの寄附を獲得することができれば、自主財源が確保できるということから、ふるさとPRに積極的に取り組んであります。寄附条例とは、自治体があらかじめ自然保護や福祉充実など複数の政策メニューを示し、全国の個人や団体に政策を選んで寄附をしても

らう。それを寄附として積み立てて、目標達成したら事業化して政策を実行するという取り組みです。地方自治体の財政が非常に厳しい中、独自の自主財源を確保すると同時に、市民参加型の自治体運営を促す効果もあると言われています。また、自治体への寄附の透明性が増し、説明責任を果たすことで市民の自治意識が高まることが期待されます。これは寄附による投票条例と言われるものですが、滋賀県高島市では2006年4月に水と緑のふるさとづくり寄附条例を施行、希望者は1口5千円を基本に、希望する事業での使い道を選択し、申し込む。同市では社会福祉、高齢者福祉、子育て、環境保全など11種類に約14,000千円の寄附が集まっているという状況でございます。

そこで、今回私が導入を提案する寄附による市民協働条例ですが、福井県坂井市の取り組みでは、市が寄附対象事業を複数提示して、市民から市が提示した事業になじむ政策メニューを募集します。その政策メニューを市議員、市民などで作る選定委員会で各事業に政策を1つだけ設定し、市民に寄附対象の政策メニューとして提示をいたします。寄附金は1口5千円、寄附を多く得た順番に政策を優先的に実行していく。寄附が少額の場合や人気がない場合は政策を変更する仕組みです。寄附の額や件数で政策に対する地域ニーズが反映され、自治体が地域ニーズに沿った形で事業ができる。市民にとって、政策を提案してそれに寄附をするという形で市民が政策メニューを選択した事業展開をすることは、市民参画の協働によるまちづくりに値するのではないかと考えます。今回の税法の改正はその一翼を担うものと思い、提案をするものでございます。市長の所見をお願いいたします。

次に、ジェネリック医薬品普及について質問をいたします。

皆様も御存じのように、医療費の伸びを抑えることは高齢者はもとより、現役世代の方々の負担を抑えることにつながっていきます。特に慢性疾患の高齢者にとっては薬代が少しでも安くなることは喜ばれることではないでしょうか。約2割は安くなると言われています。

ジェネリック医薬品とは、後発医薬品とも呼ばれ、さきが開発された薬の特許が切れた後に同じ有効成分、同じ効き目で厚生労働省が承認した薬です。さきが開発された薬、いわゆる先発医薬品は開発するのに膨大な費用と時間がかかります。そのため、薬の公定価格である薬価が高目に設定され、特許期間中、約20年間は独占的に販売されて、これが次の薬の開発費に向けられるわけでございます。これに比較してジェネリック医薬品は、先発医薬品が20年もの歳月をかけて安全性や効果、副作用が確認された薬の効き目のもとである有効成分と同じ有効成分で国の承認を得ることから、開発費用は余りかかりません。したがって、薬価も先発医薬品の7割から2割と低く抑えられるため、患者本人の負担が少なくなり、ひいては医療費全体も抑制される結果となるわけです。

国では、国民皆保険の維持のため、このジェネリック医薬品の使用促進を打ち出しております。骨太の方針2006、2007に後発医薬品の使用促進が盛り込まれ、昨年5月の経済財政諮問会議において、後発医薬品のシェアを数量ベースで現在の16.8%から5年後の平成24年度

までに30%以上にすることを目標を打ち出しております。その後、厚生労働省は10月に目標達成の手だてとして、後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムを策定いたしました。本年度から処方せんの様式の変更や診療報酬も改定し、医師が処方せんの開発薬への変更不可の欄に署名しない場合は薬剤師が患者の同意を得れば、後発品を優先して調剤できるとなるなど、後発医薬品の使用促進が図られております。

各市町村ではジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みが始まっております。東京の国立市においては、日本ジェネリック研究会考案のジェネリック医薬品お願いカードを窓口配置して希望者に配布をしており、茨城県の常陸太田市や長野県長野市では後発医薬品希望カードを国民健康保険被保険者に配布するなどの取り組みがなされています。さらに、広島県呉市では市町村では初の取り組みとして、今年7月から、あなたの医療費通知の中に後発医薬品を使用した場合の費用の差額をあわせて通知をするとしております。全国でもジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組みが始まっています。

そこで、次の3点について質問をいたします。

1、ジェネリック医薬品に対する市長の認識はいかがでしょうか。

2番目、本市の国保財政はどのような状況にあるでしょうか。

3番目、ジェネリック医薬品の普及についていかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

大変長くなりました。以上で終わりますけれども、再質問については自席で行いますので、よろしくをお願いします。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午後2時6分 休憩

午後2時19分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、執行部の答弁をお願いします。

総務課長（櫻木重信君）

それでは、お答えいたします。

災害時要援護者の避難支援プラン策定についてということで、まず災害時要援護者に対する認識についてお尋ねでしたので、お答えいたします。

災害時要援護者の認識ということですが、災害時要援護者とは、安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人、一般的には高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等が上げられます。市といたしましては、このような社会的弱者の方の避難等の安全対策については最優先に対応すべきであるというふうに考えております。

次に、柳川市の災害時要援護者防災計画でございますが、現在、災害時要援護者対策につきましては、柳川市地域防災計画に災害初期の緊急措置として、自主防災組織、民生委員さん、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会等に要請を行い、それぞれ市民会館やコミュニティセンター、公民館などの安全で適切な避難場所等へ誘導するように努めるということにしております。

また、本年3月には柳川市防災マップを作成しまして、災害時の避難場所の情報、それから避難の心得、それから、いざというときの連絡先、そういうのを記載しまして、全世帯に配布いたしております。しかし、より一層の災害時の要援護者の避難支援対策の推進ということにつきましては、議員御指摘のように、きめ細かい、そして具体的な避難支援プランの策定を急ぐべきだと、そういうふうに考えております。そのために、支援を要する方がどこにどのような状態でおられるか、そういうのを把握いたしまして、次に、災害のときに要援護者を迅速に避難誘導する組織体制の育成、そういうのが必要であるというふうに考えております。

今後は災害時要援護者に対する支援がより一層迅速、安全に行われますように、事前に支援体制を確立しまして、災害時要援護者への支援が確実に実施できるように、災害時要援護者支援プランの策定を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育部長（佐藤健二君）

それでは、学校の耐震化の推進についてお答えをしたいと思います。

まず、本市の耐震診断実施率についてでございますが、文部科学省が行った耐震改修状況調査結果に基づきますと、100%でございます。この集計には耐震化優先度調査の実施も含まれることになっておりまして、本市はその調査を平成18年度に実施しております。ただし、実際の耐震診断は、耐震補強工事を実施する学校について、事業に着手する前に調査をしているところでございます。例えば、本年度は柳川小学校の北棟、管理棟の耐震補強工事を実施しますが、事前に耐震診断を行いまして、その結果に基づいて設計及び施工をいたします。

次に、本市の学校施設の耐震化率は平成20年4月現在で59.6%、これは棟数比となっております。残り約40%に耐震化が必要と見込まれます。しかしながら、昭和56年以前に建築の校舎等の耐震化率については、本市は17.9%の状況です。ちなみに全国平均は33.6%、福岡県の12.4%と同様に低い状況にあります。

次に、本市の耐震化の推進についてでございますが、平成18年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正されましたのに伴い、学校施設の耐震化に重点を置いた整備計画を進めてきているところでございます。その計画方針として、平成18年度に文部科学省の学校施設耐震化指針に基づく耐震化優先度調査をもとに計画を進めてまいりたいと思います。

優先度調査対象は、建築基準法の新耐震基準にのっとっていない昭和56年以前に建築した

校舎等でございます。その内訳は、平成18、19年度で改修した藤吉小学校を除く小学校12校の校舎27棟及び体育館4棟と中学校4校の校舎13棟及び体育館2棟でございます。

なお、議員仰せの今回の法改正におきまして国の支援制度が強化されたということで、このチャンスを生かすべきだというような御意見をいただきました。ただ、詳細に情報を調べますと、今回の改正につきましては、構造耐震指数、いわゆるIS値というのがございまして、それが0.3以下となっております。その0.3という数値につきましては、かなり厳しい数値でございます。ですから、柳川市内の校舎においては、これに該当する施設はないんじゃないだろうかというふうに認識をいたしているところでございます。しかしながら、国におきましては、この制度につきましてもまだ不十分だと。また全国市長会のほうからも、さらなる支援強化をというふうな要望も出ている状況でございますので、今後の国の動きにも十分注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

保健福祉部長（本木芳夫君）

それでは、3点目のジェネリック医薬品普及についてというふうなことでの1点目、医薬品に対する認識はについてお答えいたします。

先ほど議員御説明のように、さきが開発されました医薬品の特許期間が切れまして後に、その薬と同等の品質、有効性、安全性があるとして厚生労働大臣が製造、販売の承認を行っている医薬品のことで、後発医薬品と呼ばれているものでございます。また、その価格の安さから、近年、国においても積極的にその使用を推進しているところでございます。

その他ジェネリック医薬品についての説明は、先ほど議員から詳しくありましたので省略いたしますけど、国民健康保険を運営する者として、保険財政の健全な運営は最も重要な課題でございます。ジェネリック医薬品の普及は今後の保険運営に多大な影響を及ぼすものだと認識しております。

先ほど議員からお話ございましたように、国においても後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムを策定しまして、ジェネリック医薬品の普及促進を行っておりますが、その中に、後発医薬品については先発医薬品と同等であるとして厚生労働大臣が承認したものであるものの、現場の医療関係者等からその品質、供給体制、情報提供体制等に関する問題点が指摘されるなど、後発医薬品に対します医療関係者等の信頼は必ずしも高いというふうには言えない状況にありますと明記されておりますように、医療関係者からの信頼が不足しているのも事実でございます。このことを踏まえまして、アクションプログラムでは患者及び医療関係者が安心して使用できるよう、国及び関係者の取り組みが記載されております。

また、本年4月から特別に医師がジェネリック医薬品を使えないと指示した場合を除き、患者の希望でジェネリック医薬品を使用できるように処方せんの改正が行われておりますので、薬局などで申し出いただければ、ジェネリック医薬品を処方してくれることになっており

ます。このような状況の中で、国民健康保険の保険者としましては、患者及び医療関係者が安心して使用できるよう、ジェネリック医薬品の信頼を高めるための取り組みにつきまして、国、県、医療機関と協力していきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の本市の国保財政はどのような状況にあるのかという御質問にお答えします。

本市の国保財政につきましては、毎年単年度赤字となり、平成16年度末に1,440,000千円余あった基金と繰越金の合計額が19年度末の決算の見込みでは990,000千円余と、ここ3年間で450,000千円近くの減となっておりますのでございます。

次に、3点目のジェネリック医薬品の普及についてどのように考えているかということでございますけど、先ほどのお話でもいたしましたように、国においても後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムが制定されておりますし、県におきましても福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会を設置しましてジェネリック医薬品の普及促進に努めている状況を踏まえ、繰り返しになりますけど、本市といたしましても、保険者といたしまして患者及び医療機関が安心して使用できますよう、ジェネリック医薬品の信頼性を高めます取り組みにつきまして、国、県、医療機関と協力していきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

総務課長（櫻木重信君）

寄附条例についてお答えします。

議員におかれましては、先進地の情報等の提供をいただきまして、ありがとうございます。御質問にありましたように、寄附による投票条例というのは、既に取り組んでいる自治体もでございます。あらかじめ市が提示しました政策メニューに対しまして、それを選択するという事で、市民の自治意識の高まりというものが期待できるというふうに思われます。このたびは、ふるさと納税制度がスタートしまして、市民の方から自治体に対します寄附がしやすい環境になってきております。これに対しまして、本市でも市外にいる柳川市のファンの皆さんの寄附の受け皿といたしまして、ふるさと寄附金の取り組みを始めております。いただいた寄附の使い道につきましては、活用メニューを示して、希望される用途に活用していくということにしております。

古賀議員の御提案は、今柳川市に住んでいる市民の皆さんも自分の意思表示ができる寄附制度をとということでございますが、趣旨、それから仕組みがふるさと寄附金の取り組みとよく似ておりますので、ふるさと納税制度がまだ始まったばかりでございます。その推移を見守りながら、今後、調査研究を重ねていきたいというふうに思います。

以上です。

2番（古賀澄雄君）

答弁、大変ありがとうございました。順次再質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、防災計画の災害時要援護者支援プランの策定についてぜひ取り組んでいただきたいと、こういう願いからの質問でございます。答弁によりますと、支援が確実に実施できるように体制の確立をすると、こういう答弁がありました。柳川市の総合計画でございますけれども、この中にも防災について述べられております。

本市には高齢者や障害者、乳幼児、災害時における要援護者は大変多いということを書かれております。その中で、日ごろから多くの住民の参加による定期的な訓練、また防災マップ作成による防災に関する啓発の徹底などを推進していく必要があると、こういうくだりがあるわけですが、先ほど防災マップについては各家庭に、私たちのところにも届いておりますけれども、ここの柳川市地域防災計画の中にも、この要援護者というのは具体的にひとり暮らし、寝たきりの高齢者、また障害者、知的、精神合わせてもろもろお示しいただいておりますけれども、安全確保や安全確認ということで、この要援護者を本市はどのような掌握の仕方をされているのか、1点目としてお伺いしたいと思います。

安全確保ということで、防災計画の中にも要援護者をそれぞれ安全で適切な避難所へ誘導するというくだりがありますが、適切な指定というのがどういうふうになっているのか。障害者、障害者の家族からも市のほうに要望が来ているかと思えますけれども、やはり重度障害の方々が避難できるような、そういった場所をつくってほしいというようなこともございますので、適切な指定がどういうふうになっているのか。それから、安全確認ということで、自主防災組織というのがここにうたってありますけれども、この自主防災組織というのはどういう組織を指しているのか、その3点をぜひお願いしたいと思います。

総務課長（櫻木重信君）

まず要援護者の把握ということでございますが、これにつきましては福祉課とかのほうで把握をしてあるということで、こちらのほうには数字は実はお持ちはしておりません。

それから、適切な避難場所ということでございますが、これは災害のときに早く安全に行ける場所、それとかプライバシーが保てるとか、そういうふうな要援護者の方のプライバシーの確保とか、そういうふうな場所が必要だと思います。しかし、そういった場所については、今後、避難支援プラン等を作成するときに、より具体的にしたいと、そういうふうを考えています。

それから、自主防災組織とはどんなものかということでございますが、これは地域の防災力を高めるために地域コミュニティとかそういうようなものを中心に自主的に集まられた組織、そういうふうなのを考えております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ここに定期的な訓練ということを私は課題として上げておるわけですが、今のお話

を聞いておられますと、把握の実態も何かよくわからんような答弁であったように感じます。避難場所についても、早く安全に行ける場所をとというようなことで、どこさん行けばいいか全くこれもわからんような状態で、自主防災組織というのは、やはりこの柳川市地域防災計画にも真っ先に出てくる組織でありまして、もう少し具体的に機能できるような組織になっておるのかどうなのか、どういうことなのかをしていただかないと、これは訓練どころのお話ではないのではないかというふうに思うんですけれども、果たしてこの防災計画でいざというときの対応ができるのか、そこら辺もう少しお願いしたいと思います。

総務課長（櫻木重信君）

一般的な水防、防災関係は毎年訓練を行っていますが、議員がおっしゃっているような要援護者関係とかの具体的な避難支援プランとか、そういうものについてはまだ取り組みが不十分であるというふうに考えております。ですから一つ一つ、例えば、支援体制とか避難誘導、それから避難所、そういうふうなのについても今後避難支援プランを作成するときまでには詰めていきたいと、そういうふうに考えております。

2番（古賀澄雄君）

その避難支援プランというのを作成する方向で進められると、こういう答弁ですけれども、やはりこの掌握については、待たなしではないかなというふうに私は思っておるわけですね。特に本市における台風等における避難状況というのは、皆さん方もテレビとか報道機関の情報を見られるとわかるように、早期に大変多くの方が避難されている報道があるわけですが、大変心配をされているんじゃないかなと。こういうことで地域住民の方も、やはりそれぞれの避難場所についてはお尋ねになる機会が、私どもも多く承るわけでございます。避難については、特に自力で避難できる人が避難されている、家族でとかですね。そういうのが実態のように思います。問題は、自力で避難できない方々をどうするかということでお伺いをしているわけですが、こういった方に対する安全確保というのは本市でもこれはしっかり備える必要があるというふうに思います。

そこで、これは市長に一言答弁をお願いしたいと思いますけれども、ほかの自治体でも取り組んでいるわけですが、国においても、一人一人の要援護者に対して複数の避難支援者を定めると、こういった具体的な計画策定というものを要請しているというように聞きますけれども、本市の弱者といいますか、そういう福祉的な観点で、どういう市であるのか、市長の御見解をお聞きしたいというふうに思います。

市長（石田宝藏君）

この危機管理については、古賀議員御指摘のとおり、今回の岩手・宮城内陸地震等でも見られますように大変な災害が起きているわけでありまして、議員ともどもに現地の亡くなられた方々にお悔やみ、あるいはお見舞い申し上げ、一日も早い復興を祈るわけですが、今回の議員御指摘の要援護者、これにつきましても、先進地として川崎市がこの

ような取り組みをいち早くやり、2005年からこの事業を手がけてきたという実績もあるよう
でございます。もちろん要支援者については、先ほど櫻木課長が申し上げましたように、本
市においては、まだまだ防災計画、防災マップ、こういうものについて検討を重ねているけ
れども、要援護者の方々についての具体的な検討がまだその途についていないと。これにつ
いては一日も早く喫緊の課題として取り組まなきゃいけないと、このように私も認識をいた
しております。

ただ、これについては、川崎市の事例等を眺めてみますと、やはりこの援護を待たれてい
る方、これについては3つの方法があるというふうに聞いております。川崎市の場合は、ど
ちらかといいますと手挙げ方式といいますか、私は災害が起きたときにはぜひともそういっ
た関係者の方々のお手伝いを得て安全に避難をして、そういったものをやらせていただきた
いという本人の意思の確認がまず前提にあるようでございます。また、本人及び家族という
ことで川崎市は取り上げている。

それから、マンパワーにつきまして、職員だけでは限りがあるということで、隣近所、あ
るいは町内会、こういった方々にもそういった支援ができる登録をあらかじめやっていただ
いておくと、こういうことも新たな試み、コミュニティーの中で生まれてきたものだろうと
いうふうに思いますし、隣近所の関係も密になっていくというふうに私は思いますし、それ
こそ協働のモデル的な仕組みではないかなというふうに思います。

いずれにいたしましても、災害はいつやってくるかわからない。備えあれば憂いなし、こ
ういった心で、この有事に備えましては、やはり平時のときこそ、そういったものをしっか
りあらかじめ備えておかなきゃならないと、このように思っておりますので、具体的なプラ
ンを作成いたします中においては古賀議員からもさまざまな御提言をいただきたいと、この
ように思うわけでございます。よろしく願いいたします。

2番（古賀澄雄君）

ぜひ言葉どおりの実践をお願いしたいというふうに思っております。

次に、学校の耐震化でございますけれども、答弁によりますと、本市の耐震化率について
は59.6%、あと40%が耐震化が必要であると、こういう答弁であったかと思っておりますけれども、
やはり地震発生が危惧されるところがどうしても耐震化率は高いということで、本市におい
ては全国的にも平均的なランクに位置しているというふうに理解をしております。

しかし、今回の岩手・宮城における地震でもおわかりのように、いつどこで起きるかわか
らないということでございます。4月2日の西日本新聞でございますけれども、福岡県にお
いても警固断層の活動ということが報道をされる中で、マグニチュード7.2程度の地震が発生
した場合は、福岡市周辺だけでなく、30キロ前後離れた久留米市や鳥栖市でも震度6強が起
こり得ると。また、柳川市や佐賀市においても、この筑後川下流域の広範囲で震度5以上が
予想されると、こういう新聞の記事があったわけですがけれども、そういった中で、3年前起

きた福岡の西方沖地震、これはマグニチュード7.0ということで、学校施設等にも大変多大な影響を及ぼしたということで、公立の学校については431校、市立については153校、校舎の壁のひび割れ、体育館の天井材の落下、ガラスの破損と、こういったのがあります。

そこで、この防災について、この拠点については、大変重要な役割を果たす上において、この耐震化については急がなくちゃいけないというのが現状でございますので、先ほどの答弁でございました昭和56年以前の施設について17.8%は耐震化が終了していると。あと八十数%はまだ耐震化が終わっていないということですが、この17.8%というのはどういう校舎なのか、また、改修なのか耐震の補強なのか、それから、82%に当たるまでできていない部分は何校舎あって、今後の耐震計画というのはどういうふうになっているのかということですね。

それから、政府が今回補助率のアップをしたわけですが、先ほどの答弁では、IS値0.3%以下でなければ適合しないというようなことでしたので、いわゆる本市の校舎の耐震診断におけるIS値がどういうふうになっているのか、ここの辺をわかればお願いしたいと思います。

教育部長（佐藤健二君）

お答えをいたします。

昭和56年度以前の建物で耐震化が済んでいる学校は、現在までで5校でございます。棟数で言いますと10棟、その内訳といたしまして耐震補強が6、調査の結果、必要ないというのが3棟と改築したものが1棟でございます。それから、耐震化が済んでいない学校はということでございますが、16校でございます。棟数で言いますと40棟、それから体育館が6棟でございます。

それと耐震化計画ということでございますが、これにつきましては、先ほど申し上げました耐震度優先度調査の優先度の高いところから順次進めてまいりたいというふうには考えております。ただ、実際事業に着手するということになりますと、もろもろの条件整備が必要でございますので、多少順番が狂う場合はあるかというふうに考えております。

次に、IS値はどうなっているかということでございますが、実際に耐震診断をしないと、このIS値というのは出てこないわけでございます。耐震診断は優先度調査で、例えば優先度で上位に来たところを今度改築ないし改修をしようという場合に耐震診断を行います。そのときに出てくる数値でございまして、現時点ではその数値は持ち合わせておりません。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。耐震診断はされていないということだと思っておりますけれども、国においては、先ほど壇上でもお話したように、90%近くの耐震診断が終わっているというふうに調査結果では出ているわけですが、本市の場合はどういうふうになるんですかね。

教育部長（佐藤健二君）

国が示しております耐震診断実施率ということにつきましては、本来は耐震診断をすべての学校でしたのが一番適切かと思いますが、今回、18年度に本市におきまして行いました優先度調査、これもその中に入ることになっておりますので、先ほど柳川市においては100%ですというふうなお答えをさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ありがとうございます。今回の国における特別措置法での、これが柳川市の場合はほとんど活用されないようなお話ですけれども、耐震診断を行ってIS値がわからなければ、そういうことは言えないんじゃないかと思うんですけれども、これはどげんなりとしたんですか。このIS値は調べんでもよかとですかね。

教育部長（佐藤健二君）

IS値につきましては、正式に耐震診断をしないと出てこないわけでございます。ただ、耐震診断をするということになりますと、一般的に、平均的ですがけれども、平米当たり約3千円程度かかるわけでございます。それで、今回柳川小学校をやったわけですがけれども、これでも7,350千円がかかっております。これをすべての学校にやるということになりますと大変な数字になりますので、整備の状況に合わせて診断をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

2番（古賀澄雄君）

お金がかかるから進んでいないというような感じですがけれども、だからこそ国においてそういった施策が今回とられてきていると思うので、ぜひ活用できるような計画は、何らかの工夫をしていただきたいと思うんですけれども、教育長、その辺の考え方というのはどういうふうな、金がかかるけん、これはもうしょんないかたいというようなことですかね。

教育長（上村好生君）

これはお金がかかろうが何であろうが、児童・生徒の安全を確保するということが最も先にしなければいけない、そう思っております。ただ、そうは申しますものの、やっぱりお金とも相談しなければならないというところもございまして。それで、危険性のあるところ、そういうふうなところから真っ先に対応していきたい、そういう気持ちを持っておるところでございます。

2番（古賀澄雄君）

そういう苦しい答弁でしかこの場はいけないのかなというふうにも思いますけれども、きちとした改修計画等が本市にあるのかなということで一言、これは新聞に載っておったんですけれども、福岡県においては67の委員会がありまして、耐震化に向けた改修計画を策定していないというのが6割あると。策定していると答えているのが40で、していないのが27

ということですがけれども、本市はどっちのほうに入るんでしょうか。

教育長（上村好生君）

計画をきちんと立てているところでございます。もう既に立てています。

2番（古賀澄雄君）

そういう計画を立ててあるということであれば、耐震診断というのは、これは計画であって、前に進む内容になっておるのかどうか非常に不安を抱くわけでございます。どうか前向きに検討しながら、早目の対策をお願いしたいというように思います。

時間の関係で次に進ませていただきますけれども、まず寄附条例についてですがけれども、今回税法の改正があって寄附をしやすくなったということで、ふるさと納税のお話がありましたけれども、これは市民が寄附したときの税控除というのは、中身をちょっとだけ触れていただけますかね。

税務課長（武藤義治君）

ふるさと納税制度についての概要でございますけれども、制度の概要につきまして簡単に御説明いたしますと、個人の方が5千円を超える金額の寄附をした場合、寄附金金額から5千円を差し引いた額を所得税と住民税の合計額から寄附控除により一定の限度まで全額控除する制度でございます。これにつきましては、柳川市の市民が柳川市へ寄附された場合も同様の優遇措置を受けることができることとなっております。

以上でございます。

2番（古賀澄雄君）

ふるさと納税は一般的に今全国でお知らせがあつているので、何となくわかるわけですがけれども、これは当然、柳川市民においても、柳川市に寄附をするということであれば市民税の控除が一定割控除されるということで、5千円は寄附という形になるかと思えますけれども、それ以上寄附した場合はその税控除から外れるということはありませんけれども、私がこれに着目した点についてですがけれども、この市民が提案した政策メニューを市民が寄附という形で選択するという事は、市政に市民の意見が反映するという事を考えると、この条例を生かすべきではないかなということと考えたわけでございます。寄付市場協会の渡辺会長という方がこういうふうに言われているわけですね。寄附は納税と違い、住民が望む事業の原資となるため、寄附しやすく、使途も明瞭で、さらに税控除の対象になることから、最近では全国の自治体で導入が進んでいる。税制が逼迫する地方自治体の新たな財源になるとの指摘をするとともに、住民ニーズをとらえ、行政サービスの向上や住民参加の自治づくりに期待ができると話してあります。

本市でも、私もたびたび取り上げるわけでございますけれども、協働による市民主役のまちづくりということがうたわれておりますけれども、地方分権の流れで市財政も大変厳しくなっている折に、こういった行政の取り組み、市民の自治意識の向上になるこのようなシス

テム、仕組みというのは私はつくっておくべきではないかなという思いから質問をしているわけですが、市長も市民協働については関心が深いわけですので、こういった提案に対してはどのようなお考えでしょうか。一言お願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

古賀議員の御提言でありますけれども、私は傾聴に値する御提言だろうと思います。ただ、ふるさと納税制度がことしからスタートするということで、まだまだ制度そのものが国民の皆さん、市民の中に浸透していないというのも事実でございます。今後は、今議員がおっしゃいましたように、住民参加、住民協働のまちづくり、こういった視点からも、そういったものをやはり導入するという事は、当然私は前向きな考え方でいいんじゃないかなと思います。

ただ、現今、私どもが検討しておりますのは、昨今のふるさと納税制度も、柳川市にお住まいの方もよそに寄附ができるというものもございますので、まずはよそに出していただかないように、また、よそに出られている方が柳川市に寄附をいただくように、そのことにまず全力を傾注すべきじゃないかなというふうに思っているところでございます。その後さまざまな検討を加えまして、あらゆる課題を克服していかなきゃならないと、このように思っております。

2番（古賀澄雄君）

時間が来ましたので終わりたいと思いますけれども、ジェネリック医薬品の普及については、今答弁ありましたように、普及活動のほうをよろしくお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（田中雅美君）

これをもちまして古賀澄雄議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午後3時2分 休憩

午後3時16分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、7番白谷義隆議員の発言を許します。

7番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。7番白谷でございます。本日最後の質問になろうかと思います。今しばらくおつき合いをお願いしたいと思います。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、市内小中学校の耐震化の件であります。先ほどの古賀議員の質問でほとんど説明

がありました。私は1点だけお尋ねをしたいと思います。

大和中学校の耐震化についてであります。大和中学校校舎は建築後かなりの年月がたっており、市内でもかなり古いほうではないかと思っております。合併前には校舎の改築についての計画もあったようですが、現在、大和中学校の耐震化についてはどのようになっているのかお尋ねします。

また、先ほど耐震化の必要な学校について、耐震化優先度調査を実施した旨の説明がありましたが、耐震化優先度調査とはどのようなものでしょうか、お尋ねいたします。

次に、ピアス跡地の件についてお尋ねします。

月1回発行の県新聞の先月号に、来春に予定されている市長選挙に触れ、現在柳川市には旧大和町のピアス跡地を初め、さまざまな問題があるが、そのいずれも議会のチェック機能不足、責任追及不足から解決をおくらせている。例えば、ピアス跡地問題にしても、議会の追及は進まず、指をくわえて見ているだけ。このままでは結局、後処理費用を市民が負担させられる可能性が高い。そして、これらのことで議員に対し市民から怒りの声が上がっているというものです。議員として非常に耳の痛い話であります。

確かに、このピアス跡地の問題は、この議会で何回となく取りざたされておりますが、全く解決のめどはついていません。それどころか、逆にピアスからの調停の申し立て後は、議会の権限の外になってしまった感さえあります。しかし、これは明らかに柳川市にとって大きな問題の一つに変わりありません。場合によっては億を超える財政負担が生じるかもしれないのです。

そこで市長にお尋ねをします。

昨年12月、瑕疵担保責任の期間延長をピアス側に拒否されたため、市はピアスに対し、ピアス跡地に係る損害賠償を請求したとお聞きしていますが、損害賠償の内容について教えてください。また、損害賠償請求に伴い、ピアス側から調停の申し立てがあったともお聞きしていますが、今まで行われた調停の経過についても教えてくださいますようお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

教育部長（佐藤健二君）

それでは、大和中学校の耐震化について、どうなっているかということでございます。

議員お尋ねの大和中学校につきましては、耐震化優先度調査結果では上位優先校でございます。改修に着手すべき施設であるというふうに認識をいたしております。実施年度につきましては、耐震化工事とするか、建てかえるか、建てかえるとすれば現在地で建てかえるのか、現在の敷地には借地が多く含まれていますので、新たな土地を求めるのかといった用地の問題や、現在地とすれば仮校舎の設置場所の問題、建てかえ中の運動場の確保の問題など、クリアすべき問題の検討が必要となります。

また、今回の中国四川省地震を受けて、全国市長会において公立学校施設に係る耐震補強

事業に対する財政措置の拡充を求める重点要望も行われ、先日、衆議院を通過した特別措置法、以上の内容を国に要望したような状況で、土曜日の岩手地震のこともあり、公立学校のさらなる耐震化に向けて、制度が今後強化されるのではないかと希望いたしているところでございます。そういうようなことで、具体的な計画実施には至っていないものでございます。

現在、教育委員会で試算しております現在の学校敷地内での建てかえの方法によれば、最低でも約15億円の事業費が必要であるというふうな見込みを立てているところでございます。

それから、優先度調査の意味ということでございます。学校を整備するに当たりまして、国の補助に乘せるという前提でございますが、改築になるのか地震補強にするのか、はたまたそのままで十分大丈夫ということになるのかについては耐震診断の結果で方向性が決まるわけでございますが、その耐震診断を行う順序を知るための事前の調査でございます。

以上でございます。

副市長（大泉勝利君）

御質問のありましたピアス社に関係することについてお答えいたします。

昨年12月にピアス社に行った、いわゆる損害賠償の請求内容でございますけれども、現段階で申し上げられる範囲でお答えいたしますと、請求項目につきましては3点でございます。

1つは、アスベスト除去工事費用でございます。2つ目は、昨年12月に議会と執行部が一緒になって福岡大学の松藤教授にお願いした調査結果に基づいて出てまいりました結論の土壌改良の費用でございます。3つ目が、今まで市が実施しましたピアス社に係る土壌調査の費用でございます。

なお、請求金額につきましては、現在調停中ということもありまして、今後の影響も考えて差し控えさせていただきたいというように思います。

それから、2点目のピアス社からの申し立てによる調停の経緯でございますが、まず第1回の開催が3月6日でございます。その後、4月15日、5月20日と、柳川簡易裁判所において、現在まで3回行われております。

調停の内容でございますけれども、まず、アスベスト除去工事経費の負担に関してであります。本市の主張としては、ピアス社が売買契約以前からアスベストの存在を知っていた可能性があるとして、全面負担を求めています。これに対してピアス社は、アスベストの存在を知ったのは売買契約後であり、また、現状有資での取引であるため、ピアス社が全額負担するいわれはない。しかし、誠意としてある程度の負担は行う用意があるというふうな、こういう主張でございます。双方平行線をたどっております。このため、このままではいつまでもたっても結論が得られないというふうなことで、どこにどれだけのアスベストが使用されているかを分析調査し、それをもとに除去工事費を見積もった上で、アスベスト除去工事の負担を協議しようという案も話題になっております。

しかし、このアスベスト分析調査経費の負担については、本市がピアス社の全額負担を求

めておりますけれども、ピアス社は、市との負担割合は別として、ピアス社の全額負担に難色を示している状況であり、この分析調査経費問題が現時点での論点になっております。

また、土壌改善対策経費につきましてですが、本市は松藤教授の報告に基づくピアス社への全額負担とアスベストと土壌問題の一体的解決を求めておりますけれども、これに対してピアス社も一定の理解を示しておりますけれども、ピアス社がどのような方法で改善を図るかについては明確な回答が得られていない状況にあります。

以上が現在までの調停の内容でございます。

7番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

それでは、まず大和中学校の耐震化の件でございますが、先ほど部長から、耐震化優先度調査というのは耐震度調査の順位を決めるものだというような答弁がありました。だとすると、先ほどの古賀議員の説明からすると、少なくとも耐震化のための、耐震化の順位としては一番最初にあるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

教育部長（佐藤健二君）

大和中学校につきましては、優先度調査では1位でございます。

7番（白谷義隆君）

先ほど予算とか用地の問題とか説明がありました。まだ具体的な計画はないということですが、ただ、さっきも言われたように、一番危険である校舎ということは間違いのないわけですね、先ほどの説明によれば。

教育部長（佐藤健二君）

教育委員会といたしましては、優先度調査の結果から判断しますと、そのように考えを持つしかないです。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

だとすると、やはり財政的な面、または物理的な面、いろいろあると思いますけど、現に四川省の地震でもありますように、学校は子供たちが1日のほとんどを過ごす場所なんです。それと、先ほどの古賀議員の質問にもありましたが、災害時の避難場所にもなっているわけですね。そうしたところから考えていきますと、やはり地元では、さきの四川省の地震を受けて、かなり不安の声もあるように聞いております。いろいろな問題はあると思いますが、やはり子供の命にかかわることですから、早急に対応をしていただきたいと思います。もう一度御回答をお願いします。

教育部長（佐藤健二君）

先ほどいろんな課題がございますということで御答弁を申し上げました。その課題を一つ一つ消していくということになると思いますが、いずれにいたしましても、教育委員会と

しましては、大和中学校は議員仰せのように、一日も早く何らかの整備をしなければならないというふうな認識は持っているところでございます。

以上でございます。

7番（白谷義隆君）

これはぜひ一日でも早い対応をお願いしたいと思います。ただ、先ほどから出ておりますように、多額の予算を要することであります。ここで市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

市長（石田宝藏君）

今、佐藤部長からお答えしているとおりでございます。

7番（白谷義隆君）

そういうことだそうですので、はい、それでは結構です。（「誠意がないな、答弁に」と呼ぶ者あり）

次に、ピアス跡地のことでお尋ねをします。

さっき副市長の答弁で損害賠償の件ですが、アスベストについては除去費用ということでお答えをいただきました。土壌の改良ということでの回答もいただきましたが、この土壌の改良とは具体的にどういうことなのか、御説明をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

それは全員協議会のときに松藤教授が回答したように、化粧品と思われるものを捨てている部分の分解を促進させる必要があるということで、酸化といいますか、空気と接触させることによって分解を促進させるということで、そこに排水対策なりを行うという、こういう工法でございます。

7番（白谷義隆君）

その土壌改良の区域はどこを対象にされているのか、お尋ねいたします。

副市長（大泉勝利君）

議会と執行部とで共同で調査して、ここに捨てたと言われているそのところでございます。

7番（白谷義隆君）

ことしの2月でしたか、松藤先生のほうから調査報告がありましたが、確かに当初、議会と執行部でした区域には確かにありました。その調査報告の中で、松藤先生からは、ほかのところについては調査をしてみなければわからないというような説明があったと思うんですよ。ですから、要するに旧水路跡ですね、今副市長が言っておられるのが。だとしたら、そのほかの部分については、そうした土壌の改良の必要はないと考えてあるのですか。

副市長（大泉勝利君）

松藤先生の調査結果では、確認できた部分はこういうふうな改善ということですので、それ以外の部分については、議会と執行部との意見交換の中でも、その他のところには捨てた

という供述というか、事実もなかったわけですので、その部分だけを今考えております。

7番（白谷義隆君）

事実は確かに出てきませんでした。ただ、旧水路跡にはあったわけですから、そのほかの部分については調査をしなければわからないということも事実なんですね。ですから、そのほかのところにあるかもしれないでしょう、ないかもしれませんが。それははっきりしていないんですね、あるかないかは。水路跡地にあるというのははっきりしたんですが、そのほかの部分についてはあるかないかわからないんですね。それで、その分について損害賠償の対象になっていないということですが、もしあったときというか、あるかもしれないわけですから、その分についての考え方はどうでしょうか。

副市長（大泉勝利君）

今の質問は仮定の話でございますので、仮定の話についてはちょっと答弁しかねます。（「あればて」「きちんとってあったでしょうが」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

実は、旧水路跡についても、議会の中で再三調査をしてくれという要求があったんですね。ところが市長は、それはないんだということで調査はされなかったんですね。ただ、もう再三あるから、そう言われるならしましよという事で市長は調査をされたわけですね。そしたら結局は出てきたんですね、化粧品なんか、せんかふうなやつがですね。出たんでしょう。ですから、あくまでそう言ってしまえば、旧水路跡についてもあくまで仮定でしかなかったんですね。市長はそういうふうになんかの根拠もないということでは言われていたわけですから。ですから調査はする必要はないということも再三言われたわけで、そうしたところでいけば、同じ敷地の中で、あるかもしれないということは当然考えはされないんですか。

議長（田中雅美君）

白谷議員、答弁はどっちですか。市長ですか。（「副市長、お願いしますよ」と呼ぶ者あり）

副市長（大泉勝利君）

議会と執行部とで共同で調査をするという話は、これは田中議長の裁量で、土壌問題についてはこれを最後にしようというふうな、こういう話もあったかと思っております。さらに、水路に捨てたという話は、実際に捨てた人の話を聞いて確認ができたということで、じゃ、やってみようというふうな、こういうふうなまとめてきた経緯があるかと思えます。

今の白谷議員の質問は仮定の話でございますので、何もかも疑ってかかれみたいな、こういう話のように私は聞き取れるわけですがけれども、仮定の話についてはちょっとお答えできかねます。

7番（白谷義隆君）

先ほどの繰り返しになりますけど、もともと土壌調査については、さっき言われたように、

もう今度で最後にしようという話は確かにあったんですね。ただ、あそこから事実出てきたんですね。そういった話があって出てきたわけですから、ほかのところについて全く触れないというのは、私はどうかと思うんですよ。例えば、今後出たときには、もうピアスには当然請求できないんでしょう。それでも、例えばこの後もし出たときに、ピアスに請求をできると考えてありますか。副市長。

副市長（大泉勝利君）

今の質問も私は仮定の質問だと思いますので、それはお答えできかねます。

7番（白谷義隆君）

なかなか意見がかみ合わないんですけどね、（「かみ合わんとじゃなかです。心から御答弁をお願いしますよ」と呼ぶ者あり）ただ、私は今回、以前からですか、柳川市になってから、ピアス跡地の問題をずうっと引っ張ってきているわけですね。もうずうっと議論されているんですね。ただ、それを私は考えたときに、特にアスベスト問題については、やはり私はある意味、市長の不注意で起きたことではないかと考えているんですね。ですから、アスベストを知っていたか知らなかったとかじゃなくて、買うときに十分に調査がされていれば、この問題は最初から発生しなかったんだらうと私は思うんですよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）そういう意味からいけば、今度のほかの土壌のところについても、やはり私は慎重に対応すべきじゃないかと思うんですよ。結局は、最初のときになかじゃらうと、せんかつは知らんやったと、そういうことで見過ごされた部分があったんだらうと思うんですよ。そうすれば、今度の水路跡地以外の部分についても、やはりもう少し慎重な対応をしていかないと、またアスベストのような、ずうっと後に引きずるようなことになってできないと思うんですよ。私は土壌の部分は明らかに瑕疵担保の範疇に入ると思うんですよ。ですから、ここでやはり慎重な対応をしておかないと、同じような問題がまた後で起こるのではないかと、そういうふうな懸念をしているんですよ。副市長は、それはもう仮定と言われるけど、果たしてそれで済むのかなと。後で出た場合に大きな問題になるだらうと。そいけん、私はもう少し慎重にというか、誠意を持ってやはり対応をしていただきたいと思いますが、市長はどうでしょう。

市長（石田宝蔵君）

あのですね、白谷議員、私も合併して、旧大和町時代にこれを議会の同意を得て取得しているんですよ。これも職員さん時代、御存じだと思うんですけど。（「はい、知っています」と呼ぶ者あり）この優秀なすばらしい土地、しかも3年間、ここに毒が入っていると、そういうことでけんけんごうごうの議論があってきました。私は残念でたまりません。確かにそういうものがあるとするならば、この合法的な、いわゆる相手ときちんと私どもは交渉なりやりながら、御指摘をいただいたものについてもやってきているわけですよ。（「やってきたらんからそげんなとっじゃっか」「何ば言いよっですか市長」と呼ぶ者あり）そして

また、（発言する者あり）ちょっと答弁をしているわけですから。

議長（田中雅美君）

答弁中やけん、ちょっと静かにしてください。

市長（石田宝蔵君）

そのようなことで、これは私どもが何か荷物でも、市民に損害を与えているようなイメージでとらえていますけれども、もちろんこれは将来的に町民の皆さんの代表の方も検討いただいている。私ども執行部としても、将来合併を　その当時は合併の話も出ておりません。町にとって企業誘致なり、さまざまな施策をやる上において、先ほど大和中学校の改築の問題もございました。道の駅の問題もございました。企業誘致の話もありました。こういった中で取得をするというのが、企業を継続させて、やはり市として将来、町として　その当時は町ですから、それを有効活用しなさいということです。しかし、私が市長に就任してから、その後この話が3年余続いているんです。私はまことに残念でたまりません。

その中でもお互いに歩むべきところ、議会とも十分話をしながら、全協の中でも御議論をしまいいりました。先ほど副市長も申し上げました。そのような経過をたどりながら来ているわけです。もちろんここを、例えば、私が1人で生涯この問題を解決しなさいという話も随分白谷議員から御指摘をいただきました。私はその当時の大和町長として議会の同意を得て、また裁判も、住民の監査請求も起きてそういった訴訟も起きているわけです、今続いているわけですけれども、私は一日も早くこれを解決して次なる展開へ向かわなきゃいけない。もし私がこれを市民の皆さんに損害を与えないとして、これを買いたいと今呼びかけてあるところ、手を挙げてあるところ、そういうところに今のような状況でお譲りをするということはどうなんでしょうか。こういう案も私は選択肢の中で（発言する者あり）いや、市民に損害を与えているということですから、私は与えた覚えはありません。むしろ将来にとって有効な、私は本当の財産になると思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）7万5,000の市民にしても、ああ、次代を見る目があつた、次なるものがあつたと（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）いうふうなことを私は言ってくれると思う。これは歴史は振り返ってみないとわかりません。

だから、そういうものでもって、損害を与えないとすると、それなりの企業に譲渡してよろしいのかどうなのか、この辺も私は市民の皆さんに問題を提起したいと思ひますし、議会の皆さん方にもこのことを考えていただきたい。そして、きっちりと今指摘されているアスベストの問題等についてもピアスともやらなきゃいけない、解決しなきゃいけない。また、それらの土壌の問題についても解決した上で、私は処理をしたい。そのためにも私はやらなくちゃいけないわけでありますから、そういうことも御理解いただきたいと思ひます。ただ、仮定の話のそのようなことをどうするのか、そういう堂々めぐりの議論は私はしたくありません。（「ちょっと休憩とってくださいんですか。何ば答弁してあるかわからんですよ」と呼ぶ

者あり) (発言する者あり)

議長 (田中雅美君)

ちょっと質問中ですから待ってください。

7番 (白谷義隆君)

市長は、るる自分の考えを述べられたんでしょうけど、私は今土壌の話をしているわけで、ですから、ほかの企業に売り渡すとかそういうことを聞いているわけじゃなくて、さっき市長の(「いや、具体的にやらないと、それも含めて私どもは検討しているわけですから」と呼ぶ者あり)ですから、私は通告したように、損害賠償と調停の経緯についてお尋ねしているわけですよ。(「いやいや、だからさ……」と呼ぶ者あり)いやいや、それはそういうふうに通告しているじゃないですか。(「いやいや、それはそうですけど、そのことも含めて答弁しているわけですから」「議長」と呼ぶ者あり)

8番 (森田房儀君)

これは質問者の市長との間の話になっている。やっぱりちゃんと議長を通して、整理をして進めていただきたいと思います。

議長 (田中雅美君)

白谷議員、質問したら答弁をもらって、一問一答でやってください。お願いします。(「答弁はやっぱり、どっちにしろ前提を踏まえた上で答弁してくれんと、質問者も本当の質問ができませんよ」と呼ぶ者あり)

質問中は答弁もこれからやってもらいせんから、その旨……

7番 (白谷義隆君)

先ほど市長からいろいろ考えを述べていただきましたけど、その中でも、さっき最後に土壌の問題も含めて解決をしなければならないという話がありましたね。ですから、私が言いたいのは、やはり旧水路跡じゃなくて、全部の土壌の分について何か、やはりなければ、ないならないという結論を出すべきではないかなと思っているんですよ。大々的に私は調査をせろというつもりはありません。ただ、入っていなければ入っていないという、わかるぐらいの調査はやっぱりすべきではないかと。でなければ、アスベストの話と同じように、ずっと先に持っていくわけですよ。そうすると、いつまでも片づかないじゃないですか。先ほども言いましたけど、私は土壌問題については、アスベストはよくわかりません。ただ、土壌問題については、明らかに瑕疵担保の範疇であると思っておりますし、十分損害賠償の対象になると考えております。新しく出た分についてどうなるかわかりませんが、やはり土壌部分については明らかにして、そして、先ほどの話では、どうしてもピアスは余り芳しい回答はないようですので、土壌については、交渉次第では本裁判も辞さないんだというような、そういったところも視野に入れながら交渉をしていただきたいと思います、私はそういうふうに思っているんですよ。そのためにも、やはり旧水路跡以外の部分についても調査をして、あ

るかないかははっきりすべきだと、そういうふうには思っております。市長、どうぞお願いします。

市長（石田宝蔵君）

それは白谷議員の考え方であろうと思いますが、私も当然鑑定書の中にも出ていますように、このものについては調査はやる予定ということですから、完全な引き渡しのときにはそれはやられると。また、私もそれを担保して次なる展開をしなければならないと、このように思っておりますので御理解いただきたいと思います。調査はやるべきです。

7番（白谷義隆君）

調査はするんですか。

市長（石田宝蔵君）

どちらがやるかわからないですけど、やらなきゃいけないでしょう。

7番（白谷義隆君）

水路跡地以外の分について調査されるんですね。

市長（石田宝蔵君）

それは、つい先般来からのお話のとおり、議会の全協の中でも御議論があったでしょう。この土壌の問題については今回これっきりだよということで、議長に入っていて、その調整をやっていただいたわけでしょう。

7番（白谷義隆君）

土壌の問題は、あれも旧水路跡で、あとほかに疑いがあっても、ほかには調査はしないんだということであったと市長は理解されているわけですね。あ、そうですか。それは私とはちょっと理解が違うようですので、そのことについては、後でそのところははっきり、少なくとも私はそう思っておりましたのでね。そのところについては後で十分協議をしていかなければならないと思います。

それと金額について、先ほど副市長は答弁ができないと言われましたが、もう現に相手に示してある金額ですよ。それをなぜできないのか、具体的な説明をお願いいたします。

副市長（大泉勝利君）

調停で話題になっていることは、アスベストの除去について特に問題になっているわけですが、ごさいますけれども、どちらの負担になるかということが一番の論点でございます。論点になっていたときに、双方主張する金額があることはありますけれども、その金額の多寡というよりは、どちらの負担かということが一番の論点でございます。金額がどうこうというよりは、どちらの責任でアスベスト除去をすべきなのかという、こういう判断が今重要でございますので、金額の話が先に出るということは、先にこの調停に入る前からの議論をすると、2億円だ3億円だ、やれ市に対してこれだけの損害が出るというふうな、いたずらな混乱を及ぼしかねないので、金額の提示は避けたいという、こういう考えでございます。

7番（白谷義隆君）

私はどちらが持つかじゃなくて、市のほうが損害賠償を請求されましたね。その金額をお尋ねしているわけで、これはもしピアスが応じなければ、市が負担しなければならないやつなんです。結局、市民の税金で負担することになるんですよ、当然。ですから、そこら辺はやはり市民の皆さんに明確に、市としてはこれだけ請求をしておりますよと、私は言うべきではないかと思えますけどね。（「当たり前でしょうもん」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

白谷議員、名前を指してください。

7番（白谷義隆君）

済みません、副市長。

副市長（大泉勝利君）

実際に調停にかかわっている者として、金額をここに公にすることは、マスコミ等同席しておりますので、無用な混乱をさらに拡大する可能性があるということで、私は答えるべきではないというふうに思っております。（「私物化するな、私物化するな」と呼ぶ者あり）

7番（白谷義隆君）

どうも何もおっしゃらない。損害賠償の内容についても、結局は余りお聞きすることができませんでしたが、市民の皆さんたちに負担をかけるかもしれないんですよ。ですから、そこら辺はやはりもう少し誠意を持って、市民の皆さんたちにお知らせすべきはお知らせするというところで対応をしていただきたいと思います。

ただ、これ以上話をしても進展がないようですので、これで終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時56分 延会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成20年6月18日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
14番	龍 益 男	15番	菅 原 英 修
16番	諸 藤 哲 男	17番	樽 見 哲 也
18番	近 藤 末 治	19番	太 田 武 文
20番	吉 田 勝 也	21番	大 橋 恭 三
22番	藤 丸 正 勝	23番	木 下 芳二郎
24番	佐々木 創 主	25番	三小田 一 美
26番	梅 崎 和 弘	27番	高 田 千壽輝
28番	山 田 奉 文	29番	河 村 好 浩
30番	田 中 雅 美		

2.欠席議員

13番 伊 藤 法 博

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	郎
人	事	高	田		厚
総	務	櫻	木	重	信
企	画	樽	見	孝	則
財	政	石	橋	真	剛
税	務	武	藤	義	治
健	康	川	口	敬	司
福	祉	木	下	正	巳
学	校	成	清	一	廣
建	設	横	山	英	眞
農	政	成	清	博	茂
水	路	安	藤	和	彦
観	光	龍		泰	子

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項	答弁者
1	6番 島添 勝	1. 水路護岸の整備について 2. 三橋中学校グランド整備について	市長 教育長
2	9番 荒巻 英樹	1. 市政一般 (1) 人口減に対する重要課題は (2) 「広報やながわ」の編集方針は (3) 行政区の現状と今後について 2. 「フィルム・コミッション」を設置して映画等のロケ地誘致を 3. 「チャレンジデー」への参加を	市長 " "
3	25番 三小田 一美	1. ピアス問題について 2. 柳川ホテル問題について 3. 全日本同和会大和支部問題について 4. 体に悪影響を及ぼす喫煙についての問題	市長 " " "

午前10時2分 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員29名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（田中雅美君）

日程1. 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、6番島添勝議員の発言を許します。

6番（島添 勝君）（登壇）

おはようございます。6番島添勝です。議長の許可を得ましたので、2点ほど一般質問します。

1点目は、水路護岸の整備について、柳川市内には総延長約930キロメートルに及ぶ大小の掘割が網の目のようにめぐり、独特の景観を形成し、歴史的な文化遺産となっていると思います。詩聖北原白秋の詩歌の母体となったことでも知られ、昔はかんがいや排水を初め、洪水からまちや人を守り、炊事、洗濯、飲料水などの生活用水の供給源、または農業用水として市の基幹を支え、防火用水としても活用していると思います。また、水生生物や微生物の力で汚れた水を分解する浄化機能に加え、市民の憩いの空間として親しまれていると思います。

そこで、お尋ねします。国営総合農地防災事業の概要はどのようになっているのか。

2つ目、国営総合農地防災事業における護岸工法について、環境に配慮した工法であるか、お尋ねします。

3つ目、国営県営水路の岸に市民協働による農地・水・環境保全向上対策の一環として市の木や花を植えられるような工法か、お尋ねします。

4つ目に、水路の不法埋め立てによる市の対応はどのようにされているのか。

次に、三橋中学校グラウンド整備についてお尋ねします。

学校施設の校庭のグラウンドは、学校教育の活動の場として安全で快適に使用できるよう整備すべきと思います。特に三橋中学校のグラウンドは、排水溝が詰まったり、雨上がりは三、四日間は使用できない状態で、使い勝手が悪いグラウンドであると思います。排水溝の見直しや暗渠の必要があると思いますが、整備する考えがあるか、お尋ねします。

あとは席のほうから質問しますので、よろしくをお願いします。

水路課長（安藤和彦君）

島添勝議員の一般質問について答弁いたします。

まず、第1点目の国営総合農地防災事業の概要についてということでございますが、本市における国営水路は、国営筑後川下流土地改良事業により昭和50年来から圃場整備と一体となって造成されてきました。しかし、ほとんどの水路においてのり面工がなされていないため、のり面崩壊が発生し、管理用道路の損壊や水路の機能低下が発生しております。そこで、本事業により水路ののり面の保護、整備を行うことによって水路の機能を復活させ、農地の保全を図ることを目的として実施するものであります。

この国営総合農地防災事業の概要でございますが、正式名称は筑後川下流左岸地区国営総合農地防災事業と言います。関係する市町は久留米市、柳川市、筑後市、大川市、三潴郡大木町の4市1町で、受益面積は5,490ヘクタールとなっております。

次に、事業の内容でございますが、ブロックマット工法による水路ののり面保護工を、延長にして70.3キロメートル施工することになっております。事業期間は平成20年度から着工して28年度までの9年間で完了する予定となっております。なお、全体事業費は約338億円が見込まれております。また、負担割合でございますが、国30分の20、県30分の9、市30分の1となっております。

次に、事業における護岸工法については環境に配慮したものにしてほしいということでございますが、今回の国営総合農地防災事業ののり面保護工法につきましては、ブロックマット工法というものを採用しています。このブロックマット工法といいますのは、小さいコンクリート製のブロックを幾つもシートの上に並べて一つのマット状のようにしたものでございます。このマット状のものを水路ののり面に張って、のり面保護をしていくこととなります。この工法はブロックとブロックとの間にすき間があることによって、将来的には水草等

の植生が可能となり、多様な生態系を保全することができることから十分に環境に配慮した工法と言えるものと思っております。また、水路の勾配を1対2と緩やかにすることによって、万が一、水路に転落した際にもブロックを手がかりにして水路から岸に上がることができるため、安全上のメリットも付随的に大きいと言われております。さらに、従来のコンクリートブロックによるのり面保護に比べて単価も安いということから、経済性からのメリットもあると言われております。

ちなみに、現在、本市の県営水路においては、本事業のほかに県営クリーク防災機能保全対策事業が実施中ではありますが、このクリーク防災機能保全対策事業につきましても、のり面保護の工法はブロックマット工法を採用しております。

次に、国営・県営水路の岸に市民協働による実践行動の推進という見地から、農地・水・環境保全向上対策事業の活動の一環として草木や樹木を植えたいが、果たして可能な工法かということですが、本事業は議員仰せのとおり、市民協働による実践活動の推進の見地から、自分たちの地域の環境を自分たちの手で保全する事業ということですので、地域の皆さんの創意工夫によっているんな事業展開が可能でございます。当然、水路、道路の岸にも草花や樹木を植えることも可能でございますが、この国営水路につきましては、今年度から国の補助を受けまして、筑後川下流左岸地区基幹水利施設管理事業が実施されることになっております。その中で年2回程度機械により除草作業を実施するように予定しておりますので、管理作業の面で国費の二重投資はできないということになっております。そういうことから、作業の内容や施工場所等、個々のケースにおいて水利管理者や農地・水・環境保全向上対策事業の担当と草木、樹木等を植えることについては十分協議していただきたいと考えております。

それと、次に水路の不法埋め立てに対する市の対応でございますが、基本的には柳川市用排水路管理条例に基づき対応しております。悪質な不法埋め立てが明らかに認められたとき、まずは本人に対して速やかに原形に復旧するよう通知し、それでも原形に復旧しない場合は勧告書等により催告をしております。そこまでしても原形復旧が履行されない場合には、最終的な手段として法的処置をとることによって原形復旧を図っていくことにしております。

以上、答弁とさせていただきます。

学校教育課長（成清一廣君）

島添議員の御質問にお答えをしたいと思います。

三橋中学校のグラウンドの状況につきましては、5月に行われました教育民生常任委員の皆様による視察の折にも御指摘を受けております。運動場の周りに設置されています側溝が落ち葉や土砂で浅くなっていたり、また途中が埋まっていたりして、その機能を果たしていないという状況でございます。

そこで、まず中学校において側溝の清掃を行うように指導いたしております。それから、

本年度の営繕工事の中で必要な箇所については新設や改修をするなどして、とりあえず排水の改善を図りたいと考えております。

本校の運動場は約2万2,000平方メートル、6,600坪ほどございます。市内の学校の中では最も広いほうに属しておりまして、年々田んぼを埋め立てて拡張されてきているようでございます。それで、全体の抜本的改修については、多額の費用をようすと思っておりますが、そこで学校教育課といたしましては、現場の実態を十分に調査し、全体計画の中で費用対効果を考慮した工法などを今後模索をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

6番（島添 勝君）

今、国営水路の返事をもらいましたけれども、最後の辺にちょっとひっかかるようなことがございますけれども、例えば、農地・水で景観に沿って市の木とか花とかを植えた場合には、何か除草作業も含めてそういう工法、要するに国、県から除草されるわけですか、そのままにしておく。

水路課長（安藤和彦君）

ただいま述べましたように、国営水路については、ことしから基幹水利施設管理事業というのに取り組んでいます。そういうことから、国営水路については年2回程度機械による除草作業を計画しておりますので、その除草作業との絡みもございまして、国営水路に樹木や草花を植える場合は、十分水路管理者やその除草作業をするところと協議を行っていただきたいということでございます。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

現在、私たちの地区は県営水路が通っているんですけども、そこに桜並木とかイチョウ並木とか、そういう木を植えてありますけれども、今まではそういうやり方でその地区で植えてよかったんですけども、今から農地・水で景観とか水をきれいにしようとかいう方向で植えたいというときは勝手に植えちゃでけんということですか。

水路課長（安藤和彦君）

農地・水・環境保全向上対策事業で、地域でこういう環境向上の活動として草木や樹木等を植えられることについては非常に活発にやっていただきたいとは思っておりますけれども、事国営水路に関しては国費を受けてやっておりますので、そういう別の事業との絡みもございまして、水路管理者なり、そういう作業をする団体なりと十分に協議を詰めた上で、そういう樹木なり草花を植えることについてはやっていただきたいということでございます。

片や県営水路につきましては、そういう国費を入れた事業等については入っておりませんので、草木や樹木等について植えることは可能かと思っておりますけれども、これにつきましても、やはり水路管理者等と協議をされた上でそういう活動については取り組んでいただきたいと

いうことでございます。

6番(島添 勝君)

今後はブロックマット工法という方法でやるわけですね。今も工事があっているんですね、いろいろ。そうすると、木も一本でん植えられんような、護岸をさあっと道路までして、そういう工法が今あっているんですね。そういうところに今から、例えば、ブロックを1カ所か2カ所外して、何メートル越しか柳を植えるとか、そういうことはもうできません、できるですか。

水路課長(安藤和彦君)

ただいま説明しましたように、国営水路なり県営水路については、ブロックマット工法という形でのり面保護は今後施工していくと思います。ブロックマット工法といいますのは、水路の最高水位までをそのブロックマット工法で整備します。その上は土坡、土で仕上げることとなりますので、その上については、草木や樹木を植えることについては水路管理者との協議が調べば可能かと思えます。ただし、今既に国営水路なり県営水路なりで管理道路を市道認定とか、そういうことをしている区域につきましては、肩まで護岸をしている部分があるかと思えます。そういうところについては既設護岸のブロックを一部外して草木を植えることについては、その護岸の強度等について落ちることとなりますので、護岸の機能が確保できないということになると思えますので、そのブロックを外すことについては不可能かと存じております。

6番(島添 勝君)

そうすると、計画が平成28年までという返事が返っておりますけれども、農地・水は去年から始まって、ことしとあと3年なんですね。そうすると、その間にまだ工事はやっていないと、後にやるということになった場合、例えば、桜の木とかツツジとか植えているのは、またそこに植えてもらえますかね、その工事者をお願いして。そういうことはいいでしょう、できますか。

水路課長(安藤和彦君)

確かに県営のクリーク防災事業につきましては、大和北部地区につきましては、平成20年から28年までの予定になっています。実際、そういうものが未施工の部分について草木等を先に植えることについては、事業にとってはちょっと支障になる部分もあると思えますので、その分についても事前に事業主体と、施工者と協議しながら取り組んでいただければと思っております。

6番(島添 勝君)

ありがとうございました。

次に、不法埋め立てに対する取り組みなんですねけれども、いろいろ返事はもらいましたけれども、例えば、私たちの近くなんですねけれども、完全にブロックで積んで埋め立てである

んですよね。そういうふうなやつは口頭で注意されるのか、強制的にもとに戻しなさいと、そのやり方はどのようにしてやられますか。

水路課長（安藤和彦君）

ただいまの答弁でも申し上げましたとおり、まずは本人さんのほうに口頭なりで原形復旧を促しまして、その後、原形復旧をしていただけないようであれば、文書等によって催告をし、それでもなおかつ応じていただけないということであれば命令書なり、最終的には行政代執行なり、そういう法的処置をとって原形復旧を図っていきたいということでございます。

6番（島添 勝君）

私が質問するのは、そういう方が近くにおられるんですよね。もう何年でんたったっちゃずっと、もうそこにハウスを建ててあるですよ。そんなふうなやつはやっぱりぴしゃっとしてもらわんと、もう埋めもうけになるですよ。ぴしゃっとそういう指導をしてもらわんと、もう埋めもうけになるごたるなら、だれでん埋めるですよ。その辺は対処をお願いします。

水路課長（安藤和彦君）

ただいま議員仰せのとおり、そういう不公平があってはならないと考えておりますので、今後はきちんとした対応でそういうことがないようにしていきたいと存じております。

6番（島添 勝君）

はい、ありがとうございました。

次に、三橋中学校のグラウンド整備についてお尋ねします。

返事の中に教育民生委員からも指摘を受けておるといふ返事がございましたけれども、教育長は三橋中学校の雨上がりのグラウンドを見られたことがありますか。

教育長（上村好生君）

実際、自分の目で見て確認をしております。

6番（島添 勝君）

確認はされたという返事なんですけれども、どういう感じを……。水がいっぱい、雨が降った後に見られたですか。

教育長（上村好生君）

雨が降っているときに見ました、雨が降った後、見ました。教育民生委員と一緒に、議員と一緒に三橋中学校を見たところでございますし、その後、実際雨が降った後の状況を私見てまいりました。それで、側溝が埋まっているんですね、そういうふうな状況でございます。それから、草が生えている。カワタケというのがありますが、食べられるカワタケですが、これは野原に生えるとノタケということになりますが、それがグラウンドの端のほうにノタケがあるというふうな状況でございます。そういう状況を見ております。

6番（島添 勝君）

私もきのう帰りに運動場を見て帰りました。三橋中学校の運動場は一人もおられない。そ

の帰りに小学校を何カ所か回ったんですよ。ほとんどソフトボールしたり野球したりして、すぐ使われるようなグラウンドになっておりますけれども、今の返事では排水溝をただけでは、私はよくはならないと思うんですよ。その点、排水溝はあるんですよ。ただ、排水溝の近くが、排水溝から運動場のほうへ5メートルぐらいが高いんですよ。そして、運動場の中心のにきが低うなっておるから排水が悪いんですよ。その辺、排水溝をどげんしたけん、排水がよくなるとはならないと思うんですよ。その辺どうでしょうか。

学校教育課長（成清一廣君）

今、島添議員御指摘のとおり、三橋中学校につきましては、雨が降った後、それから降っているとき、私も今まで3回見に行かせていただきました。御指摘のとおり、運動場の周りには草がたくさん生えております。ここ1年、2年でああいう状況にというのはちょっと考えられないくらい南側のほうは茂っております。その草のために南側にあります排水溝は、ほとんど落ち葉とかそういった草で埋まってしまって機能していないと。一部そこに向かって水の流れが数カ所あるわけですが、その流れているところは水が早く引いていると。あと草が植わってどうしても流れていっていないところのほうが遅いということで、ほとんど学校のほうで使われているのが運動場の真ん中の付近、非常に広いわけですから真ん中の付近をしょっちゅう使ってありまして、そちらに整地のためのトンボをずっとかけてあるわけですね。トンボをかけられるときに、どうしてもやはり真ん中から周辺に向かってトンボを引くということで、申し上げますと真ん中がすり鉢状に若干低くなっております。それを何とか真ん中を少し高くして排水をよくするとか、または簡単な、よく田んぼとかに弾丸を引きますね。ああいったことを今後やったらどうだろうかということで、現在、職員に調べさせたり、そういった工法をとられているようなところを調査させたりして、今後、そういう形で何とかそこが使えるような形にしていきたいというふうに考えております。

6番（島添 勝君）

そうすると、あの三橋中学校は、私たちが中学校は今の三橋庁舎だったんですよ。昭和47年ごろかな、そのときにあっちさんなわっておるわけですね。そのときはぴしゃっと粗い砂とかいろいろ入れて、この辺のモデル地区になって、かなり視察もあったそうですよ。だから、そういう40年ばかりなっておるわけですね。そういうモデルになるような排水がよかったやつが、今もうモデルも何もかんもなくして、ほんなごて南側が草が茂ると言いなつたごと、あそこにはボール拾いに行かれんげなですよ。なぜかというと、マムシのおるらしかです。あっちこち調べてからと言われるけど、早くしないと子供たちが野球したりして、ボール拾いに行くとき、マムシのおって拾いに行かれんち、そういう状況でございますので、例えば、運動場を旧三橋のときにやり直そうという話もあったんですよ。それから合併してもう3年になるんですけれども、全部やり直した場合、本当の昔の排水溝をした場合は大体幾らぐらいかかりますか。

学校教育課長（成清一廣君）

できた当時は非常に排水もよかったというお話でございますが、基本的には暗渠といいますが、あのグラウンドには弾丸が入っていないわけですね。それで、だんだんだんだん使っているうちに砂が固くなって行って、排水が悪くなったんだらうと思います。下がもともと田んぼですので、粘土質でございます。そういったところに暗渠の工事がされていないということもあって、40年ぐらい経過しているというふうに今議員おっしゃったんですが、そういった長年の間に固まって、水はけがどんどん悪くなっただらうというのが一つございます。それで、これは抜本的に掘り上げて砂を入れかえたり、下に暗渠の工事をしたりということになりますと、今のところ私どものほうでは約110,000千円から1億二、三千万円のお金がかかるだらうというふうに計算をいたしております。そういったお金がなかなか右から左にというわけにはまいりません。やはり計画を立てて、財政ともよく話し合っただけということになりますので、とりあえず一番簡便な方法で、かつ水が落ちるようなことを現在調べて、それに向かっていきたいというふうに思っているところでございます。

6番（島添 勝君）

今、農地の話も出ましたけど、私たちの農家はもう30年ぐらい弾丸暗渠してあるんですよ。どげんならんとですよ。昔は農地で麦は5俵とるのはまさかやったんですよ。今10俵とれるんですよ。なぜそげんとれるようになったかといったら、やっぱり排水のよかけん、そういうことになっとるわけですよ。例えば、今三橋中学校のクラブ活動で、外のクラブは県大会でんなんでも余り行っているふうではないんですよ。ただ、室内の体育館です卓球は県大会に行っておるわけです。そういうことで、入学式のときにPTA会長さんがクラブが盛んなときは県立高校の入学もよかったものもと、そういうあいさつもあったんですよ。だから、やっぱり一日でん早く排水をよくして、クラブ活動もされるように、その辺どうでしょうか、教育長。

教育長（上村好生君）

深く受けとめております。部活動でもしっかり頑張っておりますし、テニス部あたりも県大会で上位に入っておりますし、それぞれの部活動で頑張ってくださいたいと。そのための条件整備をやっていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

以上です。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。教育のほうから金が110,000千円もかかると言われましたけれども、市長はその辺どのように、市長からよか答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

これは教育現場の問題でございますので、私はいつも繰り返し申し上げておりますけれども、物づくり直せても人はつくり直せないということで、教育については大変な私は投資

をやらなきゃいけないと、人をつくっていくわけですので。ただ、問題は先ほど学校教育課長から答弁がありましたように、1億円を越すようなことになりましたら、それはどういった工法で、工法によってはそれを大幅に軽減できる施工方法はないのかと、こういったさまざまな各地の事業があっているわけでありますので、そしてまた、日進月歩、あらゆる工法等も開発されておりますので、そういったものも十分見きわめて、やはりこれはバランスを失わないようにやらなきゃいけないと思っています。島添議員から御指摘されることもなく、執行部としてはやらなきゃいけない課題だと受けとめておりますので、教育長が申しあげましたように、また課長が申しあげましたように、やらなきゃいけないと。ただ、問題はこの金額が1億数千万円となりますと、やはり当初予算なり組まなきゃいけない。しかし、今年度の場合は当初予算には計上しておりませんので、そういったものがグラウンドの排水を踏まえて金額的に財政をそういったものでも圧迫するようなことがないとするならば、それなりの工法を検討しまして、また議会にお願いをして、補正をお願いするということにもなるかと思えます。しかし、巨費が150,000千円もというふうになれば、これは簡単には、やはり皆さん方のコンセンサスをとらなきゃいけないという問題もありますので、一概にはすぐやりますとかいうことも慎重にならざるを得ませんので、御理解いただきたいと思えます。

6番（島添 勝君）

ありがとうございました。

これは最後の要望なんですけれども、運動場の南部の草ですね、マムシ、もう地元の方が言われるんですよね。マムシのおって危のうしてならんばんち、もしかまれたときはどげんするかいち言われよっとですよ。その辺の早急な対応をお願いしまして、どうもきょうはありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、島添勝議員の質問を終了いたします。

第2順位、9番荒巻英樹議員の発言を許します。

9番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番荒巻英樹でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。今回は3項目についてお伺いさせていただきます。

1項目めは、市政一般について、3点について質問をさせていただきます。

1点目は、予測をはるかに上回るペースで減り続ける人口減についてであります。現在、企業における勝ち組、負け組の2極化はますます進んでおります。自治体間に勝ち組、負け組という表現はふさわしくないのかもしれませんが、実態としては企業間の構図と余り相違はないのではないのでしょうか。今回、私は自治体の魅力を図るバロメーターとして人口の増減に焦点を当てて質問させていただきます。

人は魅力のあるまちに住み、魅力のないまちからは離れていく、ただそれだけのことではないでしょうか。少し強引な分け方になりますが、大きくとらえれば都市部が勝ち組、地方が負け組になっており、本市の場合はもちろん地方に属するわけですが、残念ながら、地方の中での例外ではない状況であります。最近3年間の人口減少率は昨年同様、県内28市のうちワースト6位です。本市よりも地理的条件が劣っていながらも人口の減少が緩やかな自治体は多数あります。そうした中、筑後市や大木町は以前増加を続けており、県全体の増加率よりも高くなっております。もし本市の人口が筑後市や大木町と同様、この3年間で1%以上の増加率であったなら、市長がつい先日までおっしゃっていたように7万7,000人の人口だったわけですが、現実には7万4,000人を割り込み、先月末時点での人口は7万3,781人となり、3年2カ月で2,343人も減少しています。去年、「となり町戦争」という映画がありました。映画の趣旨は少し違いますが、これからの時代は自治体間での人の奪い合い、ある意味戦争だと思います。この映画の原作者は久留米市在住の方で、自治体の職員だった方ということも聞いておりますけれども、ある意味内情もわかってのことかと、いろいろわかって書かれたことなんじゃないかと推測をしております。

そこに長く住んでいる人が引っ越すことは少ないいんでしょうが、跡継ぎでない人たちは子育てを初め、いろんな条件を考慮して環境のいいところに住まわれるはずですが、国の借金が850兆円近く、1世帯当たりになれば18,000千円を超えた現在では、今まで都市部と地方による法人税等の地域間格差を埋めていた地方交付税を頼りにするわけにはいきません。このままでは第1次柳川市総合計画における平成28年時点での目標人口7万1,000人を平成23年から24年には割り込むわけです。今、自治体に求められる最大の課題はもちろん行財政改革であります。生き生きとしたまちづくりを進めるためには人口の流出を防ぎ、なおかつ、若者の定住を促進する必要があります。昨年の6月議会でも同趣旨の質問をいたしました。その後の動きを含めて本市における人口減に対する重要課題をどのように認識しておられるか、お伺いします。

2点目、現在、自治体からの情報発信の手段としては、大きく広報紙とホームページの2つがありますが、本市の場合、ホームページの1日平均の閲覧数は750件前後と、残念ながら、決して多い数ではありません。むしろ少ないと言っていいほうかと思えます。やはり市政の情報源としては、広報紙の果たす役割はとても大きいものです。

そこで、まず最初に具体的な質問に入る前に、旧柳川市時代を含めて本市の広報紙が高い評価を受けていることを皆さんにお知りおきいただきたいと思えます。社団法人日本広報協会が毎年行っている広報コンクールでは、福岡県内の市の部門において2003年が佳作、これは4位タイということです。それから、2004年と2005年は特選、要は1位ですね。2年連続で1位になっております。そして、2006年は2席となっておりまして、同年は全国でも9席の評価を受けております。この場をおかりして、携わった方に御礼申し上げます。

現在、本市では市内の2万4,000世帯に広報やながわが毎月2回配布されています。広報紙は自治体の縮図とも言えるものであり、一人でも多くの市民が関心を持ち、そして愛着を持っていただくよう努めなければならないわけです。また、購読料や広告費等で成り立つ新聞とは違い、税金がもとで作成されている広報紙に中立性が求められるのは今さら言うこともないことですが、残念ながら、最近ではいささか逸脱した点が見受けられるように感じております。

そこで、広報やながわを作成されるに当たっての編集方針についてお伺いします。また、新聞社でいうところのデスクと申しますか、原稿チェックの責任者はどなたになるのか、お伺いします。

3点目、現在、市内には322の行政区があり、旧市町単位で申しますと、柳川地区に203区、大和地区に55区、三橋地区に64区となっております。1行政区当たりの世帯数ですが、平均すると柳川地区が約63世帯、大和地区が約83世帯、三橋地区が約93世帯となっております。各行政区長さん方には地域と行政のパイプ役として多大な御尽力をいただいているわけですが、行政区ごとの世帯数が最少で8世帯、最大で234世帯というアンバランスな現状から見て、ある程度平均化の必要性があると考えますが、現在の問題点と今後の統合の動きについてお伺いします。

2項目めは、フィルム・コミッションについてであります。

フィルム・コミッションとは映画、テレビドラマ、コマーシャルなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関、いわゆるNPOであり、現在世界41カ国に307、うち日本国内には100の団体があり、それらの多くが国、州、県、市など自治体等によって組織されております。国内ばかりでなく、国際的なロケーション誘致支援活動の窓口として地域の経済、観光振興、文化振興に大きな効果を上げています。県内では福岡都市圏19の市と町による福岡フィルム・コミッションと北九州市単独の北九州フィルム・コミッションがあり、九州内で申しますと12団体ありますが、県と政令指定都市を除けば唐津市、天草市、水俣市が設立をしています。政府の知的財産戦略本部による知的財産推進計画にもフィルム・コミッション等の映画制作活動を支援するとうたわれており、ロケ誘致活動への支援が課題であると指摘されています。

私は同世代の中では映画を見るほうだと思います。今では年に10本ぐらいしか見ませんが、学生時代は年に100本ぐらい見ていました。そして、映画の舞台になった土地を訪ねるのも楽しみの一つでした。映画等のロケ地を誘致すれば、撮影時の経済効果のみならず、公開後にファンが訪れてくるし、場合によってはロケ地をめぐるバスツアーが組まれるなど、観光客の誘致にも効果を発揮します。幸い本市は撮影に適した自然も多く残っており、全国的に知名度もあり、フィルム・コミッション活動を展開するにはうってつけでありますし、長期的な視野に立てば、十分な効果が得られるものと思います。また、市民にとってはエキストラ

で出演するチャンスも生まれるでしょうし、子供たちへの教育面でもプラスになると思います。

そこで、現在国内でふえてきているフィルム・コミッションを設立して、映画を初めとしたロケ地の誘致に積極的に取り組まれてはいかがでしょうか。また、現在年間どれぐらいの撮影が本市で行われているか、把握をされていればお知らせください。

最後に、チャレンジデーの参加についてお伺いします。

まず最初に、チャレンジデーについて、日本国内でのコーディネートをされている笹川スポーツ財団のホームページから引用して説明をいたします。「チャレンジデーとは、毎年5月の最終水曜日に世界中で実施されている住民参加型のスポーツイベントです。この日、人口規模がほぼ同じ自治体同士で午前0時から午後9時までの間に、15分間以上継続してスポーツや運動をした『住民の参加率（％）』を競い合い、敗れた場合は対戦相手の自治体の旗を庁舎のメインホールに掲揚するというユニークなルールによって行われます。わが国では、1993年に島根県・加茂町で初めて実施されて以来、16回目となる今年は、北は北海道から南は沖縄県までの108カ所で開催されます。チャレンジデーに取り組む上で、重要なことは勝敗の結果ではありません。参加者が運動やスポーツを通じてその日一日楽しめたかどうか、各実施自治体の今年のテーマや目標が達成できたかどうか非常に重要なポイントなのです。チャレンジデーをきっかけとして住民の健康づくりやコミュニティづくりなど、明るいまちづくりに向けて年々ステップアップしていただくことが、最大の目的であり願いなのです。要は、だれもが気軽に参加してスポーツを楽しみ、健康づくりや地域コミュニティの活性化のきっかけづくりに最適なスポーツイベントということです。具体的に何をやればいいかですが、厳密な決まり事はありません。ラジオ体操、ウォーキング、グランドゴルフ、ソフトボールなど身近なところから、綱引きやエアロビクスなど、要は15分以上体を動かせばオーケーなわけです。実施した自治体によりますと、イベントに取り組むことにより、市民に連帯感や一体感が生まれたそうです。また、目に見える効果として、ある市では毎朝ラジオ体操をなさるグループが20団体以上できたそうです。さらには、人口規模の同じぐらいの自治体との勝負になりますが、相手方の住民に本市の知名度もアップし、観光にも寄与するかもしれません。

戦後、我が国における健康づくりの取り組みは、栄養の摂取が中心だったと聞いておりますが、その結果、今日では40歳から74歳において男性の2人に1人、女性の5人に1人がメタボリックシンドロームかその予備軍となっております。この議場内にも私を初め該当者が多数いるわけで、全市を挙げてメタボリックシンドロームを撃退しようではありませんか。

本市でも東宮永校区が2005年から毎年参加をされており、参加率は年々向上しております。健康づくりが最大の目的であり、効果が出てくるのはこれからでしょうが、本市全域で取り組み、運動を日常化すればより一層の効果が見込め、市民が元気になって、行く行くは医療

費の抑制にもつながるはずです。

以上、来年度からの参加を要望して、壇上からの質問を終わります。

議長（田中雅美君）

ここで10分間休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時6分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、執行部の答弁を求めます。

企画課長（樽見孝則君）

荒巻議員の人口減に対する重要課題と広報やながわの編集方針についてお答えします。

まず、人口減に対する重要課題をどのように認識しているかという御質問ですけれども、人口減に関する対応策につきましては、特効薬になるものはないと。そのため、総合計画、それから実施計画に掲げております施策、政策を総合的に、しかも着実に推進していく以外にないと昨年6月の定例会で荒巻議員の御質問にお答えしていたかと存じますけれども、市として何らかの対応を講じなければならないということで、昨年から定住化対策の取りかかりとしまして、転出及び転入された方に窓口アンケートを実施しております。このアンケートでは、転出・転入の理由や転出・転入先、柳川に不足しているもの、今後のまちづくりに必要なものなどを聞いております。ことし3月までのアンケートを簡単に取りまとめてみましたところ、就職のために都市部へ転出される方が多く、また、不足しているもの、今後のまちづくりに必要なもの、ともに雇用の場が最も多いという結果になっております。雇用の場の創出につきましては、もちろん市としましても重要な課題ととらえておりまして、今年度から産業活性化推進室や商工振興課に企業誘致係を設け、企業誘致アドバイザーを置くなどして取り組んでおります。

また、アンケートでは、住みやすさや便利さを求める回答も多く出ております。現在、有明海沿岸道路や国道443号バイパス、また九州自動車道の瀬高・柳川インターチェンジ、九州新幹線の筑後船小屋駅などインフラの整備も着実に進展しております。筑後市や大木町の人口増も交通の利便性が大きな要因の一つと考えられますので、このインフラの整備が完了しますと、これから企業誘致や定住化に結びつくものと期待しておりまして、市としましても積極的なPRを行っていかねばならないと考えております。そして、今後、新幹線も開通しますし、例えば、柳川から福岡や北九州、熊本などに通勤される方に駅の駐車代金を助成するとか、こういった取り組みも必要ではないかと考えております。

また、若い世代の人口流出は出生数の減、つまり少子化を加速することにつながります。このため、若い世代が住んでいたいと思うようなまちづくりを進め、安心して子供を産み育

てられる環境とか教育環境を整えていくことも大きな課題としてとらえております。

このようなことを含めまして、今後、アンケートの結果を詳しく分析しまして、定住を促進するための重点的に進めていくべき具体的な施策や事業を明らかにして、定住化対策を推進して総合計画に掲げた目標人口を達成できるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、広報やながわを作成するに当たっての編集方針はどうなっているのか、原稿チェックの責任者はだれなのかという御質問ですが、まず、広報やながわの編集方針につきましては、市の重要な施策や事業、課題など行政情報を積極的にわかりやすく提供することで市民の皆さんと行政課題を共有できること、また、紙面を通じて市民の皆さんと対話を図り、行政と市民が力を合わせてまちづくりに取り組むこと、そして地域活動や市民の公益活動などの話題を掲載し、市民活動を助長することなどが本市の広報の編集方針でございます。

次に、市報の編集につきましては、企画課長の専決事項でございますので、決裁は企画課長までで行っておりますけれども、毎号とも発行責任者であります市長が記事の最終確認をした後に印刷して発行するようにしております。

以上でございます。

総務課長（櫻木重信君）

行政区の現状と今後についてということでお答えをいたします。

現在、柳川市には322の行政区がありますが、これは昔からの地縁的關係の深い集落単位、あるいは地理的な条件から出てきました単位を市の行政区といたしております。行政区長さんにつきましては、各行政区ごとにいらっしやいまして、市とのいろいろな情報のパイプ役を担っていただいております。また、多くは地元の町内会長や自治会長的な役割もあわせて務めていらっしやいます。

行政区の課題といたしましては、世帯数が多い区と少ない区の差が大きいこと、それから人口減や高齢化の中で区長の担い手になる方が減っていることなどが挙げられます。こうした課題につきましては、現在、行政区適正化委員会で議論をしていただいております。行政区のあり方、それから行政区長さんの職務、役割について、そういうふうなことについての方向づけを指定しようとしているところでございます。

御質問の中に行政区の世帯数を平準化する必要があるのではないかということですが、世帯数は一定の数で平準化されますと、市としましては事務的な効率化が図れると、そういうような面はございます。しかし、行政区という地域のあり方、それから行政区域を変更するとか、そういうことになりますと、地域コミュニティを変えてしまうことになります。行政区の問題につきましては、そこで生活をされておられます市民の方の意向も尊重すべきではないかと考えております。行政区のあり方につきましては、いろいろな方々の意見、特にそこで生活をされている方の意見等を聞きながら慎重に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

観光課長（龍 泰子君）

フィルム・コミッションの設立についてお答えいたします。

議員御存じのとおり、フィルム・コミッションとは映画、テレビドラマ、CMなど、あらゆるジャンルのローケション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利的機関と公的機関と認識しております。荒巻議員の御指摘のように、映画、ドラマなどを誘致することに十分メリットはあると思っておりますが、今議員おっしゃったとおり、現在九州内ではフィルム・コミッションが設立されているのは12カ所でございます。そして、県単位で設立されているところが佐賀県、長崎県、宮崎県、沖縄県でございます。設立主体は行政、観光協会、コンベンションビューロー、青年会議所などさまざまなようでございます。

現在、本市にはフィルム・コミッションはございませんが、放送局に情報を提供したり、番組に取り上げてもらうよう直接放送局にお願いに行っております。本市の実績としましては、19年度ではいろいろな情報番組、旅番組などで45本取り上げてもらっております。ちなみに、19年度の福岡市の実績は55本と聞いております。NHKドラマ「飛ばまし、今」が18年12月22日に九州・沖縄ブロックで、19年3月31日には全国放送されましたが、このドラマの撮影などの折にはエキストラや出演の募集から審査まで、また、撮影場所などの交渉、それから出演者の弁当や宿泊の世話など、協力体制をとらせてもらいました。

九州においてフィルム・コミッションが市単独で設立されているのは、先ほど議員もおっしゃいましたが、北九州市、唐津市、水俣市、大分市の4市でございます。本市のフィルム・コミッションの設立については、今後、幅広く調査、研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

健康づくり課長（川口敬司君）

チャレンジデーの参加についてお答えいたします。

チャレンジデーとは、カナダが発祥の国際的な住民参加型のスポーツイベントで、先ほど議員お話しのように、毎年5月の最後の水曜日に15分以上続けてスポーツや運動などを行った住民の参加率を人口が同規模の市町村、あるいは地域などで競い合うもので、日本では先ほどお話しのように、笹川スポーツ財団が推進されております。ことしも福岡県から13団体が参加しておりまして、本市からも17年度からことしまで毎年、東宮永わんぱくスポーツクラブが参加をしております。小学生の異学年交流などを目的に参加を始め、現在では住民の健康づくりやコミュニティーづくりなど明るいまちづくりの一環として取り組まれているところです。

また、合併前の旧大和町でも平成11年度から3年間、町民の運動をするきっかけづくりのためにこのイベントに参加をしておりました。保育園、小・中学校、あるいは事業所などへの参加協力をお願いし、水曜日という平日の開催のイベントであるために、夜間にスポーツ

大会等の開催をしていただいたりしております。また、区長宅に参加者数を把握するための箱を置いたりなどして、何人参加したかを調べてあったということでもあります。また、生涯学習推進員、あるいは区長会、体育協会など関係者の方の協力をいただいて実施をしていたというふうに聞いております。

また、先ほど言いました柳川市においては東宮永校区が健康づくりやコミュニティーづくりのきっかけとして、このスポーツイベントに取り組まれておりますけれども、地域の方が主体となってこのイベントに取り組まれることはより大きな効果が期待できるのではないかと考えております。組織づくりなど多少苦勞があるようではありますが、ほかの地域の活性化、また地域住民の健康づくりのきっかけづくりとして取り組まれるように、生涯学習課などと協力しながら地域の公民館などへこのイベントをPRしていきたいというふうに考えております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきますけれども、まず最初に市長にお尋ねします。きのうの答弁で石田市長は7万5,000人の市民の皆さんというような文言をおっしゃっていました。しかも、3回おっしゃってございましたけれども、その7万5,000人の根拠を教えてください。

市長（石田宝蔵君）

合併をしたときは7万7,000人でしたけれども、割り込みまして、つい先般の議会の中で私が7万7,000人というあいさつをしたという御指摘をいただきましたので、その後、修正をして7万5,000人ということを使っているところでございます。

9番（荒巻英樹君）

私は先ほど演壇での発言で5月末での人口が7万3,781人と申しました。これは本市のホームページのトップページに掲載されている数字に基づいております。5月31日時点が7万3,781人なんですね。ですから、もしかしたらこの半月で1,000人以上転入があったのかもしれないと思ったのでお聞きしたんですけれども、実際はどうなんでしょうか。

市長（石田宝蔵君）

荒巻議員はよく御勉強いただいて、調査されておりますけれども、私はそこまで毎日チェックしておりませんので、御理解いただきたいと思います。（「務めやろうもん、それは」と呼ぶ者あり）

9番（荒巻英樹君）

これはきのうきょう7万5,000人を割ったというわけじゃないんですね。もちろん、7万4,000人も割っているんですけれども、先ほど広報の最終チェックは市長ということをお聞き

しましたけれども、この市報、毎月の1日号の裏表紙に人口の推移は掲載されております。これは皆さん御存じだと思いますけれども、その統計によりますと、本市の人口は昨年1月、すなわち1年半前には既に7万5,000人を割り込んでいるんですね。ですから、この公場で市長がいまだに7万5,000人とか発言するのは、市のトップとして無責任この上ないことだと私は思っております。こんなにも人口が減っているのに、この質問の趣旨になりますけれども、要は危機感が全く感じられません。市長は本当にこの市報をチェックされているのでしょうか。甚だ疑問です。

市長はそんな細かいことを言うなと思っていらっしゃるかもしれませんが、そういう数字を軽んじる気持ちがほかの答弁にも通じているわけです。だから、ころころ発言が変わるし 変わるといって、変わらざるを得ないわけです。市長にとっては、毎回この一般質問、十数人のうちの一人かもしれませんが、私たちに許された一般質問の時間は3カ月に1回、それもわずか1時間しかないわけです。その質問のために関係する本を読んで、関係する方の話を伺い、新聞を読み、時には他市の議会を傍聴に行き、そして原稿を何回も何回も練り直してこの場に立たせていただいているわけです。市長も大和町長に就任なさった直後は一生懸命に、そして真摯に答弁をなさっていたはずで、今後はそのころと同じ気持ちでの答弁を心の底からお願いいたします。

そして、本題のほうに移らせていただきますけれども、具体的な取り組みをお知らせいただきましたが、本市ならではの取り組みがあればお知らせください。

企画課長（樽見孝則君）

本市ならではの取り組みという御質問ですけれども、本市の特色として掘割がございます。掘割を生かしたまちづくり行動計画を策定しておりますので、市民の方々と行政が一体となって景観や環境を整え、住んでいたい、住んでみたいと思われるようなまちづくりに取り組んでおります。

また、本市ならではのと言えるかどうかわかりませんが、少子化対策として第3子の保育料の無料化とか多胎児支援、集いの広場などの取り組みも行っております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

いずれにしても、人口の増加に関しては時間がかかることだと思います。先般、テレビで長野県下條村のことが出ていました。ごらんになった方もいらっしゃるかと思いますけれども、その村は合計特殊出生率が2.04人、2人以上ですね、2.04人ということです。具体的には家賃の安い若者定住促進住宅の整備ということですから、これは私、以前質問しましたけれども、民間の施設を活用すればすぐにでも可能なはずで、それと、下條村の取り組みとしては、中学生以下の医療費無料化などの子育て支援策等をやりまして、10年以上かけて何とか、もともと3万9,000人ぐらいだったのが4万2,000人ということで、1割近くふえ

てきているんですけれども、そういった地道な努力があって、そういう結果になっていると思いますけれども、ですから、5年、10年先を見込んだ確実な施策を行っていただきたいと思いますし、最初の答弁でもありましたように、着実に取り組んでいただきたいと思っております。

それから、これは岩手県の北上市長さんのことを本で読みましたけれども、北上市長の各部長への指示は、シンプルに人口がふえる政策を考えてくださいということを読みました。ですから、いろいろあるかと思えますけれども、市長にもとにかく人口のこと、もう今後この人口が云々ということは、市長もその辺今後は慎重になられると思えますけれども、とにかく人口がふえる施策、政策をどんどん打っていただきたいと思えます。

実際、これも本で読んだことですが、柳川の定員人口が7万3,000人、4,000人がもしかして適当な数じゃないかもしれません。本当はもっと少ないほうがいいのかもしれませんが、いずれにしても、人口の構成はいびつであり、やはり一人でも多くの若者が柳川を出ることなく暮らせるよう企業誘致を含めて最善の努力をお願いしたいと思います。

転出者、転入者へのアンケートの答弁がありましたけれども、私も以前このアンケートの結果をいただきましたけれども、やはり思っていたとおりといいますか、なるほどという内容だったと思えますけれども、おっしゃいましたように、分析を十分になさって定住促進のほうに努めていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それから、広報紙のほうに移らせていただきますけれども、広報紙、近隣の自治体とお互いに情報交換といいますか、送ったり送ってもらったりとあると思うんですけれども、どれぐらいの自治体とやりとりをなさっているのか。そして、その中でこれは参考になった、本市で取り入れましたということがあれば教えてください。

企画課長（樽見孝則君）

現在、筑後地区のすべての市町村を初め、およそ50の自治体と広報紙のやりとりを行っております。

すべてに目を通す中で、レイアウトや全国共通の制度改正の記事などは参考にさせていただくこともございます。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

次は、ちょっと内容に関してじゃないんですけれども、視覚障害者の方に対する対応はどのようなことをなされているのか、教えてください。

企画課長（樽見孝則君）

目の御不自由な方など広報を読むことができない方々に対しては、音訳ボランティアのオルゴールというグループの皆さんの御協力により、カセットテープに広報の朗読を録音していただき、声の広報として届けていただいております。現在24名の方が利用されております。

以上です。

9番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。そういったことは本当にいいことだと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、広報紙についてなんですけれども、市民の方へのアンケートとかはとられたことがあるんでしょうか。私としましては、もちろんアンケートも大切だと思うんですけども、できれば市民によるモニター制度を提案したいと思ひます。中学生ぐらいから、中学になりますと新聞部とかありますので、やはり携わる、興味を持っている中学生がいるかと思ひますけれども、中学生の方から高齢者の方まで、今でいいますと後期高齢者制度じゃないですけども、そういったところまで、実際市民の方が何に関心を持っているとか、何を知らりたいのか、そういったことを知るためにもモニター制度を提案したいと思ひます。もちろん配布された号の評価をいただいて、次の号への企画など意見を伺うということですね。本市の広報紙のレベルが高いということはさきに述べたとおりですけども、やはりもっともっとレベルアップしてほしいわけですね。前例踏襲を否定するわけではありませんけれども、第三者の意見を積極的に取り入れるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

モニター制度についてでございますけれども、旧大和町では合併まで校区ごとに1人の広報モニターをお願いしまして、広報紙の意見を聞いたり、地域のニュースを教えてもらうなどしていたんですけども、合併の際の調整で合併後はアンケートを実施して、その結果を広報紙に反映するというようにいたしております。

昨年アンケートは実施しておりますけれども、今後、モニター制度も含めまして、市民の皆さんの意見を広報紙づくりに反映できるよう検討していきたいと思ひます。

9番（荒巻英樹君）

ということは、モニターまでは今のところはお考えにならないということによろしいんでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

先ほど申しましたように、モニター制度も含めまして検討していきたいと考えております。

9番（荒巻英樹君）

失礼しました。いずれにしましても、ぜひモニター制度を検討していただきたいと思ひます。広報紙をつくるという表現になるかと思ひますけれども、箱物をつくる場合と違ひまして、次、また次もということで永久につくらなきゃいけないわけですから年々充実していかなければならないと思うわけですので、そういった幅広い意見を聞きながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、広報紙の中の広告のことでお尋ねいたします。自主財源の確保ということで、広告

を募っていらっしゃいます。1ページに5段あって、その中の1段全体で40千円、その半分で20千円ということなのですが、今までの実績と主な内容、そして広告のガイドラインを教えてください。

企画課長（樽見孝則君）

広報への広告掲載につきましては、平成19年度の広告掲載件数につきまして、16事業者、延べ33件でございます、その料金として940千円をいただいております。

また、ガイドラインはという御質問ですけれども、柳川市広報やなわがの有料広告掲載取扱要綱を定めておまして、その中で公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの、風俗営業に関するもの、貸金業に関するもの、選挙関係、政党・政治関係の広告、宗教関係の広告、意見広告、個人の宣伝、公序良俗に反するおそれのあるものなどは掲載しないと規定しております。

9番（荒巻英樹君）

そういったガイドラインを設けてやっていらっしゃるということで、1年間で940千円の収入という表現でいいんですかね、大変ありがたいことだと思います。

ただ、ちょっと気になることがあったのでお尋ねしたいんですけれども、3月15日号、これほかにも載っていたと思うんですが、実はペットと入居可能なマンションの広告が出ております。その物件が実は大川市の物件ですよ。ですから、この広告を見て入居された方が、対象はもちろん本市の在住者ですから、その方がちょうど困っていたからここに入ろうということになった場合には、また本市の人口が減るわけじゃないですか。ですから、ちょっとその件に関しては私は見直しが必要だと思うんですけれども、市長いかがでしょうか。

企画課長（樽見孝則君）

先ほど荒巻議員がおっしゃった広告につきましては、先ほど申し上げました有料広告掲載取扱要綱の掲載基準に照らし合わせまして、特に問題はないという判断で広告として載せたという次第でございます。

9番（荒巻英樹君）

そういう要綱では問題ないということなのですが、実際皆さんどう思われますかね。私はこれは適さないと思いますけれども、改めてじゃ市長にお尋ねします。

市長（石田宝藏君）

ちょっと中身が私も詳細には、先ほど荒巻議員から危機管理がないとか、そういう御指摘をいただきましたが、隅々まで、そういったものまで私もちょっと目を通しておりませんので、また校正後に広告等も入ってくる場合がございますので、再度拝見させていただいて判断したいと思います。

9番（荒巻英樹君）

市長、簡単な話ですよ。ちょっと出せなくてあれですけど、要はこの広告に大川市のマ

ンションが載っていたということですよ。要はペットと住めるマンションだから、実際に少ないと思います、ペット入居可能なマンションは。ですから、柳川市民が対象の広報紙に大川市のマンションの広告を載せるというのはいかがでしょうかという、難しくない質問です。

市長（石田宝蔵君）

実際難しいと私は思いますよ。自主財源に乏しい財源を確保するための広告、これをスタートさせたのはやっぱり市の収入を得るためです。果たしてその方が柳川にお勤めになっている方が入られるのか、市民がそちらに出られただけという話なのか、中身を吟味しないと一概には言えないかと思えます。

9番（荒巻英樹君）

ちょっとおっしゃっていることが私は理解できませんので、それに関してはじゃもう……（「もうちょっと言わんか」「市長の答弁はおかしいよ、今のは」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

そしたら、広告収入は40千円です。柳川市民が大川市に移ったら、税収がどれだけ減りますか。だから、それだけでも答えは自明だと思いますが、再度じゃ市長お尋ねします。

市長（石田宝蔵君）

それがいいとか悪いとかという判断は、私は検討しましょうと申し上げているわけですから、一概に言えないと。減ったからどうだこうだということは言えないんじゃないかなと私は思います。私はそのように思います。

9番（荒巻英樹君）

そしたら、この場でその広告は非常に不適切だと思いますということを指摘させていただきます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それでは次に、広報のことで非常に不可解なことが多いんですけども、次は5月1日号です。市民温水プール、1年たって非常に利用者が多かったというような記事が載っております。オープンして1年たちました。1年間の利用者数は当初予想の3万人を大きく上回る4万1,182人ということなんですけれども、本当に大まかで結構です。市長、実際の市民の方、何人ぐらいの方が足を運ばれたか御存じでしょうか。延べの利用者は4万1,182人ですね。ですから、これは延べの利用者数が書いてあるわけなんですけれども、実際に足を運んだ市民がどれぐらいいらっしゃるかのお尋ねです。大まかで結構です。

市長（石田宝蔵君）

何人かは承知しておりません。ただ、延べの数字は4万1,182人、こういうことは承知しております。

9番（荒巻英樹君）

そしたら、ここで皆さんにもお知らせしたいと思えますけれども、実際にプールに足を運んだ方、一番多い方は200回以上いらっしゃいますけれども、4万1,182人ありますが、実数

は3,542人でしかないんですね。それもこれは市外の方も含めた数字です。市民に限っていいますと、2,789人の市民が利用されております。ですから、この数字はアバウトになりますが、7万4,000人で比較しても4%も行かれていないという事実をお伝えしたいと思います。

それから、3月15日号に3月議会での市長の所信表明が掲載されております。これは本年度の市の方針ですから非常に大切なことです。これはもちろん載せなきゃいけない記事ですけども、4ページにわたって載せられておりますけれども、その内容(一部省略)をお知らせしますということで、写真が項目によって6点と、市長の写真も堂々と大きく載せてありますけれども、一部省略をしてまでこれだけの写真、大きい写真が必要でしょうか。私は甚だ疑問に思っております。ですから、こういう一部省略をするのであれば、省略をせずに、これは所信表明、市長がおっしゃるのはだれでもわかっていることですから、もちろん写真を載せることに反対意見は申し上げませんが、やはり幾らかもうちょっと小さい写真で本文を省略せずきっちり載せるべきだと指摘をさせていただきます。

それから、もう1つ注文をつけさせていただきますと、市長の後ろに議長の顔が載っておりますけれども、実はちょっと議長の顔が半分隠れておりますけれども、こういったことは非常に気配りがなされていないということ、これに関しても指摘をさせていただきたいと思います。これは角度的にはもちろん撮れる写真、こうでしか撮れない写真じゃありませんので、今後、関係者の方、この点十分御注意いただきたいと思います。

それから、広報に関してはもう1点だけ、広報のことで市長日記のことに触れないわけにはいきませんが、市長日記の3月1日号でも、より身近で開かれた議会へということ、市長の言葉が入っておりますけれども、このことは要はインターネット中継が始まりますよ、今ももちろんインターネット中継していただいているわけなんですけれども、そのお知らせということなんですけれども、これに関しまして、私ども市議会だよりで周知をしておりますし、この3月1日号の前、2月15日号の広報やながわでも記事を掲載いただいております。

ちなみに、市長、昨年夏の移動市長室、水の郷の会場でこういった質問があったのを御記憶かと思えます。市議会だよりができて、表紙に議員が載って、一般質問にも顔写真が載っている、これはちょっと載せ過ぎじゃないですかという質問がある方からありました。そのときの市長の回答は、そのことは議会マターなので自分はコメントする立場ではないという、当然のお答えでしたけれども、そのお答えとこの市長日記は明らかに矛盾するんじゃないかなと私は考えております。地方自治体の二元並立制のもとにおいては、明らかな越権行為であり、市民の皆さんからも多数指摘をいただいたわけであり、今後はこのようなことのないよう猛省を求めたいと思います。もちろん、この市長日記そのものの掲載を否定するわけじゃありませんけれども、先ほどの広告のスペースでいいますと80千円相当のスペースになります。年間では960千円ということになりますけれども、ですから、そのことも十分念頭

に置いて今後掲載いただきたいと思ひますし、市長日記ならぬ市長物語にならないよう切にお願いしたいと思ひております。

最後になりますけれども、一人でも多くの市民に誇りに思ってもらえる広報紙になることを期待して、次に移らせていただきます。

行政区なんですけれども、やはり一番不公平なのは、各行政区から提出できる要望、地域の要望が一律で年間2件までということだと思いますけれども、要望数もある程度戸数に比例させるという考えはございませんでしょうか。あくまでも私案となりますけれども、50世帯までを1件、100世帯までを2件、それ以上を3件にしても最大で586件ですし、現在の322区掛の2件までの最大644件を下回るわけなんです、そのとおりというわけじゃありませんが、そういう方向性の考え方はできないんでしょうか、お尋ねします。

総務課長（櫻木重信君）

行政区要望の件でございますが、実はこれにつきましては世帯数の問題ばかりでなくて、行政区の面積、それから水路、道路の延長、そういうふうなものも考慮してもらいたいという要望もございませう。公平性、合理性から考えますと、非常に難しいと考えております。

9番（荒巻英樹君）

そうですね、もちろん一律できる部分、できない部分あると思ひますけれども、冒頭言いましたように、なるべく平準化というのは必要な部分、今後はその必要性があるかと思ひます。先ほどの答弁で区長のなり手が無いというようなこともありましたけれども、ですから、もちろん大きくなればその分なり手になる方の可能性も多くなってくると思ひますので、それと区長さんの報酬に関しても、仮に10区減れば年間600千円、100区減れば年間6,000千円の削減が可能になりますので、その点よろしくお願いしたいと思ひます。

それから、最後に1点だけ、ホームページのトップページにある人口世帯表で、エクセルの表がありますけれども、行政区別とか昔でいう大字別の世帯数や人口が出てきますけれども、その行政区別の統計の中に行政区名に敬和苑というのが出てくるんですが、これについてちょっと説明をお願いします。

総務課長（櫻木重信君）

荒巻議員がおっしゃっていますホームページの表でございますが、これは住民基本台帳をベースにしまして、行政区コードごとの人口世帯数を掲載しているということです。敬和苑につきましては、市の事務の便宜上、行政区コードを別にとっているということでございませう。これにつきましては、市民課と総務課で協議をしまして、実際の行政区別になるようにしていきたいと、そういうふう考えております。

9番（荒巻英樹君）

先ほど言いましたように、私はホームページから見ましたので、これは市民の皆さんもごらんになる、市民の皆さんに限らず、だれでも見れるものですから、やはり誤解されないよ

うに、今後は横の連絡をとって早急な訂正をお願いしたいと思います。

それでは、フィルム・コミッションのほうに移らせていただきますけれども、いろんなアプローチをされて、ロケといいますか、取材も年間45件ということで、私の想像以上なんですけれども、その45件を細かくここでお尋ねしませんが、改めて結構ですので、その45件の内訳をお願いしたいと思っております。

それで、基本的に現状維持という答弁だったかと思っておりますけれども、一步前に進まない理由をお聞かせください。

観光課長（龍 泰子君）

一步進めない理由とは何かという御質問ですが、市単独で今フィルム・コミッションを設立しているところは、大きなロケが来ると行政だけの対応は無理であるという課題があると聞いております。本市でも放送局などから番組制作のため、柳川の旬の特産物を撮りたいとか、漁港を利用したいなどいろいろ問い合わせがありますが、そのたびに観光協会、農協、漁協などに問い合わせや協力の依頼をしております。このようにフィルム・コミッションを設立し、情報提供などのサービスをするためには、観光協会、それから商工会議所、商工会、農協、漁協などの協力が不可欠だと思われまます。したがいまして、行政、観光協会、商工会議所などが協力しまして、フィルム・コミッションを設立するためには、すぐには困難かと思っておりますので、調査、研究させていただきたいと思っております。

9番（荒巻英樹君）

実際、フィルム・コミッションを統括している全国フィルム・コミッション連絡協議会に加盟するには、年会費が100千円要りますし、もちろんホームページの立ち上げが必要になるかと思っております。現状では本市側からのいわゆるアプローチですか、一方通行ですので、ホームページも立ち上げて連絡協議会に加盟すれば、制作者側が見てくれるわけですね。ですから、そういったことで一方通行じゃなくて、先方からも声がかかってくるわけですので、ぜひ検討といいますか、先に進んでいただきたいと思います。

それで、参考なんですけれども、先ほど国内に100の団体があると言いましたけれども、これはもう行政が必ずかんでいる分なんですけれども、県内で築上郡築上町というところがありまして、ここの商工観光系の職員の方が御自分でフィルム・コミッションを立ち上げてあります。個人会員ということなので、いわゆるオフィシャルなあれじゃないんですけれども、京築フィルムコミッションということで行政の補助はゼロで、個人でやってあります。ただ、お話を聞きますと、現実にはそういったホームページをつくるもろもろのパソコン等は役場のパソコンを使っているから、全くの何ですか、行政の協力は全くないわけじゃないんですけれども、いわゆる予算的には補助は全くゼロ円で、個人的に時間を割いてなさっているという、もちろん勤務時間中のあれもあると思っておりますけれども、そういったことで2年半でホームページのアクセス数も4万件近くありまして、平均すると毎日40件以上のアクセスがあ

りまして、やはりその中を見ますと、どこどこから問い合わせがありました、どこどこから問い合わせがありました、どここの下見をしましたとか、そういったことが載っておりますので、これはもうフィルム・コミッションは絶対必要だと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、チャレンジデーに関してなんですけれども、ぜひこれも取り組んでいただきたいと思っております。実際に取り組まれた自治体の職員の方にも今回お話を聞かせていただきましたけれども、正直言って大変さはあったけれども、充実感があった、市民の方がこんなにまとまって、そしてそれが将来的な健康づくりに役立つのであればということで、来年、再来年まではもう確実にやるということをおっしゃっておりました。市の予算は、そこは400千円使ったそうです。笹川スポーツ財団からの補助金が800千円、合計1,200千円でやったそうです。人口規模が本市より少ないですから、本市の場合は多分1,000千円の補助金が得られると思います。

それで、これは私の勝手なあれなんですけど、やはり十数名の職員の方の御協力がないとできませんけれども、職員の方々がまちづくりの意見や提案を行いながら実践活動をされているクラスタープロジェクトがありますけれども、それは自主的にやっていただくことだから、こちらからアプローチすることじゃないんでしょうけれども、そういった志の方々もいらっしゃいますので、ぜひ本市として取り組んでいただきたいと思っております。マイナス面は全くないと私は確信しておりますので、ぜひ前向きに御検討いただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をとります。

午前11時54分 休憩

午後1時1分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、25番三小田一美議員の発言を許します。

25番（三小田一美君）（登壇）

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

まずもって、このたび岩手・宮城内陸地震で被害に遭われた方々には、この場をおかりしまして厚くお見舞いを申し上げます。

初めに、ピアス社の問題でありますけど、きのうの市長の答弁、発言、本当にびっくりいたしました。だから、また再度、市長にわかりやすく質問をさせていただきたいと思っております。市長、よろしく願いをしたいと思っております。

市長は、この問題がどうして起きたかと考えていますでしょうか。私は、現在起きていますピアス社とのいろいろの問題は、用地や建物を購入するときに、当時の大和町の担当者がピアス社の言い分をうのみにすることなく、購入時に定められた調査や検査、また確認を行ってれば、こういう問題は発生しなかったと考えています。今議会で裁判費用の追加が補正されていますが、これもアスベストや産業廃棄物が出てこなければ不要なお金であります。市長の御答弁をお願いいたします。

次に、柳川ホテルに関係する問題であります。市として被害届を出し、どのような罪かわかりませんが、現に送検をされている職員がいるわけでございます。市として何か金銭的な被害、また実害が生じていれば、その中身を具体的にお願いいたします。

また、具体的な被害が生じていないならば、なぜ被害届を出されたのかを市長に簡潔にお願いをいたします。

3つ目でございますが、全日本同和会の大和支部補助金について質問いたしますが、この補助金の予算計上については、市長は当時知らなかったと御答弁をされていますが、それではだれが支出をなささいと命令を出したのか。コンピューターは自動で予算はつくるかもしれませんが、まさか支出伝票の作成はしないと思います。だれが命令を出して、年度初日の4月1日に作成をさせたのでしょうか。命令をしたのはだれか、市長の答弁をお願いいたします。

最後に、柳川市役所における体に悪影響を及ぼす喫煙について質問いたしますが、たばこを吸う人はもちろん、また吸わない人にも悪影響を及ぼすとして、市役所の建物内の喫煙が禁止をされております。ほとんどの職員や来客者は、屋上やベランダ、または東側出入り口の外で喫煙をされています。私は、市の重要な財源の一つである多額のたばこ消費税に、身銭を切って多大な協力をしてある職員の皆さんが、雨の日や寒い冬の日などふびんでなりません。これについて市長はどのように考えられていますでしょうか。

以上、壇上よりの質問は終了いたします。御答弁の内容次第では、自席より再度、一問一答で質問をいたしますので、限られた時間でありますので、簡潔、明瞭な御答弁をお願いいたします。議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

議長（田中雅美君）

答弁をお願いします。

市長（石田宝蔵君）

三小田議員におかれましては、なかなか詳しいお尋ねが、私のほうに通告が来ておりませんので、お答えにくいということで、今ちょっとメモをとっているところでございます。

この問題は、どうしてピアスの問題が起きたのかということですが、これは議員が大和町の時代、本当に長い間議員をお務めいただいて、審議もしていただいた中で十分御承知の件だろうと思います。また、つい先般の特別委員会にいたしましても、「石田市長答弁の矛盾

点を解明する特別委員会」なるものも出ておりまして、その一言が間違っていれば、また御指摘を受けるということになりますので、議員御案内のことということで御理解いただこうと思います。

それから、その次のアスベストや土壌汚染が出たということで、不要な訴訟の費用がかかるということですが、これは自治体の長に対して、そういった損害賠償等が起きた場合の裁判については、平成14年、地方自治法の改正によりまして、裁判は自治体がこれを受けるといことに相なりまして、それに合わせての予算の計上ということで御理解いただきたいと思います。

それから、柳川ホテル、これは市に被害があったのかというふうなことでございますが、これについては私どもが被害届を出したのは随分時間がたってからの話でありまして、冒頭は捜査のことでございますので、被害届とは何ら関係がないというふうに思っております。

それから、全日本同和会、これについても、るる3月の議会で繰り返しお答えを申し上げてきたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

4点目のたばこの建物内での禁煙、私はそういった面では禁煙のほうを推進していかなくちゃならないということで、私も2月からたばこをやめたところでございます。もちろん、庁舎内では決められた場所でお吸いいただいていると、このように思っているわけでありまして、御理解いただきたいと思います。

25番（三小田一美君）

市長がわかりやすく答弁をしていただくように、担当の課に……

議長（田中雅美君）

マイクをお願いします。

25番（三小田一美君）続

担当の課にはきちんと説明をしておったと、私はそういうふうに理解しております。

それでは、市長は購入時の手続に問題があったとの認識がないようである、私はそういうふうを感じるわけ。ピアス社が主張する条件に沿った鑑定、ピアス社が主張する解体費用をうのみにし、当時の議会が、町でも鑑定をして適正な価格を算出したらいかがかと何人かの議員が言われたわけですよ。その意見を出したときに、市長は多額の費用を要する、鑑定をする会社は銀行が紹介した中立の会社であるなどの詭弁を用いて、購入時の自主鑑定を実施しなかった。また、更地ではなく現状のまま買っただけならば解体の費用は40,000千円安くしますとの誘いに乗り、ピアス社の言うままに購入したために、このような事態が生じているわけでございます。もし現在いろいろ言われていることが表に出てこなければ、アスベストや敷地内の産業廃棄物の埋め立ての問題も、議会で話題になることなく、やみからやみに葬られていたのではありませんか。これも大和町の時代じゃないわけですね。柳川が合併してからこれは表に出たわけですよ。

そこで、基本に立ち返り、副市長お尋ねします。

副市長は、農業関係の工事畑を多数経験をされていますが、国が企業や国民から用地や建物を購入するときに、相手が示した鑑定の評価、それも建物内部は見ないといった条件つきでの鑑定評価のみで、購入する側の国が鑑定評価を行わないで今回みたいに購入することがあるでしょうか。今までにあなたが知っている範囲でそのような事例があれば、お示しをお願いしたいと思います。

副市長（大泉勝利君）

土地取引及び建物等の取引に関しては、契約の中では基本的には競争というか、事実を確認してやるのが契約の原則だというふうに考えております。しかしながら、競争相手がいない、あるいはもうこの人でなければできない、いわゆる随意契約に該当するような場合は競争ができないわけですので、そのときには、この競争ができない場合のやり方というのは、また別にあるのではないかというふうに思います。

本件の場合には、農村工業導入法に基づいた企業立地を当初に買って、町としての産業の振興なり就業機会の確保というふうな背景があったということで、ピアス社との関係については非常に緊密な信頼関係があったのではないかというふうに思っております。ただ、契約の中では、内容の確認ということは当然契約の中に求められる内容でございますが、旧大和町の内容については議会にも諮って、議会の了解を得た上で契約されている内容ですので、後になってどうだった、こうだったという評価をする立場にはございません。（「私の質問は、国はどのような考え方でございましょうかというのをお尋ねしよるわけです」と呼ぶ者あり）ですから、競争が原則でございます。ですから、競争でAという社、Bという社、Cという社、それなりの鑑定なり金額なりをもとにして一番有利なところと契約する、これが基本的な考え方でございます。

25番（三小田一美君）

ちょっと私と質問が合わんようでございますので、また次、質問をさせていただきたいと思います。

それでは、わかりやすく副市長にお尋ねしますが、あなたが当時、大和町の町長であれば、同じように相手の鑑定評価のみで購入したと考えますか。これはインターネットもついていますから、本当のことを教えてください。国も見てありますよ。いつも契約については職員に厳しい指導をなされていると聞いていますので、端的にお答えをお願いしたいと思います。副市長です。

副市長（大泉勝利君）

済んだことについて、私がとやかく論評するような立場にはないと思います。本件については何度も言うようでございますけれども、大和町の町議会の議決を経て契約がなされた案件でございます。ですから、大和町の町議会の議決を得た時点で、そのチェックというか、

了解は十分得ているものだというふうに理解しております。

25番（三小田一美君）

私はその質問を副市長にお尋ねしよるわけじゃございません。もしもあなたが当時の大和町長であれば、鑑定評価のみで購入したと考えますかと、それをお尋ねしよるわけですよ。それは私には理解できませんが、もう一回お尋ねしたいと思いますが。

それと、何回でも、特別委員会でも言っとるわけ。副市長は何でもわかるわけですよ。あなた横に首振りよるごたるが、アスベストとか産業廃棄物があったということは知ったつですか、首振りよるが。副市長、もう一回ちょっと答弁をわかりやすくお願いします。

副市長（大泉勝利君）

町長の立場にはなったことないから、それは言えませんが、今回のやつ、私が仮にということで何度も質問受けているわけでございますけれども、この建物を買うときに競争状態にあったかどうかということが一つの考え方だと思います。競争状態にないということだと思います、1社の取引しかございませんので。となれば、それはもう十分にチェックできるというよりは、もう議会で了解をいただいたということがすべてだというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

議会で了解ちは、アスベストとか公害が出たらんならよかったわけですよ。出たからこういことで問題が生じたということですよ。副市長、まいっちょ聞きます。

それでは、国は道路用地などの土地、または建物を購入した場合、今の沿岸道路もわかりですたいね。その固定資産税に課税されている地方税、1月1日を基準に課税されている固定資産税について、購入後の税を月割にして国が負担することがありますか、お尋ねします。

副市長（大泉勝利君）

今の質問は、土地の場合でしたら公租という扱いになるのかと思いますけれども、これについては国も地方自治体も同じように、契約の中で税の取り扱いはどうかが持つかねということで、国が負担する場合もあると思っております。

25番（三小田一美君）

それでは、総務部長にお尋ねしますが、市が購入した固定資産の場合はどうなされますか。購入後の税を月割にして市が負担することがありますか。

総務部長（山田政徳君）

その辺の関係は私詳しく存じ上げておりません。申しわけございません。

25番（三小田一美君）

それでは、ピアス社に対しては、購入後のその年の固定資産税について、税務課は全額徴収していますが、総務課だったと思いますが、予算を組んで購入日以後の税金分について払い戻しをしたと聞いておりますが、してあると思います。とすれば、ピアス社との契約以

後の用地等の購入契約については、常に公平公正な対応を心がけてある市長におかれましては同一の取り扱いをすべきではありませんか。それとも、ピアス社への取り扱いは特別な優遇措置ですか。市長の御答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

その辺については私も承知しておりませんので、調査してから御答弁したいと思います。

財政課長（石橋真剛君）

三小田議員の今の御質問でございますけど、これにつきましては旧大和町時代にピアス社との不動産売買契約書の第9条第1項に基づく公租公課の負担区分の問題だろうと思います。これにつきましては、本契約書、売買契約書の今申しました第9条第1項に、収益及び負担の帰属という条文がございます。この第9条第1項に、本件から生ずる収益及び本物件に賦課される公課公租は、所有権の移転登記日をもって区分をするということになっています。

ですから、15年に確かに大和町のほうで登記をされた平成15年8月19日がこの本契約に基づく負担の帰属になります。ですから、その18日まではピアス社、19日から同年の12月31日まで、これは大和町で持ちますよという契約になっておりますので、この平成15年8月19日から同年12月31日までの大和町の負担分につきましては、15年度の3月議会に補正予算を出してあります。853千円ということで、2款1項5目・財産管理費の19節・負担金補助及び交付金の中で853千円ということの補正予算を出されまして、議会の審議を経、議決を得て、同年度に支出をされております。これは15年度の大和町の一般会計決算書の中でも記載されておりますので、私のほうで確認をさせていただいております。

以上でございます。

25番（三小田一美君）

今ですね、課長どうもありがとうございました。私が教えとったけん、よく御答弁のできとった。

ですから、税務課は全額徴収はよそがしてあるわけですよ。ただ、総務課だったと思うが、それは今課長がおっしゃること、それでそれがまかり通るかな。これは当たり前前の御答弁なんですよね、今課長が御答弁なされたのは。ただ、なしけん、総務課でそんな計算をなされたのか。その補正もしとるわけですよ。優遇措置をですね。そんなら、よその不動産も何でもいろいろ持ってあるわけですね。それは売買いろいろ出てくるわけ、1月1日から課税せやんごとですね。そういうことも、どこのところもしてあるのかなと、私それも市長に聞きたいと思う。そのピアス会社だけ優遇措置をするということは、ちょっとあんまり公正公平ではないと、私はそういうふうに思いますが、市長。

市長（石田宝蔵君）

それは私もちょっと詳細には存じ上げておりませんので、今の財政課長からの答弁のとおりであります。それはケース・バイ・ケースじゃないかなと私は思います。ただ、こういう

ケースは30年に1回出るのか、50年に1回出るのか、わからないんじゃないでしょうか。

したがって、甲と乙との取引の関係の中でこういった売買契約が交わされて、条項の中に織り込まれて、それを履行したと。これは執行部が提案して、議会も御審議いただいて御理解いただいたというような事務の流れになるうかと、こんなふうに思います。

25番（三小田一美君）

あんた、これは特別の、ピアス社のことですよ。ケース・バイ・ケースち、そうおっしゃられたが、あんまりこれは矛盾する。これは総務委員会、私が総務委員長しよったとき、これはちょっとおかしいじゃないかと、これは指摘もされとったち思う、監査委員さんからも。当時は塩塚議員さんだっただと思うが、それは私もちょっとよく覚えとらんけど、やはりこれはピアスの会社のとだから私は関連で聞きよるわけですよ、あんまり優遇措置してあるから。また勉強ばしとってください。私はこれはちょっと疑問に思います。ピアス会社だから私は言よったですよ。

次に行きます。

私は、善良な石田市長がピアス社からまんまとだまされているのではないかと。ピアス社を相手に詐欺での告訴・告発をすべきでないかという質問を再三してまいりましたが、石田市長はだまされてはいないとの立場で、告訴・告発しようとなさいません。今回の調停も、議会の強い要求により市が損害賠償請求をピアス社に行ったためにピアス社が提起したもので、市長が行っているものではありません。

そこで副市長にお尋ねします。調停の申し立てが行われている場合は、市からの告訴・告発はできないのでしょうか。お尋ねしたい。

副市長（大泉勝利君）

今行われている調停は民事調停でございます。ですから、ちょっと調べてみないと確実な回答はできかねますけれども、刑事事件というふうなことであれば、それは可能性はあるかと思えます。ただ、今回の損害賠償に該当するような市からのピアス社への申し入れというのは、昨年6月だったですけれども、補正予算を組んで、アスベストの除去費用を算定するのに3,800千円の補正予算を要求いたしましたところ、市議会で否決された経緯がございます。その中で、このままではどうにもできないという、市として市民の利益に損することがあるということで、見よう見まねでいろんなものを調べながら積算した結果でございます。それが第三者なりに出たときに十分かどうかと、こういうこともございます。ですから、十分今準備ができていくかというふうなことになるべくと、多少いろいろ課題があるのかなというふうには思っております。

25番（三小田一美君）

副市長、あなたはこのピアス問題を、裁判費用、裁判せやんけん3,500千円から予算を組んだときに否決されたと。そういうことじゃないんでしょうか。あくまでも市長がだまされたな

ら、そんなら何らかの形でせやごて。今までの職員さんたちもしかり、職員さんたちは心から戻してあっじゃなかですか。沖端漁業組合の件も。裁判ばしたからちて、できますか。裁判は告訴・告発すればよかやないですか、お金要りばしすること。こんかつがこそ、帳面どおり、きのうの答弁じゃなかです。そういうやり方でせやごて。今回のつは政治家と変わらんですよ、おたくは。損失ば与えよつとですよ、柳川市に。120%だめち言ってあるじゃないですか。どういう対応をさるつとですか。また金銭の裁判ですか。もつてのほかですよ、そういうことは。何回でん言よつとでしょうが、副市長もちゃんと一緒に、市長と並んでいろいろ協議しよつじゃなかですか、委員会まで開いて、協議会も何でんいろいろしよつじゃなかですか。そのときは十分わかってあっじゃないですか。予算を今度組んだなら、裁判費を組んだなら、ずるずるべつたりで今までどんの、ピアスが購入したごと、そういうふうになる。支払いも、合併のとき、そのときは3月に支払うごとなつとつとを12月にするわけ。議会は何も言うことないごとなるわけですよ。勝手なこと言いなはん、柳川の市民が税金を使うのに。何ち言よつとですか、おたくは。何でん知つてから言よんなはろうが、副市長も。これはちゃんと聞きよんなはつですよ、国あたりも。

次、行きます。

私には、ピアス社を相手に裁判をできない何かがあるために、市長がためらっているとしか思えてなりません。何も後ろめたいことがなければ、ピアス社を信じて取引を急ぎ、翌年の固定資産税がかからないように、よーつと聞いとつて副市長、繰り上げて購入代金を支払い、当該年度の固定資産税、相当分の金額を補正予算まで組んで払い戻す、利便を図つてやつて購入した土地、建物からアスベストや産業廃棄物が見つかったならば、当然ピアス社に対して何らかの法的措置をとるのが普通ですよ。国あたりはそげんしよんなはつですよ、今は。あなた帰つたなら笑わつですよ、国から。そりけん、ああいうふうでいろいろ出てくつとですよ、国あたりは、官僚あたりは、タクシーに乗つたつちや。あれも今、調べ中やけん、名前は挙げられませんが、今国民、また住民、市民、県民、どんなにみんな苦勞してあつとですか。まちょつと血税を大事に使つてください。

当然ピアス社に、また繰り返しますが、何らかの法的措置をとるのが普通と考えます。ところが、市長がとられた行動は、ピアス社に損害賠償請求を副市長に持たせてやつたことと、数回電話で交渉されたことのみようです。なぜピアス社に対して強い態度で出られないのか、市長の簡潔な答弁をお願いします。市長、あなたがそういうことをやるなら、みんな議員は全部応援するつとですよ。あなたもだまされつとつとだから。旧大和町の議員さんたちも怒つてありますよ、みんな。知らなかつたんだから、アスベストがくつといつとは。土壤汚染がなつとつとは。おれは旧大和町でも会議ば開かやんち思うつと。もしもあなた、そういうことなら、私たち議員も戻さやんかもわからんもん、旧議員も、市長も。まちょつと頑張つてやつとよかつとでしょうが。そうすると、みんな議員は応援する。答弁ば市長お願いし

ます。

市長（石田宝蔵君）

気持ちは私も一緒であります。やはりこれについては冷静に判断して進まなければならないと。こういうことは先ほど副市長が答弁してありますように、7万3,000余の市民ということで訂正しますけれども、こういった方々に対しての、果たしてどういった方法が一番市にとってプラスに作用するのか、このことをしっかり検討した上でなければ、私どもはそう軽々には動きません。感情の問題が先行すればするほど、こういったような憤りが込み上げてくるでしょう。しかし、本当に抜本的な問題解決に至るまでには、お互い知恵を絞り出しながらやらなきゃいけない。

先ほど副市長が申し上げました。昨年の6月、私どもは、こういった事実が出てきたことは事実であって、アスベスト、土壌汚染の問題、これについては当然法的手段に、法治国家でありますから、それは当然出さなきゃいけない。そのためには丸腰では戦えない。したがって、市民の皆さんに御理解をいただいて調査費を計上させていただいて、そして、それに基づいてどれだけのアスベストが入っているのか、客観的にそのデータでもって損害賠償、ピアス社との交渉に当たる材料とさせていただきますと、このようなことを申し上げてきたわけですが、残念ながら御理解いただけない。

それができなかった。三小田議員に言わせると、そんなものが損害を与えるなら刑事告訴しなさいと。刑事告訴と民事訴訟とは全然違うわけです。刑事訴訟については警察の手により、検察の起訴によって刑の確定をするわけですが、そういったものではこの問題解決にならない。あくまでも柳川市にこの金が戻ってくる。

ですから、先日も白谷議員の質問に対しては、そういった問題でいつまでもいつまでも柳川市に迷惑をかけるということになりますれば、現状を有し、この形で買いたいという方もいらっしゃる、有効活用したいという方もいらっしゃる。大和で起きた事件だから大和で解決をしようということもあります。

したがって、私どもはこの工場誘致、将来は企業誘致、きょう荒巻議員の話もありました。イメージがダウンするばかりで、本当の柳川の発展につながるものなのか、これはしっかり考えなくちゃいけない。（「市長、内容のちょっと私の質問と違います」と呼ぶ者あり）いや、お互い議員もたすきかけられたときは、市民の皆さんに雇用の場をつくろうとか、あるいは柳川を発展させようとか、（「市長、答弁が違います。私の質問と」と呼ぶ者あり）そういう話をなさってきたことと相矛盾するんですよ。

したがって、私どもは冷静な上にも冷静に判断をして、そして、先方については毅然とした態度をとっております。もちろん交渉の中身でありますから、先ほど来、副市長も申し上げておりましたけれども、そういった問題解決を図ること、政治決着を図らなきゃいけないとするならば、一日も早く市民に迷惑をかけているということ強く議員もおっしゃるわけ

ですから、そのことはそのこととして判断しなきゃいけない、これがトップとしてとるべき市民の皆さんに対する姿勢だろうというふうに私は思います。

25番（三小田一美君）

全然意思が私には感じられん。市長、あなたが今言われるのは、すりかえての答弁でしょうが。あなた言うなら政治家、職員だってきちんと戻してあっじゃないですか、あんたから突っ込まれたのか私知りませんが、柳川市議会でされた知りませんが、きちんと礼儀正しくしてあるじゃないですか。予算ば組まれんやったけんで、そういうことじゃないでしょうが、迷惑のいっちょん市民にかからん刑事告発をすればよかじゃないですか、あなただまされたのだから。だから、議会も応援すっぞち言よっじゃないですか。弱みか何か握られてないんですか、そういうことされんちことは。そうでしょう。そうすると、もう市民には迷惑はかからんわけですよ。そげんでしょうもん。

次に行きます。

御答弁をお聞きいたしますと、市長はこの問題を解決しようという意思を感じられない。ピアス社がしないと、私がやりますと、石田宝蔵は逃げも隠れもしませんと言われたことは、どこに行ったのでしょうか。

これは議長、議事録が特別委員会、百条でも残っておりますもん。市長の答弁で、私はもうそういうことは、提出は求めないと思っておりましたけれども、竹井議員が本会議です、この議事録をちょっと出していただきたい。

議長（田中雅美君）

今、この場で。

25番（三小田一美君）続

はい、そうです。暫時休憩を、議長、よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。いや、市長がころころころころ変わられますので、一応よろしくお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

逃げも隠れもしませんと言っていますので、それは間違いありませんし、今も変わりません。何も変わったことないですよ。

25番（三小田一美君）

はい、わかりました。

それでは、市長、任期中に一日も早い解決を市民は望んだるわけでございますので、まいったら答弁をお願いしたいと思います。

市長（石田宝蔵君）

任期中にということは、私と2人でやれることならそれはいけると思います。しかし、今住民訴訟も起きていますし、今回の補正予算の中にも、こういった高裁に上告された裁判も続いておりますし、調停も行われております。願わくば、私は任期中にと、一日も早くと思

っていますけれども、これは相手もありますし、裁判所もありますし、そういった都合もありますので、これは一概に約束することはできません。御理解いただきたいと思います。

25番（三小田一美君）

もうあなたの意思が全然私に伝わらない。もう自分のことだけ。あんた、ここはすればよいかやんね、刑事告発。何ちこと、いっちょん迷惑はかかりはせん。市民の血税も使わんでよか。あなたはそのときそのとき、逃げ逃げでだめ、本当あなたは政治家やない、私から見るなら。だめですよ、本当。

それでは、旧柳川ホテル問題に移りたいと思いますが、副市長にお尋ねをしますが、前回の一般質問で、被害届は柳川警察署の方から出すように促されたと答弁されていますが、なぜ被害届を出すように柳川警察署は言ったと考えますか。

副市長（大泉勝利君）

旧柳川ホテルの問題は、平成18年1月から警察からいろんな資料要求がございました。その捜査の中で、この売買に関して手続がとられているものを、文書を追っかけていったら、十分な資料がない、あるいは文書として不手際があるんじゃないかというふうな、こういう疑いがあったんじゃないかというふうに思っております。もちろん、さらにきちんとした手続も得ていないで、公の印　市長公印でございますけれども、これが使用されたのではないかということで、市としては公印の管理上の問題、それから売買契約に係る文書手続の不備が指摘されたということで、これは先ほど市長も申し上げたとおり、公の機関として不手際があったということで指摘を受けたものでございます。この指摘を受けたということは、市の信用に関する部分でございます、その部分が被害に該当する部分だということだというふうに思っております。

25番（三小田一美君）

今んとだけ、本当のことをおっしゃっていただいたような気がする。

総務部長にお尋ねしますが、あなたが前回、議会の全員協議会でこの問題について説明をされていますが、その中で当時の富岡柳川署長よりの文書で、平成18年1月より7回にわたって書類の提出を求められたと説明がされています。議事録はとっておりますから、それは被害届を出す前ですか、出した後ですか、お尋ねしたいと思います。

総務部長（山田政徳君）

届けを出す前の話だと思います。

25番（三小田一美君）

それでは、被害届を出す前に関係書類の提出を求められていますが、今回事件になっていることは、市と土地開発公社の間でつくった業務委託契約書に押印されている市長の公印を押すための手続に不備があったことが問題とされていますが、そのような公印管理の問題をどうして柳川警察署がしたと思われませんか。副市長、御答弁をお願いします。

副市長（大泉勝利君）

それは、土地開発公社は市のほうからの要請で、代行で土地を買うということでございます。先行取得をなさいということでございます。それに基づいて土地を取得するわけでございますけれども、それは代行でございます、市にかわって公社が買うということで、公社が買った土地をさらに市が買い戻すという、このためには業務委託契約書が必要になります。その業務委託契約書が、当時平成17年3月だと思っておりますけれども、17年3月に急遽出てきたと。しかも、その急遽出てきた中で決裁文書の不備があったということだろうというふうに思っております。（「いや、柳川警察署がなぜ知ったのかですよ」と呼ぶ者あり）いや、だから、手続を追っかけていったときに、業務委託契約書の部分の決裁が十分にそろっていないということに気がつくたんじゃないかというふうに思います。

25番（三小田一美君）

今んとちょっと私、理解せんごた感じのした。

部長は平成19年6月28日に警察に呼ばれとるわけですね。供述を求められている中で、5から6センチもある書類を見せられて、本来3月10日ごろに作成をされなければならない業務委託契約書が7月に作成をされております。その過程において、公印の管理に問題があると指摘をされ、有印公文書偽造の疑いがあるので、被害届を出すように捜査の担当者に言われたので、その場で被害届を作成し提出したとの答弁ですが、それに間違いございませんでしょうか。

総務部長（山田政徳君）

先般の全協で御説明したとおりであります。

以上です。

25番（三小田一美君）

部長、そのとき供述調書には当然自分の判を押されたと思いますが、その場で作成された被害届に押された印はあなたの私印ですか。また、市長の公印ですか。また、市長の私印ですか。それをお尋ねしたいと思います。市長、あなたも警察の方と仲よくされている方、私も仲がいいわけですよ。部長お願いします。

総務部長（山田政徳君）

私の私印でございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

私印だけですか、部長。ほかんとは預っていたらんですか。

総務部長（山田政徳君）

そのほかの印鑑は一切使用いたしておりません。

以上です。

25番（三小田一美君）

被害届はだれが出されたんですか。

総務部長（山田政徳君）

これについても先般の全協で御説明申し上げましたように、私が記名・押印、その押印は私の私印でございまして、市長になりかわって提出させていただいたということでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

確認をしたいと思いますが、まいっちょ答弁ばお願いしたいと思います。

それで被害届が受け付けられるのか、お尋ねしたいと思います。市長の公印か私印じゃなかなかだめと、私はそういうふうに理解しておりますが、まいっちょお願いしたいと思いますが。

総務部長（山田政徳君）

いいえ、決して市の公印であったり、市長の私印であったりする必要はございませんで、これについては私の名前を書いて、私の個人的な判こを使って提出したということでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

今の部長の御答弁でございますが、それでまかり通るのか、ちょっと暫時休憩をしていただきたいと思いますが。（「市長、部長は言われんごとなっですよ」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩ばお願いします。

議長（田中雅美君）

総務部長、それで被害届が通るか通らんかですよ。（「通らんめもん。いや、もう部長に言われんですよ」「全員協議会で聞いとるよ」と呼ぶ者あり）総務部長……。 （「ちょっとよかですか。ちょっと休憩ばお願いします」「すらごと言うのとっかい。市長の私印を使って被害届を出したち、あなた全員協議会で言うとるよ」「ちょっと待ってください。部長ばあんまり責むっとでけん」と呼ぶ者あり）

総務部長、はっきり言わんけんさ。はっきり言うてください。（「全員協議会の中でもう出ております。きちんと議事録に載とりますから」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

全員協議会で、私は市長の私印とか市の公印とか使って提出したというふうな表現をいたしておりません。ただ、誤解を与えたかもしれませんが、先ほど申したとおりであります。（「ちょっと全協の会議録ば起こしてくれ」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

今、部長の御答弁ではなかなか前に進まないと思いますので、暫時休憩をして、議事録をお願いしたいと思います。（「三小田議員、そうじゃなくて、部長は答えられんでおっすたい」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時 47 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの被害届の件については、3月開催の全員協議会のテープの発言の事実を確認したいと思いますので、ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 3 時 2 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長、何かありましたからお願いします。

副市長（大泉勝利君）

問題になったのは、被害届の届け出印が私印か市長の公印かというふうなことでございましたけれども、5月27日の土地開発公社の理事会の席で、業務委託契約書で使われた印鑑は市長の公印でございますけれども、出された被害届は山田部長の私印だということで、私がそこを誤解しまして間違えた答弁をしております。それを訂正させていただきたいというふうに思っております。

被害届は、先ほど山田部長が答弁したように、市長にかわって山田部長の私印で届け出たということでございます。どうも御迷惑をおかけして申しわけございません。訂正させていただきます。

25番（三小田一美君）

今の副市長の答弁、私これはちょっと理解をせんわけですね。今、全員協議会の中で、山田部長、それに対して市長の代行、また理解のもとと、それで請求を出されたと。それはもう結構でございます。いやいやながら出していただいたっちゃうと、部長はですね。

ただ、今の答弁では、また逃げておられる。なら、また再度、部長に聞かんといかんことになるもん。今のは陳謝じゃないもん。今んとは言いわけや、副市長。そいけん、私が言よつとはこげん言よつとですよ。総務部長が警察に被害届を出せば、そのまま部長だけで受け付けかや。そんなら、印鑑をですね、だれか請求された印鑑、だれか預って、それをしとつとやなかかと、私はそれをお尋ねしよつたわけ。そしたら、全員協議会の中で、それは預つ

て行っておりますと、そうおっしゃられたから、それをお尋ねしよるわけですよ。部長が預られたと、そして警察のほうに持っていかれとるわけ。首ば振らんちゃ、あなた市長も全部知ろとっとうでしようが。そうじゃなかなら意味がないわけですよ、警察に被害届出しても。あなたたちは打ち合わせをしながら、部長を悪者になかそうであるもん。部長は宮仕えだから、あなたがいつも十八番でやりますので、部長は怖がってあるわけですよ。ちょっと再度済みません、部長、ごめんばってん、ま一遍、本当のことば言ってくれんですか、全員協議会の中でもそげん言うとうでしようが。

議長（田中雅美君）

部長ははっきり言うてください。

総務部長（山田政徳君）

全員協議会のテープを先ほど御確認いただいたと思いますが、私が市長の印鑑を預っていきまして申し上げておりますか。

25番（三小田一美君）

はい、そうです。あります。（発言する者あり）あっ、何ち言わしたかね、今。（「それはないよ」と呼ぶ者あり）それは全協の中で言うた。

議長（田中雅美君）

うそうそ、それはないない。（「それは言うてない」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）続

うんにゃ、それは区切りば……（「いや、あるかもしれんけど、そこは確認していない。山田議員の質問の内容確認」と呼ぶ者あり）

総務部長（山田政徳君）

もう一遍ちょっと答えさせていただきます。

そいけん、そういうことはございませんで、先ほど来、何回か御答弁申し上げておりますように、私が最終的に署名をして、個人的な印鑑を押し提出させたということでございます。

以上です。

25番（三小田一美君）

それはもう先ほどもそういうふうな御答弁をされたけど、この全員協議会の中で、そういうことで、さっきのですね、今言われたのだれやったですか、あれは途中までのあれですよ。全部の録音を私は聞いております、全員協議会の中の録音は。その中で、総務部長はそのとおりきちんともう言うてあるわけですよ、印鑑を持って。そいけん、私が聞きよっとは、はいと言っていたいただければですね 何ですか。

そりけん、そこがですね、市長の公印か私印、どちらかを持っていかれたから、どの印鑑ですかち。けど、つながっていかんじゃないですか。自分の私印だけで持っていったち言わ

れるけん。それで被害届を警察署が受け付けるかなと、私はそこが懸念持つとるわけですよ。あなたで受け付けられないわけですよ、被害届は。そういうことになったら大変なことになつとよ、部長。頼まれたなら頼まれたち言えばよかじゃなかですか。知つとつとやっけん、おれは。（「市長が頼んだけん行ったということ言わんですか。部長はされんごとなつです」と呼ぶ者あり）そげんですよ。（発言する者あり）何ば笑いよつですか、人になしつけて。

総務部長（山田政徳君）

再度よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

どうも誤解が解けないようでございますが、私が市長の私印なり、あるいは市の公印、そういったものを持って行って手続したわけではございません。そして、先ほど来言っておりますように、私の個人の印鑑 私印ですね、それを持って手続をさせていただいたということでございます。

これで被害届の体裁があるかという御疑念だと思いますけれども、これでも十分受け付けられるということだろうと思います。（「部長は市長が指示せんない、だれが指示を出したかとか言われんですよ」と呼ぶ者あり）

25番（三小田一美君）

私が聞いた以上は、総務部長は全員協議会の中で言っているはずですよ。テープに、ちゃんと議事録に残つとつとだから、うそを言っちゃでけんでしょうが、部長。あれは途中までなんですよ。最終的には市長、あなたにもお話はされると。確認の上、持って行ってあるわけですよ。被害届は、石田宝蔵の印鑑はだれが押したつですか、それは。被害届がなければ警察は受け付けられないわけですよ。（「今受け付けてあるとおっしゃったじゃないですか」と呼ぶ者あり）おっしゃっているち、あんたそげん無責任なこと言いなはん、職員ば、すぐ告発したり何たりなされるのに。（「だれが指示をしたかと言わにやいかんとですよ」と呼ぶ者あり）

部長、これはほんに気の毒かばつてん、そんなら、またテープば全部一から十まで全部流さやんごとなつですよ。本会議なんです、議会。偽造罪か何かに触れていくかもわからんですよ、部長。部長をあんまり責めたくない。けど、これははっきりさせとかん、また二の舞踏むわけ、市長、副議長。（発言する者あり）二の舞ばまた踏むち言いよる。（「副市長に聞かんと」「副議長じゃなかばい」と呼ぶ者あり）ああ、副議長ち言うたかね。そげん笑うな、一生懸命しよつとに。何ばとんとん言わせよつと、あんた。知つたふりばすんな、何でん。かぼうてやつとつじゃつか、おまえどんやかまし言よつたけん。議員に負わされよつたけん、ピアスのこと。黙って聞きよらんか。

総務部長、まいっちょ、これは大変なことなつじやろうと思いますよ。なら、部長にお尋ねする。部長、被害届、あなただけで、供述書の中に印鑑ば押ただけで、上頭、石田宝蔵で被害届が出してあつたわけですよ、あれはあなたも見とるわけ。警察はあなたで受け付

けますか。確認をお願いします。

総務部長（山田政徳君）

これについては、先ほどの全協で流していただいたテープにも入っとるかと思いますが、被害届の提出については、市長、副市長の御理解のもとに提出させていただいたということでありまして、被害届については被害者・石田宝蔵、そして提出者が、私が署名をして個人的な私印を押して出したということでございまして、全員協議会で、私としては市長の私印とか公印を持ち出して出したという発言をした記憶はございませんが、申しわけございません。

25番（三小田一美君）

そんならあんた、市長あんたは知らんち、全部知っとっじゃないですか。また議会にう言うたっですか。市長、あなた印鑑はいつ警察に行って押されたっですか、被害届は。いつ押されましたか、市長。

市長（石田宝蔵君）

今、山田部長からお話があったとおりに、つい先般、三小田議員も情報公開でこの被害届の情報開示をなさっていましたね。私のところに参りました。そして、その回答の結果が、その文書は存在しませんという回答が三小田議員に行っているんじゃないでしょうか、総務課のほうからか。（「公開しないことが問題である」と呼ぶ者あり）答弁しよるじゃないですか。

だから、警察のほうに被害届を出されるのは、被害者は石田宝蔵で、被害届を出されたのは山田部長。打ち合わせをしたと、市長、副市長、部長交えて。そのような経過で、私はどういう文言で出されているのか、控えもありませんし、起案文書もありませんから、わからないということを申し上げているわけですよ。

25番（三小田一美君）

市長、そういうことをおっしゃられて、よく警察が取り上げられますね。これはですね、この控え、職員さんたちは笑ってあった。けどですね、こういったのは市長も知ってある。本当はこういうとは持っとかやんと。たとえあんたが、公印やろうが私印やろうが、こういったのはあんたの十八番じゃないですか、こういった書類を寄せて何でんするのは。今あなたが言われたとですたい。これは何ですか、私に来とっとは。不存在。びっくりしますよ。こういうとは絶対重要な文書だから、とっとかやん。隠しちらけて。副市長、今そういうふうにおっしゃられた。副市長よかですか。あなたも同じ、同類項。そげん言うちょっと失礼ね。ちょっと今んとはいけませんけれども、副市長も警察にも行かれていないち言われましたけれども、何回警察に行かれましたか。

副市長（大泉勝利君）

私はこの旧柳川ホテルのことでは2回ほど呼ばれているかと思います。

25番（三小田一美君）

私が後ろの席で聞いたら、あなた一回でん行たとらんで言うたろうが、さっきは。なしあんだ、ころころころころ変わりますか。もう石田さんに似てきよっですよ。

再度ですね、これはまた特別委員会というともありますので、またその中で、委員会がまた開催されると思いますので。

再度部長にお尋ねしますが、事前に求められることがわかり、詳細についても、市長も副市長も協議をされ、これはもう言われたじゃないですか、全協の中でも。重大な罪になる。たとえ被害届がなくとも、警察が捜査をし、検挙されれば職員の将来に重大な影響を及ぼすことを考慮し、自主的にそのところは提出した、市長が答弁で言われましたが、不備があると指摘されている書類は県の指導により後日作成されたものではありませんか。とすれば、職員の将来を心配して十分な協議を得て出された被害届ですので、透明な部署としては、事前に起案し、公文書として残すべきとは考えませんでしたか。

それとも、公文書にすれば市長が知らなかったと言えなくなると考えたので、そういうことで部長はおっしゃられたと、私はそういうふうに思います。もう時間がないから、あとは特別委員会でまたお願いをしたいと。

議長（田中雅美君）

答弁な要らんですか、今の答弁は。

25番（三小田一美君）続

もらえるならいただきます。なら、部長お願いします。（発言する者あり）

総務部長（山田政徳君）

ちょっと質問の意味がはっきりつかみかねておりますが、起案をしておらずに被害届を出したのがおかしいという御質問でございましょうか。（「控えがない」と呼ぶ者あり）

被害届の控えについては、コピーを出した時点でもらっておりませんが、後日警察のほうにそういうコピーをいただけますかということで問い合わせをいたしましたところ、それについては出せないということでございました。

以上です。

議長（田中雅美君）

これをもちまして、三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りをいたします。一般質問はあすまでの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問すべてが終了しましたので、あす19日は休会といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、あす19日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了しました。本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時19分 散会

柳川市議会第2回定例会会議録

平成20年6月27日柳川市議会議場に第2回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	島 添 達 也	2番	古 賀 澄 雄
3番	浦 博 宣	4番	熊 井 三千代
5番	梅 崎 昭 彦	6番	島 添 勝
7番	白 谷 義 隆	8番	森 田 房 儀
9番	荒 巻 英 樹	10番	藤 丸 富 男
11番	矢ヶ部 広 巳	12番	荒 木 憲
13番	伊 藤 法 博	14番	龍 益 男
15番	菅 原 英 修	16番	諸 藤 哲 男
17番	樽 見 哲 也	18番	近 藤 末 治
19番	太 田 武 文	20番	吉 田 勝 也
21番	大 橋 恭 三	22番	藤 丸 正 勝
23番	木 下 芳二郎	24番	佐々木 創 主
25番	三小田 一 美	26番	梅 崎 和 弘
27番	高 田 千壽輝	28番	山 田 奉 文
29番	河 村 好 浩	30番	田 中 雅 美

2. 欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	石	田	宝	藏
副	市長	大	泉	勝	利
収	入	木	村		仁
教	育	上	村	好	生
総	務	山	田	政	徳
市	民	大	坪	正	明
保	健	本	木	芳	夫
建	設	蒲	池	康	晴
産	業	田	島	稔	大
教	育	佐	藤	健	二
大	和	櫻	木	惠	美
三	橋	藤	木		子
消	防	竹	下	敏	均
人	事	高	田		郎
総	務	櫻	木	重	厚
企	画	樽	見	孝	信
財	政	石	橋	真	則
税	務	武	藤	義	剛
健	康	川	口	敬	治
福	祉	木	下	正	司
学	校	成	清	一	巳
建	設	横	山	英	廣
農	政	成	清	博	眞
水	路	安	藤	和	茂
	課				彦

4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	北	原	博
議	会	事	務	局	次	長	兼	議
議	会	事	務	局	庶	務	係	長
						高	巢	雄
						高	口	佳
								人

5. 議事日程

- 日程(1) 議会運営委員長報告について
- 日程(2) 各委員長報告について

1．総務委員長報告について

議案第42号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）について

2．建設委員長報告について

議案第43号 柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議案第51号 市道路線の変更認定について

3．教育民生委員長報告について

請願第12号 「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」提出に関する請願

日程（3） 議案第58号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書について

日程（4） 閉会中の継続審査申し出について

1．請願第13号 「渡辺邸をはじめとする武家屋敷および歴史建築物保存活用」に関する請願

2．請願第14号 マルシヨク跡地購入についての請願

午前10時 開議

議長（田中雅美君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（森田房儀君）（登壇）

おはようございます。平成20年第2回柳川市議会定例会最終日の日程について、6月26日に議会運営委員会を開催し協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

なお、日程2の終了後、暫時休憩をいたしまして、全員協議会を開催いたすことといたしております。このことにつきましては、いわゆる柳川ホテル跡地の問題に関する一般質問の答弁等についてのその後の処理についての答弁が、御承知のとおり一般質問の中で随分混乱をいたした経緯もありまして、結論が聞き出されておられません。したがって、この問

題につきまして、全員協議会を開催いたすことといたしております。

日程3が議員提出の議案第58号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることといたしております。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

日程4が閉会中の継続審査申し出についてであります。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。ありがとうございました。

議長（田中雅美君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（田中雅美君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

6月13日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1) 議案第42号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正前の予算額「258億6,800万円」に「882万3千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「258億7,682万3千円」としようとするものであります。

審査の過程において、母子家庭等医療費、乳幼児医療費、母子家庭等医療費の制度改正に伴う県、及び、本市の公費負担総額の今後の動向について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。（「重複」と呼ぶ者あり）

議長（田中雅美君）

訂正をお願いします。

総務委員長（矢ヶ部広巳君）（登壇）

それでは、4の結果から訂正をさせていただきます。

(1) 議案第42号 原案可決

本案は、平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正前の予算額「258億6,800万円」に「882万3千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「258億7,682万3千円」としようとするものであります。

審査の過程において、母子家庭等医療費、乳幼児医療費、重度心身障害者等医療費の制度改正に伴う県、及び、本市の公費負担総額の今後の動向について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上で総務委員会の報告を終わります。申しわけありません。

議長（田中雅美君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（三小田一美君）（登壇）

議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

6月13日の本会議において当委員会に付託を受けた議案の2件についてでございます。その審査を終了いたしましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおり御報告を申し上げます。

1、委員会の開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部の出席者、3、案件につきまして記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4の結果でございますが、

(1) 議案第43号 原案可決

本案は、柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例を新たに制定するものです。

下水道の認可区域外から流入を要望される土地の所有者等に対し、下水道法に定める条件を満たすことで、流入の許可を行った場合、認可区域内の受益者との負担の公平の

見地から、認可区域内の受益者負担金に相当する額を、区域外流入分負担金として徴収するため、地方自治法第224条の規定に基づき、本条例を制定するものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(2) 議案第51号 原案可決

本案は、市道路線の変更認定についてであります。

有明海沿岸道路建設整備により、機能交換として変更する一路線と、既存認定道路の1路線において、路線の一部の所有権者から寄付採納により路線が伸長する、以上、二路線について変更認定を行うものです。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

以上をもちまして、建設常任委員会の報告は終わります。

議長（田中雅美君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（太田武文君）（登壇）

おはようございます。議長の命を受けましたので、教育民生常任委員会の審査結果を御報告いたします。

2月29日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、委員外議員の出席について、3、執行部出席者、4、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

5 結果

(1) 請願第12号 採択

本件は、後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出を求める請願であります。

当委員会としましては、後期高齢者医療制度については一定の見直しが必要との意見が大勢を占め、審査の結果、賛成多数で採択と決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の御報告を終わります。

議長（田中雅美君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時13分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第42号 平成20年度柳川市一般会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第43号 柳川市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第51号 市道路線の変更認定については、討論を省略し、直ちに

採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第12号 「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」提出に関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本請願は教育民生委員長報告どおり採択と決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午後3時15分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程3．議案……（「議長」と呼ぶ者あり）

8番（森田房儀君）

実は午前10時30分から3時まで延々にわたって全員協議会を開催いただきまして、非常に時間のロスを生じたことにつきましては、議会運営委員長として深くおわびを申し上げたいと思います。

ただ、実はきのう柳川警察署長とお会いされて、柳川署長から談話として出されたものにつきまして、ぜひ皆さん方のほうに御承知おきをいただきたいと思いますので、発言をお許

しいただきたいと思います。

議長（田中雅美君）

どうぞ。

8番（森田房儀君）

実は「「被害届」についての大塚柳川署長談話」ということで、議長、副議長、それから局長と、お三方がお会いをいただいております。その結果に基づいて、本日全協というものをお願いいたしたわけでありますが、談話として「被害届というものは、あくまでも被害を受けたもの自らが、自らの意志で出すものであり、警察の方から提出を求めることはあり得ない。被害届は「当事者を罰してください。」という意志で出されるものである。「警察の求めに応じて被害届を出した。」そういうことを言われれば警察としては非常に迷惑な話だ。ということ、署長見解として申し上げられておるわけでありまして。従って市長は一職員を罰するために被害届を提出したものと思慮される。なぜ、そうしなければならなかったのか。他にも関係者はいたであろうに。そしてまた、被害とは、市長は何の被害をうけたのか明らかにせよ。」ということ、実はきょう全員協議会を開いていただいたわけでありまして、結果として、これを取り下げないということを明言されましたので、念のために署長談話を皆さん方に御披露しておきたいと思います。

以上でございます。

日程第3 議案第58号

議長（田中雅美君）

日程3 議案第58号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書についてを上程いたします。

議案を朗読いたさせます。

議会事務局長（北原 博君）

〔朗読省略〕

議長（田中雅美君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

19番（太田武文君）（登壇）

議長のお許しを得ましたので、議案第58号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

今年4月から施行された後期高齢者医療制度は、これまで保険料の負担のなかった高齢者にも新たな負担を生じさせる、また、高齢化の進行に伴い保険料が今後上昇することが懸念されるなどとして、国民の間に不安が広がっております。

このような情勢を踏まえ、長年社会のために尽くしてきた高齢者が、安心して生活できるよう制度の内容見直しを求める意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（田中雅美君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午後 3 時 21 分 休憩

午後 3 時 21 分 再開

議長（田中雅美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第58号 後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中雅美君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第 4 閉会中の継続審査申し出について

議長（田中雅美君）

日程 4 . 閉会中の継続審査申し出を議題といたします。

教育民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第13号について、会議規則第99条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、委員長申し出のとおり審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、産業経済常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第14号について、会議規則第99条の規定によって、お手元に配付しております申出書のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りいたします。委員長申し出のとおり、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中雅美君）

御異議なしと認め、委員長申し出のとおり審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成20年第2回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午後3時24分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 田 中 雅 美

柳川市議会議員 森 田 房 儀

柳川市議会議員 藤 丸 正 勝